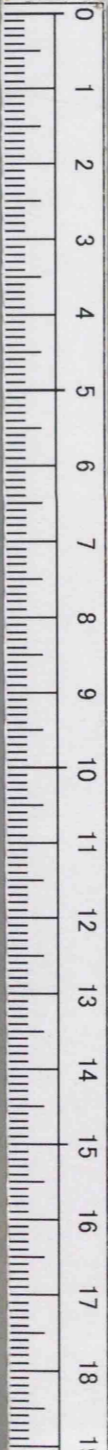


教科書文庫
 4
 370
 51-1910
 2000030768



40832

教科書文庫

4
370
51-1910
20000 30768

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

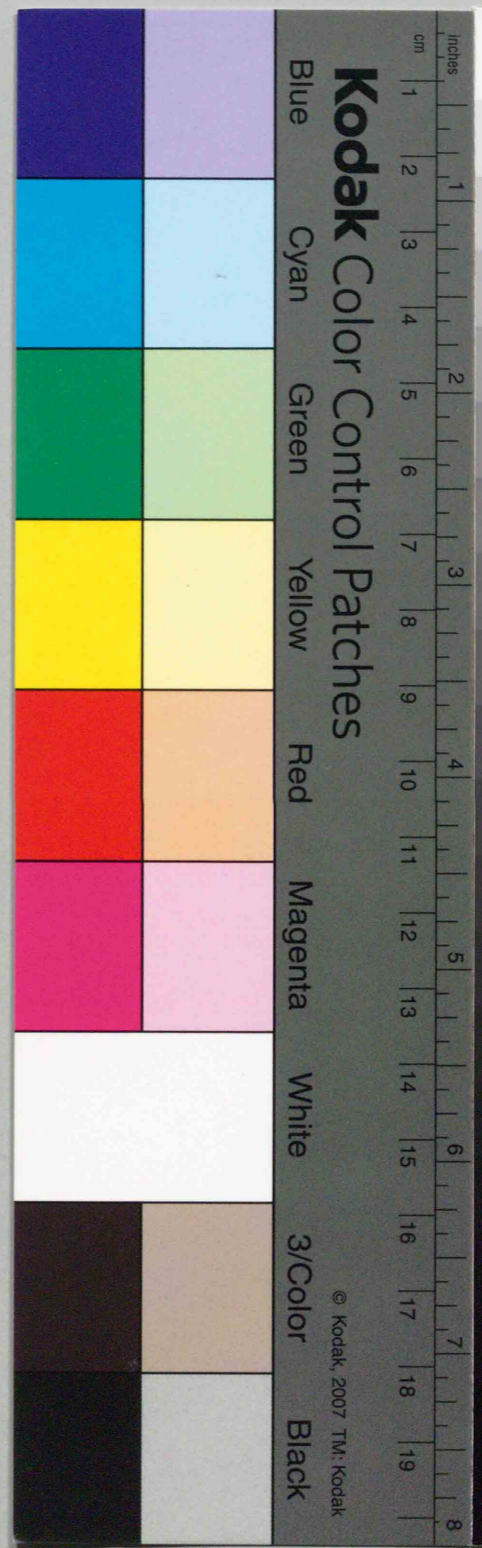


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫
4
370
51-1910
2000030768

375.9
Og 1



明治四十二年十二月十七日

文部省檢定濟

近世教育史

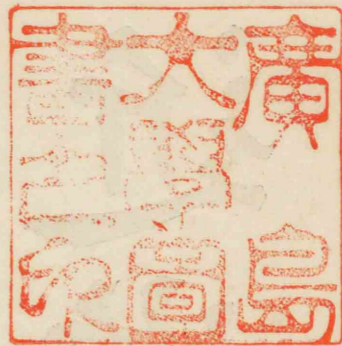
小川正行
佐藤熊治郎
篠原助市
共著

東京
大阪
寶文館藏版

広島大学図書

2000030768





凡例

一、本書は師範學校に於ける教育科の系統的教科書となさんがため、師範學校教育科教授要目に據り、最新の學說に基づき、著者の經驗に照らして編纂したるもの一部なり。

一、本書の編纂に當りては、著者は最も教育科各分科に屬する他の教科書との連絡に意を用ひ、互に相補益して、生徒の理會を容易ならしめんことを務めたり。

一、本書は特に教育の學說、教育の實際、教育の制度、時代の思潮等の相互關係に注意し、是等の諸項を常に相連絡せしめて、以て統一ある説明をなさんことを務めたり。故を以て、各時代の始めに於て、なるべく其の時代の教育を概説し、順次之を分解的に敷衍する方法を取れり。

一本書は近世教育の變遷發達を敘述するを以て其の目的となせるを以て、古代の教育に關するものはなるべく之を簡約にし、其の特に近世の教育に對して多大の影響を與へたるものみに止めたり。

一本書載する所の外國の地名及び人名の稱へ方及び書き方は一に文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に準據せり。

明治四十三年十月

著者識

近世教育史目次

緒論

- 第一章 教育史の任務及び必要……………一
- 第二章 近世教育史の組織……………四

本論

第一編 本邦維新以前の教育

- 第一章 王朝時代以前の教育……………七
 - 第一節 古代の教育……………七
 - 第二節 儒教の傳來……………一一
 - 第三節 佛教の傳來……………一六
- 第二章 王朝時代の教育……………二一
 - 第一節 學問の勃興と大寶令の學制……………二一

第二節	王朝時代教育の概況	二五
第三章	鎌倉室町時代の教育	二八
第一節	學問の衰頹	二八
第二節	武士道の興起	三〇
第三節	寺院の教育と當時の學校	三二
第四章	徳川時代の教育	三四
第一節	徳川時代教育の概説	三四
第二節	支那宋明思想の影響	三八
第三節	徳川時代の教育家	四五
一	中江藤樹	四五
二	山鹿素行	四七
三	伊藤仁齋	四九
四	貝原益軒	五三
五	二宮尊徳	五八

第四節	幕府の學校	六二
一	昌平黌	六二
二	和學講習所	六七
三	開成所及び洋學	六七
第五節	藩學及び漢學塾	六九
第六節	武士道の發達	七一
第七節	庶民の教育	七三
一	寺子屋の發達	七三
二	心學道話	七七
第八節	女子の教育	七九
第二編	歐米の教育	
第一章	希臘の教育	八一
第一節	希臘教育の概説	八一
第二節	希臘の教育家	八六

一 ソクラテス……………八六

二 プラトン……………八七

三 アリストテレス……………八八

第二章 羅馬の教育……………八九

第三章 基督教の教育……………九三

第四章 中世の教育……………九六

 第一節 中世の特徴……………九六

 第二節 第一期の教育……………九八

 第三節 第二期の教育……………九九

第五章 第十五、第十六世紀の教育……………一〇二

 第一節 人文主義の教育……………一〇二

 第二節 宗教改革と新教の教育……………一〇五

 第三節 舊教徒の教育—ユスイタ派……………一〇八

第六章 第十七世紀の教育……………一一一

 第一節 第十六世紀以後に於ける教育の發達……………一一一

 第二節 第十七世紀の教育家……………一二六

 一 コメニウス……………一二六

 二 ロック……………一二五

 第三節 第十七世紀に於ける宗教教育……………一三三

 一 ヤンゼン派……………一三三

 二 敬虔派—フランケ……………一三五

第七章 第十八世紀の教育……………一四〇

 第一節 啓蒙思潮と第十八世紀の教育……………一四〇

 第二節 第十八世紀の教育家……………一四三

 一 ルソー……………一四三

 二 汎愛派—パセドゥ……………一五一

 三 カント……………一五七

 第三節 新人文主義の教育……………一六二

第八章 第十九世紀の教育……………一六四

第一節 第十九世紀教育の概説……………一六四

第二節 第十九世紀の教育家……………一六八

一 ベスタロテ……………一六八

二 テイステルウエツヒ……………一八二

三 フレイベル……………一八四

四 ヘルバルト……………一九二

五 スペンサー……………二〇一

六 ホーレスマン—米國の教育……………二〇七

第三節 社會的教育學の發達……………二一一

第九章 歐米現時の學制及び教育の趨勢……………二一六

第一節 獨逸……………二一六

第二節 佛蘭西……………二二二

第三節 英吉利……………二二六

第四節 米國……………二三〇

第三編 本邦維新以後の教育

第一章 維新以後教育の概説……………二三三

第二章 明治五年以前の教育……………二三六

第三章 學制時代の教育……………二三九

第四章 教育令時代の教育……………二四五

第五章 學校令時代の教育……………二五一

第一節 學校令の發布……………二五一

第二節 教育勅語の下賜……………二五四

第三節 教育の勃興……………二五八

附錄 一 教育史年表……………二六七

二 教育史附圖……………二六七

近世教育史目次 終



近世教育史

緒論

第一章 教育史の任務及び必要

教育史の任務

教育史は教育の理論及び實際の變遷を敘述するを以て其の任務となす。現時の教育は凡て過去數千年間に於ける教育の理論と實際とが相繼ぎ相承け、次第に改良發達して始めて完成せるものなり。されば苟も現時の教育に關して深き理會と洞察とを得んとするものは、必ずや先づ其の起原に遡りて、歴史的に發達變遷の跡をたどり、以て其の由來

する所を究めざる可からず。而して斯かる發達の狀態を敘述するは、是れ實に教育史の任務にして、之が攻究範圍大要左の如し。

教育史の攻究範圍

一、教育實際の變遷 教育は一の社會的現象にして、社會に於ける自餘の諸現象と頗る密接なる關係を有す。されば教育の實際は、常に之を當時の歴史、文化の程度等に考へ、時代の背景に照らして解釋し、詳に其の由て來る所を繹ねざるべからず。而して實際上の變遷は、又之を(一)教育制度、(二)實際の教育法の二項に分ちて論ずることを得べし。

二、教育理論の變遷 然れども教育の實際は、又其の時代に行はれたる教育の理論を離れて、之を考ふることを得ず。而して一時代に於ける教育の理論は、縦に其の前時代の學說に關聯し、横に其の時代の思想界全般に影響せらるるも

のなれば、教育史は能く是等の有機的關係に注意し、系統的に之を説明せざるべからず。

三、教育家の活動 先づ人あり而して後に事業あり。教育史は、又古來幾多の大教育家が一身を犠牲として、教育の改良發達に盡くせし跡を敘し、教育事業の眞の精神と眞の根柢とは一に教育者其の人に存するものなることを明らかにせざるべからず。

教育史は、斯く教育の發達を敘述し、之が明瞭なる説明を與ふるものなれば、教育者は之を學習することによりて、單に現時の教育の由來を知悉するのみならず、又教育變遷の理法に通じ教育に關する諸種の學說につきて其の適否を識別するの批評眼を養ひ得るを以て、教育の實際に當り、能く前車の覆轍を避け、又妄りに新しき意見に迷はざるを得

教育史研究の
必要
教育に對す
る自信と教
育の改善

人格の修養

べく、更に進んでは教育改善の方法を立つるに至るべし。教育史研究の必要主として此に存ず。

次に教育史は古來の偉大なる教育家の事蹟を敘し、其の活動の状態を述ぶるを以て、是等大教育家の鞏固なる信念、高潔なる心情、不撓不屈の大精神等は自然に教育者を感じ、人格修養の資となること甚だ大なり。而して教育者は是等の偉大なる事業が永く歴史を貫ぬき、永遠に人類の爲に貢献する所あるを見るときは、茲に教育事業の威嚴を感じ、おのづから教育に對する希望を加へ、強き信念を得るに至らん。教育史の研究は、之を、單に教育者の修養より見るも、決して忽諸に附すべからざるなり。

第二章 近世教育史の組織

近世教育史の意義

近世教育史の區分

廣く内外に亙り、遠く古今に通じ、詳細に教育の變遷を述ぶるは、本書の能くする所にあらざるを以て、本書は特に我が國の教育者に對して最も切實密接の關係を有する本邦現時の教育の由來を明らかにするを以て、其の眼目となせり。故に之が敘述に關しては、縦に現時の教育に最も直接の連絡を有する近世を重んじ、横に我が國現時の教育に對して著しき影響を與へたる諸外國の教育に注意せんとす。是れ本書を近世教育史と名づけたる所以なり。

近世に重きを置く教育史は、之を(一)維新以前の教育、及び(二)維新以後の教育に分ち、維新以前の教育を略敘し、維新以後の教育を精細に述ぶるを以て最も適當なりとす。而して我が國維新以後の教育は、本邦固有の精神を以て儒教佛敎及び歐米の思想を同化したる渾然たる體系なれば、之が

由來を明らかにせんが爲には、先づ本邦固有の思想に儒教及び佛教の影響を加へたる維新以前の教育を述べ、次に維新以後我が國に輸入せられたる歐米の教育思想を究め、最後に是等諸源流の如何に相融合して、以て維新以後の教育をなせるかを見ざるべからず。即ち本書は之を別ちて第一篇本邦維新以前の教育、第二篇歐米の教育、第三篇本邦維新以後の教育となす。歐米の教育は一の傍系たるに過ぎざれども、本邦現時の教育と頗る深き交渉を有するを以て、特に之を分ちて詳述せり。

本論

第一編 本邦維新以前の教育

第一章 王朝時代以前の教育

第一節 古代の教育

我が國古代は文字なく、従つて特別の施設をなせる學校あることなし。されど未だ斯かる一定の形式によらず、隱約の中に存して、以て本邦教育の基礎をなせる教育の精神は即ち是あり。されば苟も教育の淵源を究めんとするものは先づ古代に於ける是等の精神を明らかにせざるべからず。天照大神三種の神器を皇孫瓊杵尊に授け給ひ、之と共に

建國の大本

に葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉の二大詔を下し給ふ此の三種の神器及び二大詔は我が國民の宗教的、道德的、政治的各方面に至大の影響を與へ、相合して以て我が國固有の國體及び民族の特質を形成せり。而して是等の特質中最も大なるものを忠孝、敬神及び武勇の三大精神となす。

忠孝

我が國民道德の精髓は忠孝兩道にして、勅語にも之を以て國體の精華、教育の淵源と宣へり。上は仁愛を本として萬民を安んじ給ひ、下は忠義を旨として萬世一系の皇室を戴き、至誠以て國家に奉仕するは、是れ我が國の萬國に卓越する所以にして、我が國民は古來忠を以て至上の義務となし、最高の道德となせり。且我が國の社會組織は彼の西洋各國

の個人本位なると異なり、家族本位にして、古來一貫せる族制制度の上に發展し來り、皇室は其の大宗家にして、天皇は日本國民と言ふ一大家族の元首にましまして、國家統治の上より見たる君臣の關係は、やがて父子の關係を兼ねるものにして、忠と言ひ、孝と言ふも、其の本義に於て敢へて異なることなく、兩道二にして即ち一なり。神武天皇が即位の翌年、先づ鳥見山に皇祖天神を祭りて大孝を申べ給ひ、天孫降臨このかたの御親衛たりし大伴氏の祖が「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なぬ、長閑には死なじ」と詠じて其の一族を戒めし如きは、最も能く以上の精神を代表せるものなり。

敬神

敬神の立國の要義たるは、寶鏡の大詔によりても明らかなり。古代は祭政一致にして、神に仕ふるを以て政治の主要

武勇

部となし、太占、祓禊、盟、祈禳等により、事々物々神教を請ひて之を決し、政令、刑賞、概ね神慮に基づけり。特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々氏神を祭るが如きは、我が國特有の美風にして、此の美風は忠孝二大道德と表裏の關係を有す。我が國の武を以て國を建てたるは、歴史上に明らかなる事實なり。加ふるに、上古は兵農一致にして、國民皆兵の制なれば、上下一般に武事を練習し、狩獵を好み、歌舞によりて以て勇壯の氣風を養ふに力めたり。而して敬神と尙武とは是れ亦決して相分かつ可からざるものにして、敬神は内部より、尙武は外部よりして、國民の心意を鍛鍊せり。

以上の三者は古代に於ける我が國民の特質にして、又古代教育の精神なり。故に其の子弟は自然に是等特質の感化を蒙り、貴賤老幼口口に相傳へ、前言往行存して忘れず、相繼

儒教の傳來

第二節 儒教の傳來

ぎ相承け、次第に根柢を固めて、以て儒教の傳來に及べり。

應神天皇十六年（紀元四五年）百濟より博士王仁を貢し、竝びに

論語十卷、千字文一卷を進れり。これ實に儒教傳來の濫觴に

して、我が國文字ある此の時に始まれり。其の後王仁の子孫

は西文部と稱し、次ぎて歸化せる阿知使主の子孫は東史部

と稱し、共に世々史官となれり。降つて履中天皇の世に始め

て諸國に史官を置き、繼體天皇の世に百濟より五經博士段

揚爾を貢し、又毎に學士を貢し、文運次第に隆盛に赴けり。

儒教は孔子を以て其の祖となす、儒教を知らんと欲せば、

先づ孔子の傳記、學説を明らかにせざるべからず。

孔子名は丘、字は仲尼、周の靈王二十一年（紀元一〇年）魯の昌平

郷に生まる。父を叔梁紇、母を顔氏と言ふ。幼より禮に倣ひ嬉

孔子の傳記

孔子死後七年
魯哀公十四年
春、西狩、獲
麟、作春秋、
絶筆

戲常に俎豆を陳ね、禮容を設く。家もと貧賤なりしかば、或は
 委吏今計となり、或は乘田牧畜となる、皆能く其の職に適へり。後周に
 行き、禮を老子に問ひ、歸つて弟子を教ふ。三十五にして齊に
 適きしも、齊の景公用ふること能はず、去つて魯に反る。後魯
 の定公孔子を擧げて中都の宰となす、暮年ならずして四方
 之に則る。遂に司空老成を経て、大司寇司法に進み、定公を相けて齊侯
 と夾谷に會せしが、齊侯大に恐れ、悉く其の侵せる所の地を
 歸へせり。年五十六にして相の事を攝し、少正卯を誅す、國政
 に與ること僅かに三月にして、魯國大いに治まる。されど定
 公永く孔子を用ふること能はず、是に於てか列國に周遊し
 て道を説きしも、到る所遇せられず、諸國に流寓すること十
 有三年、六十八歳にして再び魯に歸る。是より全く望を仕官
 に絶ち、退いて禮を修め、樂を正し、春秋を作り、以て王道を明

孔子の學說

仁と克己及び
幸福

らかにせり。晚年易を好み、韋編三たび絶つと言ふ、其の學に
 篤き推して知るべし。弟子凡べて三千人、身六藝に通ずるも
 の七十有二人あり。周敬王四十一年(紀元一八二年)七十三歳にて歿
 せり。魯の城北泗上に葬る。弟子皆心喪に服すること三年、魯
 人の冢に従ひて家するもの百有餘戸に及べりと言ふ。

孔子の學說は、之を論語に見るを得べく、其の説く所常に
 政治道德にあり。されど夫子は決して新説を唱道したるに
 あらず、子自ら述而不作、信而好古と言ひ、中庸にも亦祖述堯
 舜、憲章文武とある如く、古來早く支那に發達し來りたる教
 義を大成せるものなり。

孔子の學は仁を以て其の一貫の道となし、之を以て諸徳
 の根原となせるが如し。所謂仁とは慈愛忠恕なり、己所不欲
 勿施於人なり。されど苟も人に仁ならんとするものは先づ

己を制せざる可からず、他を利せんとするものは先づ利己の念を抑へざる可からず、是に於てか克己の必要生ず。故に孔子は又仁を解して克己となせることあり、顔淵の仁を問へるに答へて「克己復禮」と言ひしは即ち是なり。仁を以て天下を治むれば國必ず富み、民必ず榮ゆ。されば、仁は之を自己に對して見るときは克己となり、他人に對すれば慈愛となり、其の結果より見れば幸福となるものにして包容する所頗る廣し。

孔子は又幼より周の禮を學び、深く之を究めたれば、甚だ禮を尊べり。子が「能以禮讓爲國乎、何有？」君子博學於文、約之以禮。と言ひ、物徂徠亦先王之道禮樂焉耳。と言へるにても、其の一斑を知るに足るべし。而して仁と禮とは決して相扞格するものにあらず。互に相依り相助くべきものにして禮とは

禮

孔子の性格

道を外面より見、仁とは之を内面より見たるに過ぎず。克己復禮爲仁の一語明らか之を證す。斯くて仁と禮とは内外表裏の關係を有し、以て儒教の中心思想をなせり。

孔子は資性、仁恕果斷にして自信の念強く、且極めて圓滿に大成せる常識を有し、決して極端なる思想、極端なる行爲を爲せしことなし。其の悠々として迫らず、おのづから超世脱俗の態を具へたるは、誠に孔夫子の大なる所以にして、夫子の生活は凡て高き教訓となり、二千有餘年間東亞の思想界を照らして以て、今日に至れり。基督及び釋迦と相竝びて世界の三聖と稱せらるゝ亦宜なりと言ふべし。

孔子の弟子を導くや、諄々誨へて倦まず、性相近也、習相遠也。と言ひて教育の力の偉大なるを認め、能く弟子の個性に應じて巧みに開發法を利用し、誘導其の宜しきを得たり。不

孔子の教育

世不絶

老子「道徳經」
 孔子「論語」「孟子」
 楊子「列子」
 墨子「墨子」

儒教の影響

佛教の傳來

憤不啓、不悻不發、舉一隅不以三隅反、則不復也。との一語は夫子の方法の一斑を窺ふに足るものなり。

孔子の後に曾子あり、子思あり、孟子、荀子あり。子思は中庸を説き、孟子は孔子の仁に附するに義を以てし、且性善説を説き、荀子は性惡説を唱へたり。共に孔子の説を一層闡明せんと企てたるものなり。

以上述べたる如く儒教の説く所は、我が道徳思想と一致する所甚だ多く、我が國固有の精神は儒教によりて、茲に始めて明らかに倫理的説明を與へられ、兩者相合して爾來長く世道人心を支配せり。

第三節 佛教の傳來

印度より、中央亞細亞を経て、後漢明帝の代に支那に傳はりたる佛教は、更に支那より朝鮮を経て、紀元千二百十二年

釋迦の傳記

釋迦の傳記
 釋迦の傳記
 釋迦の傳記

を以て、我が國に傳來せり。即ち欽明天皇の十三年百濟の聖明王佛像幡蓋及び經論を獻じ、且其の功德を上奏したるを以て我が國佛教の起原となす。

佛教の教祖は釋迦なり。釋迦は我が紀元九十八年(?)印度の迦毘羅衛に生まる。釋迦牟尼とは釋迦種族の聖哲と言ふ義なり。姓を瞿曇、名を悉達多と呼び、父を淨飯王、母を摩耶と言ふ。王、年四十五歳にして悉達多太子を生み、大いに喜び、鐘愛至らざるなし。幼にして婆羅門の碩學を聘して學を修めしめしが、天資頗る穎悟、一を聞て能く十を曉る。されど太子は生來厭世的傾向を有し、金殿玉樓の榮も以て其の心を慰するに足るなく、年甫めて廿九、決然として「三界無怙唯道可恃」の一語を遺し、妻子恩愛の情を絶ち、夜陰に乗じて宮殿を出づ。其の後婆羅門の僧に就き苦行六年、皆意に充たず。乃ち

尼連禪の河水に浴し一牧女の供せる乳糜に其の體力を恢復し、佛陀伽耶に至り、菩提樹の下に端座し、勇猛精進、我れ若し正覺を取らずんば此の座を起たじと誓ひ、遂に廓然大悟、無上眞正道を得て、所謂佛陀(覺者)となりぬ、時に年三十五、爾來印度各地を巡歴して法を説くこと四十餘年、拘尸那羅の沙羅双樹の下に入滅せり。(紀元一七六年?)

釋迦は印度從來の宗教たる婆羅門教が、專横其の極に達し、宗教革新の機運方に熟するの時に當り、決然として無差別の教を説き、以て婆羅門教の階級思想に反對せり。

釋迦の教義は四諦三法印を以て其の綱領となす。四諦とは苦集滅道の四諦を以て世界及び人生を説明せんとするものにして、其の説に曰く、凡そ人生は苦痛の境界なり、而して生老病死の苦は一に過去に於ける業因より生じ、業因は

釋迦の教義
四諦
と名づる

眞理に暗き迷妄より生ず。惑と業とは實に苦を集め起す所の原因なり。故を以て苟も人生の苦を厭ふものは、須く集を斷つべし、集を斷ずれば苦從つて滅す。苦の滅したる状態は是れ滅諦にして即ち涅槃なり。されど、斯く滅を得て以て涅槃の理想を實現せんとせば、其の方法として戒定慧の三道を實行せざる可からず。所謂戒とは佛陀の定めし戒律を守り、定とは心を一境に注ぎて散亂せしめず、慧とは智慧を以て無明煩惱を斷絶するものにして、此の三道を修め、勇往邁進、撓まず倦まざれば、何人と雖も必ず能く其の佛性を發揮して轉迷開悟、涅槃の妙果を受くるに至るべしと。

三法印

三法印とは諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜の三印なり。曰く凡て宇宙間の森羅萬象一として生滅變化せざるはなく、諸行は無常なり。已に諸行無常なり、故を以て、斯かる無常の世

界に常一主宰の實在あることなし(諸法無我)。されど所謂無常・無我とは是れ單に現象界の事なるのみ、本體界は之に反して決して無常ならず、不生・不滅・常住の完全界にして、眞に愛求すべきものなり、稱して涅槃(Nirvana)と言ふ(涅槃寂靜)。斯く四諦は時間的、因果的に、三法印は空間的、本體的に、世界及び人生を觀じ、兩々相俟つて佛陀の厭世教を構成せり。

佛教の影響

佛教の所説は厭世的、未來的にして、寂靜を喜ぶを以て、本來樂天的、現世的にして、且生々活動を尊ぶ我が國民の性情と相容れざる所あり。加ふるに王法以外別に佛法を説くは尊王の精神に悖るものあり、其の傳來するや、激烈なる紛争を生じ、神佛兩道の衝突を來せしこと、儒教の直ちに我が國民思想に合せしと日を同ふして語るべからず。されど其の所説高遠幽玄にして、佛陀に對する信仰は人心に慰安を與

ふること多きを以て、次第に國民思想の根柢に浸潤し、遂に日本的佛教となり、永く我が精神界を支配するに至れり。其の他、佛教は、慈悲・不殺生の戒を以て勇悍猛烈なる我が國民性を和らげ、佛畫・佛典・建築等によりて文藝・美術の進歩を助くる等、其の影響する所甚だ廣し。殊に多くの高僧・大徳が釋迦に倣ひ、宗教的熱情を以て、濟世救民の大事業に盡瘁せし功績は擧げて數ふべからず。

第二章 王朝時代の教育

第一節 學問の勃興と大寶令の學制

推古天皇の朝、聖德太子篤く佛教を尊信し、憲法を制定し、國史を撰し、又留學生を派遣して、直接に支那の文運に接觸するの道を開けり。當時支那は唐朝の盛時に當り、文物制度

推古天皇元年
後鳥羽天皇文治元年迄
五十年間
學問の勃興
國史、元史記、周記等あり。

學校の起源

燦然として見るべきものありしかば、彼我交通の頻繁なると共に、盛に彼の文化を輸入し、學術一時に勃興せり。是より先孝徳天皇の大化元年、國博士を置きて文事を掌らしめ、天智天皇の朝始めて學校を設け、百濟人鬼室集斯を學職頭となしたりしが降つて、文武天皇大寶元年大寶令を發布し、其の中に學制を定められたり。是れ實に我が國教育令の嚆矢にして、時正に紀元千三百六十一年なり。

大寶令の學制

生徒

大寶令によれば、學校を分かちて、大學と國學との二種となす。大學は京都に設け、式部省大學寮之を管し、五位以上の子孫及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を教へ、國學は各國に一ヶ所を置き、國司之を管し、郡司の子弟を教ふ。何れも官吏養成を以て其の目的となす。其の他天文・曆法・醫學・音樂等を教ふる爲めに典藥寮・陰陽寮・雅樂寮をも設けたり。

忍壁親王御孫
不仁守子三
皇太子
大學、國玉、府守

學科

學費

考試

禮記
周禮
左丘明、春秋左傳
毛經、詩經
周易、易經
尚書、書經
春秋、孔子下
孝經、孔子下
周禮、孔子下
尚書、孔子下
春秋、孔子下

學生は、大學は四百人、國學は大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人となし、共に十三歳以上十六歳以下の聰明なるものを取る。大學の學科は始め經學・音學・書學・算學の四科分立せしが、後改めて、明經・紀傳・明法・算書（毛經、周禮、儀禮、小經、周易、尚書）の五道に區分し、各其の所屬の學科を教授せり。教科書は明經道に於ては大經・禮記・左傳・中經・毛詩・周禮・儀禮・小經・周易・尚書を課し、且論語・孝經を必修せしめ、紀傳道に於ては史記・漢書・後漢書・文選・爾雅を課し、明法道は律令を授け、算道は數學を、書道は習字を授く。國學の學科は大學に準じたれども、其の程度低し。學費は大學・國學共に勸學田・學校田等を設け、官費にて支給せり。地方の學校にては、太宰府の府學最も大にして宛然準大學の觀を呈したりき。

考試は之を分かちて、旬試・年終試・學試及び省試となす。旬試（旬試、年終試、學試、省試）

試は一句一日の休暇の前日に之を行ひ、年終試は毎年七月之を行ふ。而して出仕を求むるものは、更に大學寮に於て學試を受けて太政官に擧送せらる。其の大學よりするものを舉人と云ひ、國學よりするものを貢人と云ふ。在學九年貢擧に堪へざるものは、退學せしむ。斯くて貢擧せられたるものは、再び式部省に於て秀才進士明經明法書算の六科に別れたる省試を経、然る後始めて官吏に任用せられたり。大寶令の學制は一に唐制に模倣せるものにして、學校の組織職員より教科書試験法に至るまで悉く其の範を之に仰がざるはなし。

私學

大學及び國學の盛なるに伴ひ、諸名家亦各自家の權勢を増進せんが爲に、競ふて私學を起せり。其中最も有名なるは、和氣清麻呂の長子廣世の創立に係りて私學の先驅を

王朝時代教育の概況

なせる弘文院藤原冬嗣の創立（嵯峨天皇の弘仁十三年）せる文章院僧空海の創立（醍醐天皇の延暦九年）せる綜藝種智院橘氏公の建てたる學館院淳和上皇の離宮を以て、王族の學問所となせるに始（醍醐天皇の淳和元年）まれる淳和院及び在原行平の建てたる獎學院にして、世に之を七大私學と稱す。

第二節 王朝時代教育の概況

王朝時代の教育は、其の目的官吏養成にありしを以て、教育の恩澤に浴し得るものは、單に上流の子弟に止まり、社會の下層に對しては、未だ何等の施設あることなし。従つて其の教育法亦單に出仕に必要な知育に偏し、人物陶冶の方面を輕んじたり。教科は明法道に於て本邦の律令を學びしと雖も、是すら多く唐制に模倣したるものにして、其の他の諸道は凡て支那の學術を修め、文物制度一に之を宗とし、支

凡社國世無窮主玄妙者
不可得守窮如羅漢上
三代周孔之聖經一筆帝國
風深可思慮也

學者の輩出

那崇拜の熱翕然として上下を風靡せり、斯く當時の學者は一般に外を崇拜したれども、未だ能く之を同化すること能はず、其の學は徒に記誦を事とし、詩賦に巧みに、漢才に長ずるを以て唯一の理想となし、却つて内、其の本を忘るゝものありしかば、菅原道眞の如きは、凡國學所要雖欲論涉古今究天人其自非和魂漢才不能闡其闡奧矣」と言ひて和魂漢才の理想を喝破し、以て教育の準據すべき所を明らかにせり。大寶令の學制發布以來、官學私學勃興し、學校の施設一時盛大を極めたれども、長く其の状態を維持することを得ず。次いで藤原氏の權を専らにし、門閥を以て人を用ふるに及び、徒に因縁相因り、學者は白頭に及んで尙仕途なきに困しむものあり、學校は次第に、官吏養成の目的をすら達するを得ざるに至れり。されど當時學問の隆盛は前古其の比なく、

吉備眞備菅原道眞小野篁三好清行空海最澄等の學者輩出し、加ふるに、假名の創作ありし以來國學亦大に興り、紫式部清少納言以下の女流作家は其の文藻を以て、王朝時代の後半を飾れり。

女子の教育

女子の教育は、儒佛二教の、女子を輕んずるの思想に影響せらるゝこと甚だしく、専ら溫順靜肅を旨とし、力めて活潑なる動作を避け、才學あるものと雖も、深く自ら韜晦せり。又當時の女子は漢字を書し、漢文を綴るを以て異様の事となし、凡て女文字即ち假名を使用せり。

其の他元明・元正の朝、古事記・日本紀等を撰し、聖武天皇の朝、光明皇后の勸めにより、國分寺を建てて佛敎を廣め、施藥院及び悲田院を設けて、我が國養育院の濫觴をなし、孝謙天皇の朝詔して、家毎に孝經を藏せしめ、歴代の天皇大に孝子

社會教育

本朝記元明元正の朝、光明皇后の勸めにより、國分寺を建てて佛敎を廣め、施藥院及び悲田院を設けて、我が國養育院の濫觴をなし、孝謙天皇の朝詔して、家毎に孝經を藏せしめ、歴代の天皇大に孝子

洲中世の状態と相似たり。

第二節 武士道の興起

武士道の新紀元

武士道は我が國武士の間に發達せし一種の道德にして其の淵源頗る遠く、武士道の精神は、未だ武士なる階級の起らざりし以前に於て既に存在せり。即ち古來我が國民の勇敢にして、忠誠なるは、是れやがて武士道の精神にして、物部氏・大伴氏等の武臣が専ら忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んぜしは、著しく、此の精神を發揮せるものに外ならず。其の後王朝時代に於ては一時文を尙びて、武を輕んじたれども、時勢の推移する所、武家の興起となり、源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、武士道は茲に一新紀元を劃せり。

武士道の精神

賴朝は平家の文弱に流れて、直ちに滅亡を招きたるに鑑み、簡易質樸堅實等の美風を鼓吹して、關東武士の面目を發

揮し、常に士卒を戒むるに(一)武術を習練すべきこと。(二)鹿尾籠の所行あるまじきこと。(三)卑怯未練の所行あるまじきこと。(四)質素儉約を主とすべきこと。(五)主從互に恩義を重んずべきこと。(六)然諾を守るべきこと。(七)死生相結托すべきこと等を以てせり。されば、武門の恥辱「弓矢の手前」等の覺悟は、常に武士の念頭を離るることなく、造次顛沛必ず是に於てし、以て其の品性を鍊成せり。其の後泰時・時賴・時宗等何れも力を武士道に注ぎ、殊に當時武士の間に流行せし禪宗(後鳥羽の朝、榮西支那より傳ふ)は、直截簡明、能く死生の關門を打破して、一大決心をなさしむるの力あるを以て、武士の心膽を練り、武士道の發達に貢獻する所頗る大なりき。

武藝は武士道を實行するの方便なり。されば武藝の練習は武士の最も重んずる所にして、大に劍術・弓術・馬術・水練等

を奨励せり。頼朝が隨兵の資格を定めて、譜代の勇士、弓馬の達者、容儀の神妙なるものとせるを見て、其の一斑を推知せらるべし。斯くて當時の武士は尙武の一方に偏し、文事を輕んじたれば、文字あるもの極めて少く、承久の役、泰時院宣を讀むものを求めしに、五千人中漸く藤田三郎一人を得たるのみなりしと言ふ。

武士道は封建制度の發達と共に次第に鍛鍊せられ、徳川時代に至りて始めて圓熟の域に達せり。是等の發達につきては後章再説する所あるべし。

第三節 寺院の教育と當時の學校

室町時代に於て、文教の權一に僧侶の手に在りしことは、已に之を述べたり。されば當時京都の縉紳にして學に志あるものは清原氏、菅原氏等の家學につきて學びたるものも

寺小屋の起源

室町時代終り、
室町志、其より
可教、初

室町志、其より可教、初

室町志、其より可教、初

寺子屋の教育

あれども、其の他は多く寺院に至り僧侶を師とせり。是れ即ち寺子屋にして我が國普通教育の起原をなすものなり。

寺子屋の就學は十歳頃より十五六歳に至り、別に卒業と言ふことなく、課業は主として手習なれども、之に結合して修身・讀書・作文及び諸種の實用上の知識を授けたり。手本は概ね伊呂波歌、實語教、童子教、庭訓往來等にして、其の他尺素往來、明衡往來等も行はれ、進んでは朗詠集の類を以てするものもあり。科目甚だ備はらずと雖も、能く簡易に各種の知識を與ふることを得たりき。徳川家康・織田信長・太田道灌・林羅山等は何れも寺子屋に入りて學びしものなり。

金澤文庫

寺院を外にして、當時學校と認むべきものは、唯僅かに金澤文庫と足利學校とあるのみ。金澤文庫は武藏國久良岐郡金澤稱名寺内にあり。北條義時の孫實時の創立にかかり、廣

足利學校

ロヨノ舞ヲシシテ、サウイエ
一、天女、おのり鳥、降世、まゝ、おのり鳥、まゝ、
り、降世、まゝ、おのり鳥、まゝ、
降世、まゝ、おのり鳥、まゝ、
降世、まゝ、おのり鳥、まゝ、

く和漢の書を集め、主として北條氏の子弟の研學に資せし
所なり。足利學校は下野國足利町にあり。或は小野篁の創立
と言ひ、或は國學の跡なりと言ふも、思ふに足利氏子弟の學
習場として起りしものなるべく、室町時代に至り上杉憲實
之を再興し、鎌倉圓覺寺の僧快元を招きて庠主となし、四方
の學徒を集めて教授せり。金澤文庫は早く頽廢したれども
足利學校は戰國時代唯一の燈明臺として永く輝き、幕府の
厚き保護を受けて、以て明治に至りしが、廢藩置縣と共に閉
校せり。

第四章 德川時代の教育

第一節 德川時代教育の概説

德川家康新に幕府を江戸に開き、政權を掌握するや、最も

家康の教育上
に於ける功績

力を文事に用ひ、文教を以て國を治めんとせり。思へらく應
仁以還亂臣虐子相次ぎ争亂絶えざるは、職として人道の明
らかならざるに因ると。乃ち公家法度（七條）第一條には、天_子御藝
能之事第一御學問也。不學則不明古道、而能致太平者未有之
也。と述べ、又武家法度（七條）第一條には、文武弓馬之道、專可相嗜事。
左文右武古之法也、不可不兼備矣。と説きて、大に文事を獎勵
せり。今家康の文教に對する功績を略述すれば、左の如し。
一、儒者登庸 文祿二年藤原惺窩を擧げ、慶長十二年惺窩
の高弟林羅山を擧げ、經史を講ぜしむ。是より後、林家世々幕
府の官學を掌れり。
二、書籍刊行 慶長四年孔子家語（何陋章）を、翌年貞觀政要及び三
略を印刷し、關原役後、更に東鑑周易を、元和元年銅版活字に
て大藏一覽を刊行せり。之を我が國銅版の權輿なりとす。

三、學校設立 慶長六年伏見に圓光寺（後光寺と稱す）なる學校を設け、足利學校九代の庠主三要を以て校主となし、僧侶及び俗人を入學せしめたり。（寺の裏に書院あり）

四、古書搜索 古書の各地に埋没せるものを求め、得るに従つて京都五山の僧侶をして各三部を謄寫せしめ、一は禁中に上り、一は江戸に送り、一は駿府に止めたり。

其の後歴代の將軍皆家康の遺志を體して、文事を獎勵せり。即ち家光は羅山に命じて上野忍岡に學舎を立てしめ、家綱は該學舎を整頓して弘文館と命名し、綱吉更に之を湯島の臺に移し、大いに規模を擴張せり。昌平饗是なり。是に於て（昌平は湯島の臺に在り）か海内翕然として學に向ひ、中江藤樹（作新地に在り）、熊澤蕃山（作新地に在り）、山鹿素行（今津に在り）、山崎闇齋（今津に在り）、木下順庵、伊藤仁齋、貞原益軒、僧契（今津に在り）等の碩學輩出せり。徳川光圀の海内の學者を聘して撰せしめたる大日本史

家光
綱吉

吉宗

洋學

亦綱吉の元祿十年（紀元二三）に成る。降つて中興の明主吉宗最も意を普通教育に用ひ、荻生徂徠を登用し、又室鳩巢に命じて六諭（行身）衍義大意、五常和解、五倫和解等を作らしめ、之を江戸の手習師匠に賜ひて、兒童の手本となさしめたり。

天文以來切支丹宗の渡來と共に一時盛大に赴かんとせし洋學は、家光の寛永七年禁書令を發し、凡て横文の書を讀むことを禁じてより、殆ど全く顧みられず。其の後西川如見、新井白石等率先して西洋の事情を究め、洋學發達の動機を促ししが、將軍吉宗は享保五年禁書令を解き、宗教以外の洋書を輸入するを許し、儒官青木昆陽に命じて蘭學を學ばしむ。其の後前野良澤、杉田玄白等出て、天文、曆算、醫等の實用の學次第に發達せり。心學亦始めて吉宗の時代に於て石田梅巖によりて唱道せられたり。

蘭學家
見

家齊

和學

藩學及び家塾

十一代將軍家齊の時、松平定信幕政に與るに及び、大に心を學政に用ひ、昌平黌を改築し、柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里等の儒者を擧げ、異學の禁を布きて、悉く諸學派を抑へ、一に朱子學に準據せしめ、他方には塙保已一に地を賜ひて和學講習所を起さしめたり。有名なる國學者本居宣長、平田篤胤等が盛に儒佛を排斥して、神道を唱道せるは此の時代なり。上の向ふ所斯くの如くなるを以て、下諸侯亦争うて文事を獎勵し、各藩學を起せり。就中最も文教に功績あるを徳川義直、池田光政、保科正之、徳川光圀の四氏となす。されば王朝時代に於て貴族の專有に屬し、鎌倉室町時代に於て獨り僧侶の手にありし學術は、今や僻陬の鄙民にも及び、教育全國に普及するに至れり。

第二節 支那宋明思想の影響

理學

朱熹

朱子の傳記

支那は先秦時代に於て、一時學術隆盛なりしも、秦の始皇帝書を焼き、儒を坑にするや、文教大いに衰へ、漢唐の儒者は僅かに遺存せる典籍の訓詁に腐心し、學風著しく煩瑣に赴き、徒に文詞の末に走り、却つて其の精神を没却せり。されど、宋に至るに及び、碩學輩出し、佛老幽玄の思想に參して、哲學的に儒學を説明せんと企て、理學又は道學と稱するもの發達するに至れり。理學の首唱者は周茂叔にして、氏は大極圖説を著して、天地萬物の起原を究め、其の門人程伊川、理氣の二元論を唱ふ。而して是等の説を集めて大成せるは、朱熹なり。朱子の學は、我が徳川時代に於ける幕府の官學となり、其の著四書集註、小學、近思錄等は甚だ廣く行はれたり。朱熹字は元晦、晦菴と號す、南宋の人なり。年甫めて十九進士に及第し、廿四歳李延平の門に入り、學業大いに進み、古今

の一元論を主張し、心即理説を成せり。心即理説に因れば大は宇宙萬般の理より小は人倫百行の標準に至るまで、悉く心に備はるものなれば、苟も理を究めんとするものは、須らく之を心に求むべし、心外別に理あるなく六經は我が心の注脚たるに過ぎず。人たるもの能く我が心の理を明らかにし、以て外物の誘惑を拒くるを要す。道は決して之を外に求むべきにあらざるなりと。

陽明の傳記

陸子の學統を受けて更に異彩を放てるは王陽明なり。陽明名は守仁、字は伯安、浙江の餘姚に生まる。初め任俠に溺れ、再び騎射に溺れ、三たび詞章に溺れ、四たび神仙に溺れ、五たび佛氏に溺れ、後漸く聖賢の學に歸せり。年廿八歳にして進士に擧げられ、後諸官に歴仕し、武勳甚だ多く、功を以て新建伯に封ぜられしが、嘉靖七年(紀元二一八八年)病歿せり、年五十七。諡

陽明の學説

して文成と言ふ。氏の學説は之を傳習録に見るを得べし。

王氏の學は心即理説、知行合一説、致良知説を以て其の三綱領となす。心即理説は陸子の已に闡明せる所にして、自己の本心(良知)を以て行爲の標準となすものなり。知行合一説によれば、知と行とは必ず並進すべきものにして、彼の知つて行はざるもの、如きは、未だ眞に能く知れるものにあらず。眞の知は必ず實行を豫想し、知と行とは常に相表裏す、故に曰く、知是行之始、行是知之成也。と。而して所謂知とは是れやがて理にして、氏は、求理於吾心、此聖門知行合一之教也。と言へり。致良知とは心の暗を去つて、明に就き、其の本體をして、明らかに光輝を發揮せしむる所以にして、良知とは即ち「天理昭明靈覺處」なり。人に賢愚の差あるは能く其の良知を致すと否とに因る。されば學問の要は他なし、一に良知を致

宋明思想の影響

すにあるのみ。良知を致さば心の理は明らか、實行従つて成ると。陽明學は斯く直截簡明にして實行を重んずるを以て、世道人心を裨益するに於て其の効果頗る多し。

我が國にて始めて朱子學を講じたるは、南北朝時代に於ける僧玄慧（後醍醐天皇の侍講にして、又神皇正統記の著者源親房の師なり）にして、始めて陽明學を講じたるは中江藤樹なり。徳川時代に於ては、是等の兩學盛に我が學者の間に喧傳せられ、各學派を立てて相争へり。今各學派に屬する重なる學者を擧ぐれば左の如し。

朱子學派 藤原惺窩・林羅山・木下順庵・室鳩巢・中村惕齋・貝

原益軒・山崎闇齋・柴野栗山・尾藤二洲。

陽明學派 中江藤樹・熊澤蕃山・三輪執齋・中根東里・佐藤一

齋・大鹽中齋。

古學派 山鹿素行・伊藤仁齋・伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春臺。

藤樹の傳記及び教育説

折衷學派 細井平洲・片山兼山・井上金峨・太田錦城。

第三節 徳川時代の教育家

一 中江藤樹



中江藤樹名は原、通稱を與右衛門と言ふ。慶長十三年（紀元二二六八）近江國高島郡小川村に生まる。幼にして祖父に従ひて伊豫國大洲に在り、心を聖賢の學に潛め、大いに得る所あり。大洲侯の弟新谷侯に仕へたりしが、年廿七にして、斷然官を棄てて歸國し、爾來諸侯の聘に應ぜず、専ら母に孝養を盡くし、傍ら子弟を教育せり。初め朱子學を奉じたりしも、三十七歳の時陽明全書を讀むや、大いに得る所あり、是より深く知行合一説を信じ、我が國陽明學派の首唱者となれり。年

四十一歳にして歿せり。氏は居常躬行を重んじ、文辭を後にし、言行一に規矩に當り、加ふるに弟子を教ゆること頗る懇切、諄々として曾て倦まざりしかば、徳化郷黨に遍く、近江聖人の稱あり。歿後村民其の家を修めて祠堂となし、徳本堂といふ、所謂藤樹書院是なり。

藤樹は教育に於ても、最も實踐躬行を重んじ、善良なる模範によりて自然に感化するを以て其の根本義となせり。其の著鑑草六冊は女子を訓誡せるものにして、氏の女子教育説を見るに足る。

氏の門弟中最も有名なるは熊澤蕃山なり。蕃山は池田侯光政に仕へて藤樹の説を實行し、教育を以て治國の要具、平天下の基本となし、讀書禮法弓馬兵陣の法及び音楽數學等を學ばしめ、文武兼備の武士を作るを以て其の目的となせり。

熊澤蕃山

及平御著
中朝年實より
素行

素行の傳記

印可いんかの証明書

二 山鹿素行

素行名は高祐字は子敬、通稱甚五左衛門、元和八年(紀元二二八二)會津に生まる。三歳の時父に伴なはれて江戸に來り、九歳にして林羅山の門に入りて朱子學を學ぶ。天資穎悟十五歳にして自ら大學を講じ、聽衆頗る多し。當時兵學に有名なる小幡景憲おとけいけん北條氏長の二氏あり、乃ち就きて兵學を學び、二十一歳にして、已に小幡氏の印可を受く。氏は又是と同時に神道國學老佛の學を修め、當時の學に於て殆ど通ぜざる所なし。承應三年三十三歳を以て赤穂城主淺野内匠頭あさののちやうとうに仕へ、居ること八年、致仕して江戸に歸り、家塾を開きて兵法文學を教ふ。名聲籍甚、其の門に集まるもの二千人を超え、勢威一時を壓せり。然るに慶安けいあんの變以來幕府兵學家浪士等を厭ふこと

學録中、
素行の功績
著す

素行の功績

甚だしく、素行亦忌諱に觸れんとせしが、偶其の著す所の聖
教要録（寛文六）は朱子學を斥け、道統之傳至宋竟泯没すと叫
び、直ちに周孔（子）に接して古學を唱へしにより、林家の忌む所
となり、會津藩主の建議によりて、遂に赤穂に幽閉せらる。斯
くて配所にあること凡そ十年、延寶三年許されて江戸に歸
り、爾來弟子を執るを禁ぜられたれば、頗る寂寞なる晩年を
送り、貞享二年六十四歳を以て淺草田原町の寓居に歿せり。
素行は其の學說に於て朱子及び陸王の學を排して、以て
我が國古學派の鼻祖となりしのみならず、當時の儒者徒に
支那を崇拜し、自ら東夷を以て居るに反し、我が國の支那に
優れる所あるを稱し、呼ぶに「中朝」を以てし、大いに我が國體
を尊重したり。然れども素行の事業中、特に後世に影響せし
は其の武士道にして氏が江戸の家塾に弟子たりしもの四

仁齋の傳記

散するや、所謂山鹿流の兵學は海内に流布し、其の著す所の
「武教小學」及び「山鹿語類」は永く武士道の經典として尊重す
るに足る。彼の赤穂義士の美舉の如きは素行が前後十有八
年間の薰陶與つて力あるべく、幕末吉田松陰の事蹟亦素行
に負ふ所甚だ多し、蓋し松陰の家は世々山鹿流の兵學家に
して、氏は幼より素行の道統を奉じたるの人なればなり。

三 伊藤仁齋

仁齋名は維楨（コトナガ）字は源佐（ゲンサ）、寛永四年（紀元二二八七）京都堀川に生ま
る。幼にして才氣穎發、歳甫めて十一、大學を讀み、治國平天下
の章に至りて曰く「今の世亦此の如き事を知るものあらん
や」と。已にして伊洛（イロ）の學に志し、造詣甚だ深かりしが、不幸に
して一朝羸疾に罹り、之に悩むこと十餘年、家計日に傾きけ
れば、親戚故舊皆醫業を勧めて家道の挽回を迫りたれども、

仁齋の性行
伊藤仁齋
性行
仁齋の性行

仁齋の性行

仁齋固く執りて動かず、堅忍不拔、心を經學に潛めて大いに
發見する所あり。大學は孔子の遺書にあらず、宋儒理氣の説
は皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらずと喝破し、卓然と
して獨創の見を立て、論語古義、孟子古義、中庸發揮等を著し、
古義堂と稱する私塾を開きて、學生を教授し、始めて明らか
に古學の旗幟を翻せり。時に年三十七八歳、爾來道を説くこ
と四十餘年、名聲益加はり、六十餘州中飛彈、佐渡、壹岐の三國
を除く外、各國の士悉く其の門に集まり、門下生三千餘人に
及ぶ。寶永二年七十九才の高齡を以て逝けり。門人追慕措か
ず、諡して古學先生と稱す。

氏は、道德を研究し、至誠之を實行するを以て人の本分な
りとし、深く多言多動を忌み、自ら其の主張を體現せり。され
ば操守極めて固く、諸侯の聘に應ぜず、居常清貧に安んじて
々眞に曠世の偉人たり。

仁齋の學說

孟子の四端説
無惻隱之心、此人也。
無羞惡之心、此人也。
無辭讓之心、此人也。
無是非之心、此人也。
惻隱之心、仁之端也。
羞惡之心、義之端也。
辭讓之心、禮之端也。
是非之心、智之端也。

氏は、其の學說に於て、佛老の寂靜主義を排し、天地は常に
活動し、萬物は生々發展するものなるを論じ、活動主義を唱
導せり。曰く「聖人は天地を以て活物となし、異端は天地を以
て死物となす、此處一たび差へば千里の繆あり」と。されば、其
の道德論に於ても、道を以て活動的なりとし、道は猶路の如
きなり、人の往來する所以なり」と説き、日常社交の間に於て
道德を實行すべきを唱へたり。所謂道とは即ち仁義なり、而
して仁義の徳は人の本來具有する惻隱、羞惡、辭讓、是非の四
端を擴充するによりて成る。即ち氏の説は一種の自我實現

仁齋の教育説

説に外ならず。斯く氏は直ちに孔孟を宗とせしを以て、多くの經書中論語を以て「最上至極宇宙第一」の書となし、孟子の學を以て「孔門の大宗嫡派」となせり。

仁齋は教育の目的を以て道德の實行にありとし、妄りに訓詁に拘はり、博覽記誦を事とするを戒め、其の方法に於ては畫一主義を排して、個性主義を主張せり。曰く「夫れ聖人の教を設くるや、人によりて以て教を立つ、教を立てて人を驅らず、造作する所なく、添削する所なし」と。氏は又同志會なるものを設け、五個條の盟約を定め、師弟一堂に會して互に相研磨せしが、該盟約は氏の訓練法如何を見るに足るものあり。其の要に曰く(一)互に相下り、自ら矜ちかる勿れ。(二)學は日新を貴ぶ、日に月に進む所あるべし。(三)群居終日、言義に及ばざるは最も聖師の戒むる所、又苟も富貴利達を語る勿れ。(四)志を

堀川學派

立つること大道を信ずること篤く、之を守るに死を以てすべし。(五)人の道に於ける最も忠信を要す、言ふ所、行ふ所に違ふ可からずと。

仁齋の五子中、長子東涯、季子蘭嶠最も良く父の衣鉢を紹ぎ、弟子には並川天民、中江岷山等の高足あり、堀川學派は一時全盛を極め、相繼いで明治の初年に至れり。

四 貝原益軒

益軒の傳記

益軒名は篤信、字は子誠、號を益軒又は損軒と言ふ。筑前黒田侯の侍醫寛齋の子にして、寛永七年(紀元二九〇)福岡に生まる。幼にして善良なる家庭教育を受け、才名夙に藩中に高し。明暦三年藩主の選抜によりて京都に留學し、木下順庵・山崎闇齋等の門に出入して研學三年、歸りて藩儒となり、藩士の子弟の教育をなすこと四十餘年に及べり。元祿十三年七十一

益軒十訓

益軒の學說



歳に及びて始めて致仕し、京都に上りて講筵を開くや、其の門に遊ぶもの常に絶えず。益軒もと蒲柳の質なりしかども、幼にして醫學を修め、衛生に注意せしを以て老いて益嬰鑠、講學の傍ら、著述に従事し、晩年の大著頗る多し。性旅行を好み、學暇あれば必ず其の室、東軒と共に諸國に巡遊し、江戸に行くこと前後十二回、京に上ること二十四回、足跡海内に遍く、旅行記積んで山をなす。正徳四年八十五歳を以て逝けり。

多くの著書中、五常訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓等は平易の文章を以て、庶人の教育を説けるものにして、氏の教育主義を見るに足るものなり。

益軒初めは陽明學に私淑せしも、後朱子學に移り、已にして亦理氣二元論

教育法(兼)
あつては、
三、
益軒、
其の

に慊らず、大疑録を著して、其の聖人の旨にあらざるを辨じたり。氏は又學問の要を以て身を治め、人を治むるの道を知るにありとし、一方には道德の實踐を奨むると共に、他方に於て大いに經濟上、實用上の點に注意せり。

教育は四民共に之を受くべきものにして、其の目的は固より徳性の涵養にあり。初學訓第三に曰く「學問の道は他なし、只道を知りて善惡を明らかに分ち、善を行ひ惡を去るにあり」と、自娛集にも亦「大凡學也者、欲爲君子之道也」とあり。而して道德上の習慣は凡て幼時に於て之を養成すべし。幼成は天性の如く習慣は自然の如し。されば兒童は早く其の家庭に於て嚴格なる教育を施し、乳母、朋友より僕婢に至る迄、注意して選擇するを要す。知育に關しては、習字(作文を含む)、讀書(讀方修身歴史を含む)、算數、音樂を學ばしめ、體育は先づ育兒法に注意し、

隨年教育法

初めより愛に失せず、多少の飢寒に耐えしめ、克己の精神を養ひ、且運動及び遊戯を奨励し、自由に其の元氣を發揚せしむべしとなせり。

教育の方法は、凡て兒童の發達に従ひて簡より繁に入るの方法を取れり。之を隨年教育法と言ふ。隨年教育法によれば、兒童六歳にして、先づ學に就き、數名方位、和字の讀み書きを學び、七歳にして、禮法、言葉使ひ、長幼の序を曉り、追つて斯くの如く次第に易より難に進み、十歳始めて師を求めて就かしめ、十五歳より専ら身を修め人を治むるの大道を究め、廿歳にして博學篤行の成人となることを得べし。

女子教育

氏は又古來の學者が女子の教育を忽にせるの非を痛擊して自ら女子教育法を説き、敬順の二字を以て一貫の主義となせり。其の法七歳より男子と席を分かち、教課は和字を

益軒の教育上に於ける功績

益軒の女子教育論
中より女子教育の
點を採るに
益軒の女子教育論
を採るに

主として、漢字を合せ授け、淫思なき古歌によりて風雅の道を學び、且孝經の首章、論語の學而篇、曹大家の女誡等を讀ましめ、十歳よりは外出を許さず、専ら縫織を學び、算數、經濟の道に注意し、假にも淫佚の聲を耳にせず、能く婦德、婦言、婦容、婦功の四行を積んで、以て良妻賢母たるの資格を得しめんとせり。氏の著作なりと稱せらるる女大學は全篇十九章に亙りて女子の心得を説きたるものにして、徳川時代に於ける女子教育は多く此の書に據りて行はれたり。

益軒博識洽才、其の著書は道德は固より醫學、博物、政治、地理、歴史の諸方面に亙り、特に教育に於ては、(一)徳育を説くと共に、利用厚生の道に注意し、算數、經濟を重んじて、實利主義を唱へ、(二)兒童の發達に準じて教材を適當に排列し、(三)多くの漢學者中獨り卓然として歌道を奨めて國學勃興の端を

開き、(四)平易なる文章を以て其の主張を一般に普及せしめ、以て心學派の先驅をなし、(五)教育を以て獨り士人の專有となさず、四民平等に、男女を擇ばず、之を受くべきものなりとして普通教育を説き、且(六)女子教育及び家庭教育を重んぜるなど、其の教育上に於ける功績極めて顯著なり。益軒を得て始めて、我が國亦偉大なる教育家あるを誇り得べし。

五 二宮尊徳

尊徳の傳記

尊徳まかづ通稱は金次郎、天明七年(紀元二四四七)相模國足柄上郡東柏山村に生まる。十四歳にして父を失ひ、十六歳の時母を失ひ、加ふるに酒匂川の大洪水ありて、家産悉く蕩盡し、尊徳及び其の二幼弟は全く活路を失ふに至れり。是に於て二幼弟は母の生家に、尊徳は伯父萬兵衛の内に養はる。されど萬兵衛性酷薄、尊徳を虐待せしかば、爾來尊徳は備さに艱難を嘗め、

報徳教の精神

業餘、閑を偷みて學業を勵み、刻苦勤勞至らざる所なし。後萬兵衛に請ふて郷に歸るや、専ら勤儉力行の功を積み、忽ちにして家運を復興し、郷黨の嘆稱する所となる。當時小田原侯の家老服部十郎兵衛尊徳を聘して家政を整理せしめしに、能く其の功を奏し、盛名遠近に聞ゆ。後各藩領邑の衰運復興に従事し、至る所成功を告げしが、安政三年七十歳にて病歿せり。後人其の靈を小田原に奉祀して報徳神社と言ふ。氏の門人の著したるものに二宮翁夜話あり、氏の教義を見るに足るものなり。報徳の教義を著す。

尊徳の教義は之を報徳教と稱し、道德と經濟との一致を計り、此の基礎の上に富國安民の策を立てんとせるものなり。所謂報徳とは徳を以て徳に報ゆるものにして、我が享くる所の天地の徳、君の徳、祖先の徳等に報ゆるに我が徳、即ち

忠孝等を以てするが如き是なり。借りたるものに利を附して謝言を述べ、購求したる物品の價を速に拂ひ、日雇賃を日々支拂ふも亦報徳なり。翁の教義を宣示したる報徳訓に曰く

報徳訓

父母根元在天地令命 身體根元在父母生育
 子孫相續在夫婦丹精 父母富貴在祖先勤功
 吾身富貴在父母積善 子孫富貴在自己勤勞
 身命長養在衣食住三 衣食住三在田畑山林
 田畑山林在人民勤耕 今年衣食在昨年產業
 來年衣食在今年艱難 年々歳々不可忘報徳

と。已に年々歳々報徳を忘る可からずと言ふ、然らば如何にして報徳の目的を達し得べきか、曰く推讓是なり。

夫れ治亂興亡の跡、一に推讓を行ふと否ざるとによる。相

推讓

讓るものは榮え、相奪ふものは滅ぶ。父の子に讓るは之を慈と言ひ、子の父に讓るは之を孝と言ふ。斯くて一家悉く讓らば一家睦まじく、君は民を惠みて民に讓り、士大夫亦財を讓り、米穀を讓らば一國忽ち治まる。實に推讓は萬物増倍豊富の道にして、掠奪は萬物減少危亡の道なり。一苞の米穀も之を地に讓りて、土中に蒔かば數十苞となり、又讓りて蒔かば遂に數百苞となるに至るべし。

至誠、勤勞、分度

されど苟も推讓を行はんと欲せば、人々先づ荒蕪を拓き、農業を勵み、至誠勤勞以て殖産の道を致し、且分度を立てて堅く之を守らざるべからず。分度は人の境遇によりて等差あれども、要するに能く分内の生活を爲し、餘財を分かちて報徳の爲に、之を明日に讓り、明年に讓り、子孫に讓り、公共に讓るにあり。其の分を越ゆるは即ち奢侈にして、其の分を守

昌平黌の沿革

報徳論(田中嘉三著)

るは即ち節儉なり。一家分度を立つれば一家興り、一國分度を立つれば一國必ず榮ゆべし。富貴は天にあらざして全く人にあり。

翁の門人富田高慶は其の報徳論に序して「夫先生之道以至誠爲本、勤勞爲主、立分度爲體、推讓爲用、明於古今之盛衰、察乎萬世之興廢、撰于神儒佛三道、取其適於今者而行之」と言へり、以て翁の精神を窺ふに足る。

第四節 幕府の學校

一 昌平黌(昌平坂學問所)

昌平黌の起原は始め寛永七年、家光が上野忍岡の地を羅山に賜ひ、書院及び塾舎を開かしめしに基づく。越えて九年、尾張侯義直其の地に聖廟を營み、寛文三年家綱該學問所に弘文館の號を賜ふ。元祿三年綱吉弘文館を湯島に移し、昌平

教育の目的

坂學問所と改稱し、林家世々廟學の事を司どり、士庶を集めて經義を説けり。後將軍家齊更に明の制に倣ひて學舎を改修し、異學の禁を發し、純然たる官學となせり。其の聖堂は今尚遺存して綱吉自書の「大成殿」の扁額高く掲げらる。

當時の學問は凡て政道の補導をなすを以て終局の目的となせるが故に、教科は經學歴史を中心となし、修身治國の道を講じ、治亂興廢の跡を釋ぬるを以て其の主眼となせり。従つて孔子は其の唯一理想にして春秋の釋奠には將軍自ら臨みて嚴肅なる儀式を擧げ、又初めて入學するものは必ず先づ大成殿に禮拜せしめて、以て學徒の歸向を定め、然る後講筵に列せしめたり。諸教科の中心たる經學は固より朱子學にして、經史の註釋必ず一定し、嚴に所謂異學を抑へ新説を禁じ、決して規定以外の漢書及び横文の書を繙くこと

試験

最も整備せるものに就きて之を言へば、始めて入學せるものは、先づ素讀所に入りて、小學・四書・五經等の素讀を受け、素讀終れば初學所に入りて左傳・國語・史記・漢書・蒙求・十八史略等を講讀質義し、然る後始めて經義の講釋を聽く。講釋には毎月四、七、九の日に於ける御座敷講釋、毎月一、六の日に於ける稽古所講釋、及び毎日行はるゝ仰高門日講の三種あり。學生は隨意聽講す。此の外諸會業と稱し、教授臨席の上學生一堂に會して、相互に研鑽をなすものあり。其の種類には經科・史科・漢史及び本朝史、刑政科・詩文科あり。以上何れも學生の資質と學力の程度とにより、各別に研究せしめたり。

生徒の會業及び聽講の勤怠は嚴に之を督勵し、若し或學科に通曉するものあれば教授見習に拔擢す。試験は之を吟味と名づく。其の種類には毎月三、八の日に寄宿寮生に行ふ

和學講習所

小試あり。春秋二季に寄宿寮生及び通學生に行ふ大試あり。夏・冬には詩文の試あり。此の外毎年十一月の素讀吟味、三年目に行ふ學問吟味あり。共に幕臣皆之に與ることを得。學問吟味の成績には甲・乙・丙の等級を立て賞譽各差あり。登用亦遲速ありき。書生寮の生徒には都て試験を施すことなし。

二 和學講談所

和學講習所は、寛政五年塙保己一が官に請ふて、江戸麴町裏六番町の官有地を得て、之に學校を建てたるに始まる。其の目的は主として國史・律令を研究し、古學を明らかにせんとするものにして、後進子弟に和學を教授し、且多くの古書を搜索・編纂せり。爾來幕府の厚き保護を受け塙氏の子孫世々其の所長となり、國學の發達に貢獻すること頗る大なり。

三 開成所及び洋學

開成所の沿革

徳川吉宗禁書の令を解きし以來、白石・昆陽・良澤・玄白(蘭學の四大家)大槻玄澤等の諸大家相次いで起り、洋學次第に隆盛に赴きしかば、文化八年家齊始めて淺草の天文臺中に翻譯局を置き、之を蠻書和解方と稱し、翻譯の事を掌らしむ。是れ即ち開成所の起原なり。其の後家定之を洋學所と改め、九段坂下に移し、翻譯の傍ら蘭書の講習を開始せり。越えて萬延元年校宇を小川町に移し、蘭學の外、英・佛・獨・露の諸國語を加ふ。文久二年更に一橋外護持院原に移轉し、洋書調所と改稱し、翌三年始めて開成所と稱し、洋學と共に諸種の科學を教授せり。是に於てか洋學は益發達し、從來洋學と言へば直ちに蘭學を指し、其の學者は多く醫者に限られしも、次第に英・佛・獨等の學をなすものあり。文久二年には幕府より始めて留學生を蘭國に派し、次いで露・英・佛等にも留學せしめ、洋學研究の

洋學の發達

其他の幕府の學校

藩學

氣運始めて大いに勃興せり。

開成所は其の後二三の變遷を經、明治二年大學南校と改稱し、醫學所と共に現今の東京帝國大學を形成せり。

其の他幕府直轄の學校には、醫學を教ふる醫學館及び醫學所、兵學を教ふる陸軍所及び海軍所あり。各地在勤の幕臣を教ふる爲には、甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等ありき。

第五節 藩學及び漢學塾

藩學は諸藩の藩士を教育する所にして、施設全國に普く、寛政以後最も隆盛を極め、其の數二百以上に達せり。其の教育法は千差萬別なれども、(一)藩主の設立經營に成れること、(二)教科に文武の兩道を置き、武士道の精神により、武術をも合せて鍛鍊せしめしこと、(三)學科は儒學を主とし、多く朱子

學に準據せしこと等は其の通有點なり。藩學中最も有名なるは名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の岡山藩立學校、會津の日新館、佐賀の弘道館等なり。

漢學塾

漢學塾は儒者の私塾を開きて教授する所にして、其の數甚だ多し。其の教育法は、全塾生一室に集まり、教師は上座に坐し、書を見臺に載せて講義し、生徒は其の下に居竝びて聽講す。質問ある時は一人づゝ師の前に出てて之を質すに止まり、別に學級の編制なく、日課の制定なし。若し生徒多きときは生徒中の學力・操行の優れたるものを選びて、教授を助けしむ。東修・謝儀は全く生徒の隨意なり。斯く漢學塾は甚だ簡單なる方法を用ふれども、教師の品性高く、従つて生徒の

尊敬厚きを以て感化自ら行はれ、師弟の情誼掬すべく、氣節の士を出したること却つて官學に優るものあり。多くの漢學塾中最も有名なるは伊藤氏の堀川學校、中井翫庵の懷徳書院、廣瀬淡窓の咸宜園、吉田松陰の松下村塾等なり。

第六節 武士道の發達

武士道の發達

徳川家康其の武家法度第一條に於て「文武弓馬之道專可相嗜事」と述べ、家宣の武家法度第一條にも亦「文武の道を修め人倫を明らかにし風を正しくすべき事」と述べ、専ら文武の道を奨勵し、諸藩の教學各心を之に用ひしかば、一方に於て文運隆盛なると共に、他方に於て戰國以來徐々に發展し來れる武士道は更に一段の精鍊を加へ、忠孝節義・武勇・廉恥等の美風大いに起れり。即ち武藝には日置・吉田二流の弓術、大坪流の馬術、神道・微塵・神影・柳生諸流の劍術、榎原・本間・寶藏

武士道の精神

院・大島・種田諸流の槍術あり。徳川光圀の大日本史は大義名分を明らかにし、山鹿素行の武教小學、山鹿語類等は、大いに武士道の精神を鼓吹し、武術と教學とは内外相應じて、武士の心膽を鍛錬せり。其の後元祿浮華の風は引いて、士道に累ひせしも、幸に家宣・吉宗の力を之が釐革に用ひ、奢侈を戒め、質樸を尊び、文武を奨むるあり。降つて松平定信の家齊を助けて、士風を振起するあり。武士道の精神は傳はりて、維新以後に至り、前後數回の戰役により、益其の光輝を發せり。

武士道は忠孝節義敬神崇佛武勇廉恥質樸名譽禮節慈愛等諸種の道徳を以て内容となせども、其の神髓骨子とする所は、自己より一種高尚なるものゝ爲に、自己を犠牲にするの大精神にして、儒教の志士仁人身を殺して仁を爲すと言ひ、佛教の法の爲に身を滅ぼすと言へるの精神に一致せり。

寺子屋の發達

勅語に「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と宣へるも、亦實に此の本邦固有の大精神に外ならず。之を要するに武士道は我が國古代の族制制度と共に發達し、戰國時代に鍊成せられたる特有の民族的道徳にして、我が國體と頗る密接不離の關係を有するものなり。

第七節 庶民の教育

一 寺子屋の發達

寺子屋の起原は已に之を述べたり。而して寺子屋は徳川氏の文教復活時代に入るに及び、益隆盛に赴き、之と共に其の性質を一變せり。今其の次第を述べれば、嘗て文教の全權を握りし僧侶は儒者の輩出するに従ひ、其の權力を奪はれ、幕府の學校は儒者を登庸して士人の教育をなさしめたるを以て、僧侶は悉く民間に退き、僅かに寺子屋の一部を占め、

専ら庶民の教育に従事するの止むなきに至れり。是に於てか從來士庶併せて教育せし寺子屋は、全く變じて庶民の教育場となれり。其の後庶民教育の普及するに従ひ、寺子屋亦僧侶の手にのみ委ねられず、其の教師には神官、浪士、醫師等を交へ、中には女子にして之を開くものすら表れ、其の名は古來のまゝなれども、其の實は純然たる普通教育の機關となるに至れり。寺子屋の數は徳川時代を通じて一萬五千以上に達せりと言ふ。

教師は生徒の多少に拘らず、大抵一人にて之を擔當し、助教を置くものは稀なり。生徒は之を寺子、入學は之を寺入と稱し、就學は七八歳より十三四歳に至るを普通とし、男女共學なれども嚴に其の席を別てり。生徒の數は時には數百人を收容するものもあれども、多くは二三十人を以て限度と

教師及び生徒

教科

なせり。教科は習字を主とし、傍ら讀書、作文、算術、修身等を授け、又希望によりて、漢學、詩歌、裁縫、生花等を授くることあり。算術は珠算にして加減乗除より開平、開立、求積に至る。習字は固より能書を第一義とすれども、習字本の讀解、應用は處世上必要な種々の知識を寺子に附與せり。習字本は、伊呂波、數字、名頭、苗字、盡國、盡消息、往來、商買、往來、番匠、往來、百姓、往來、謹身、往來等に於て、別に讀書の教科書として、男子には實語教、童子教、古狀、摘孝經、大小學、女子には百人一首、女今川、女孝經、女大學等を用ひたり。

授業時間は毎日午前七八時より午後二三時に至り、大暑の時は半日にて止む。休日は朔日、十五日、二十五日、五節句及び祭日等なり。教授の方法は教師高座に構へ、兒童三四名づつ其の前に出で、かねて備へられたる机に凭りて、交讀み書

教育法



きを授けらるゝものにして、全く個別式なり。又毎月兩三度、官府の布達、忠臣孝子の傳記等を寺子一同に講話し、其の訓練に資することあり。試験は毎月一回小浚ありて、手本の記誦を検し、春秋二回の席書、七夕書初等は筆力の優劣を判じ、之に加ふるに毎年一回の大浚あり。一年間に習ひ終りし手本の中より誦誦暗書せしむる等獎勵甚だ力めたり。

寺子屋は恰も一家の如くにして、師弟の情誼甚だ厚く、寺子中、年長俊秀のものは常番となりて能く教師を補佐し、且甚だ自治の風に富みしかば師道大いに行はれたり。故に時として「お習め」「無言線香」「習ひ返し」等の罰を加ふるも生徒は毫も之を怨むことなく、却つて益親密の度を加へ、卒業退學の後と雖も、敢へて變らず、長く其の師を尊敬せり。

束修及び謝儀

束修及び謝儀は隨意にして、其の額を定めず。先づ入學の際は金品を以て束修を行ひ、其の他、年始・盆・春秋席書・五節句等、時に應じて多少の金品を送るのみにして、多くは之を以て渡世の資とするに足らず。師は道を傳ふるもの、必ずしも報酬を望まずとは當時一般の思想なりき。

二 心學道話

心學道話とは陽明學を本體となし、之に神・儒・佛の三教を

心學の起原

一、御講義定日
 三日、八ツ時
 二、所業の申候
 三、衣服の申候
 四、御出立
 五、御出立
 六、御出立
 七、御出立
 八、御出立
 九、御出立
 十、御出立

心學の隆盛

加味して、平易に實踐道德を説き、人をして自己の心性を悟得し、人道を行ふに至らしめんとするものにして、石田梅巖始めて、之を京都に唱へたり。梅巖は貞享二年（紀元二三四五）丹波に生まる。幼にして嚴正なる家庭教育を受け、後京都に出て、或老舗に奉公せしが、常に心を道德の研究に用ひ、年四十五の時、京都車屋町通に卜居し、始めて講席を開き、門扉に「何月何日開講、錢入り不申候、無縁ニテモ御望ノ方々ハ御通り御聴キ可被成候」と揭示し、少數の男女を集め、平易の言語、卑近の實例を以て道德の講話を始めた。時に吉宗の享保十四年にして、王陽明歿後方に二百年なり。

梅巖の弟子に手島堵庵、慈音尼菴、葎菴あり、堵庵の弟子に中澤道二あり。堵庵は京都の五樂舎に據り、道二は江戸の參前舎に據り、共に關の東西に於ける心學傳道の本山となれり。

三、御講義定日
 三日、八ツ時
 二、所業の申候
 三、衣服の申候
 四、御出立
 五、御出立
 六、御出立
 七、御出立
 八、御出立
 九、御出立
 十、御出立

其の傳道は恰も宗教家の布教の如く、講演によりて衣食するにあらず、却つて自ら資を抛ちて之に當りしかば、事業に精神あり、活氣あり、徳川時代の後半に於て庶民の教化に及ぼせる功績頗る多し。

女子の教育法

第八節 女子の教育

其の後布施松翁は堵庵を繼承し、鳩翁道話の著者柴田鳩翁は參前舎より出て、共に心學の擴張に力めたり。世に、梅巖・堵庵道二を尊んで心學の三先生となす。

心學者の傳道は恰も宗教家の布教の如く、講演によりて衣食するにあらず、却つて自ら資を抛ちて之に當りしかば、事業に精神あり、活氣あり、徳川時代の後半に於て庶民の教化に及ぼせる功績頗る多し。

徳川時代の女子は、多くは幼少の時寺子屋に入りて初步の教育を受け、稍長するに及び家庭にありて調理・裁縫・機織等の婦功を學べり。されど中流以上の公家・武士の子女は寺子屋に入らず、師傅を聘して、讀書作文・習字等を修め且女禮・彈琴・薰香・生花等の高尚なる遊藝を學べり。而して此の風習

想となせり。されど所謂個人の調和的發展は、決して、之を國家の幸福より分離すべきにあらず、個人は國家の成員としてのみ價值あり、國法に従ふことによりてのみ、眞の自由活動をなすことを得るものなれば、教育は實に個人の利害を以て國家の利害に合同せしむるを以て其の目的となさざるべからず。而して斯かる教育は身體に必要な體操と、精神修養の爲にする音樂との二分科に分かたれたり。凡そ希臘教育は其の通有性として、如上の特徴を有したれども、各邦に於て、亦多少其の趣を異にせるものなくんばあらず。今左に二個の代表者たるスバルタ及びアテネに於ける教育につきて其の梗概を述べんとす。

スバルタの教育法

スバルタはドリア種族の代表者にして、イオニア人の代表者たるアテネと著しき對照を示せり。其の教育法は、紀元

女子教育

前八百二十年頃リコルゴスが、僅少のスバルタ人を以て、能く多數の土人及び奴隸を支配せんが爲に、制定せる憲法に基づき、尙武の精神を以て一貫せる、極端なる國家主義なり。兒童の始めて生まるるや、國家は其の健否を檢し、身體薄弱なるものは生存を許されず、其の七歳に達せるとき、國家は之を家庭より奪ひて共同教育所に入れ、専ら軍隊的従順と共同的精神とを養成するに力めたり。其の方法は、匱衣匱食に慣れ、飢渴を忍び、且敵兵を欺くの術に長ぜしめんが爲に、巧みに窃盜することを許し、學科としては、體操を主とし、音樂を併せ課して、勇壯愛國敬神の念を鼓舞せり。斯くて十八歳に至れば、兒童組を脱して青年組に入り、三十歳にして成人となり、始めて家庭を作れり。女子も亦男子と同じく、一定の法令の下に教育せられ、健全なる男子を生むを以て、其

アテネの教育

の任務となしたれば、剛毅の氣風、愛國の精神に富むこと毫も男子に譲らざりき。スパルタの教育は斯く尙武に偏せしを以て、學問・藝術等精神的財産に於て見るに足るもの尠し、世に希臘の文明と稱するものは、多くアテネの文明なり。

アテネの教育の理想は、全くスパルタに反して、自由と、知識と、審美とにあり。其の教育は、紀元前五百九十四年ソロンソロンの立てたる憲法に基づけるものにして、スパルタの如く國家に於て之れを成さず。國家は唯父母に子女教育の義務あることと、體操及び音樂の教授を受けしむべきこととを命ずるのみにして、其の細節に至りては父母に一任せり。一般に兒童七歳に達するや私立の體操學校及び音樂學校に入り、體操・音樂・文法科等を學び、同時にバイモイリス教僕の監督の下に置かる。教僕は多く奴隸にして常に兒童に伴なひ之を保護すれ

教僕

女子教育

文化の中心の移動

七自由科

ども、自ら教授することなし。十六歳、教僕の手を離れ國立の體操場に入りて、武藝を練習し、上流社會のものは更に進んで高等なる教育を受け、二十歳始めて土班に列せり。女子の教育は一般に注意せられず。却つて學問は女子の淑徳を失はしむるものなりと信ぜられ、唯適當なる家婦たるを以て其の目的となし、常に深閑に養はれたれば、身體虛弱にして、スパルタ婦人の強壯剛健なるに及ばざること甚だ遠し。

ケーロネアの一戦により、マケドニア希臘の覇を唱ふるや、アテネの文化は歴山大王の領土擴張に伴なひ、四方に傳播し、學術の中心はアテネよりアレクサンドリアに移りて、茲に東西文明の融合となり、體操・音樂は次第に従來の性質を失ひ、文法・修辭・論證法・三術・算術・音樂・幾何・天文(四術)の七自由科最も尊ばるるに至れり。而して是等の文明は、羅馬に傳

はり、中世の暗黒時代を隔て、直ちに近世に接續せり。

第二節 希臘の教育家

一 ソクラテス (Socrates)

ソクラテスの傳記

ソクラテスは紀元前四百六十九年、アテネ市に生まる。父は彫刻家にして、母は産婆なり。支那の孔子に比すべき大道徳家・大教育家にして、道徳の改善、眞理の普及を以て、其の任となし、此の高尙なる職務の爲に、紀元前三百九十九年死刑の宣告を受け、獄中に於て、從容毒を仰いで死せり。氏は知行合一説の唱道者にして、思へらく、悪行は無智の結果なり。眞に善を知らば必ず之を行ふべし、何となれば善は必然に幸福を伴ふものなればなりと。斯く氏は道徳を知識の上に建設し、知を以て道徳的生活を改良せんとしたるを以て、市場・公園等到處、市民を捉へて人生上の談話を試み、之によ

ソクラテスの知行合一説

ソクラテスの問答法

りて知見を開發し、道徳の改善を圖るに力めたり。

知見の開發につきては氏は獨特の方法を用ひたり。所謂ソクラテス問答法として、後世に推獎せらるゝものにして、反語法及び産婆法の二個の方面を有す。反語法とは、茲に一問題あり、對者若し之を知れりとの風あるときは、順を追ふて種々の繼續的、反語的發問をなし、終に對者をして自己撞著に陥らしめ、其の無知なることを悟らしむるものにして、消極的方面なり。斯くて對者が自ら無知無識なるを曉れるに乗じて、再び積極的發問をなし、歸納的に對者の知識を導き、個々の經驗より出發して、眞正の概念・定義に誘致す、産婆法即ち是なり。氏曰く、余は知識を附與するにあらずして、知識を生ぜしむる産婆なりと。

二 プラトン (Platon)

プラトンの傳記及び學說

プラトンは紀元前四百二十九年アテネに生まる。貴族の子なりしを以て夙に上流社會の教育を受け、體操に秀で、詩文に巧みなり。二十歳ソクラテスの門に入り、其の薰陶を受く。紀元前三百八十七年頃よりアテネの近郊アカデミーに學校を開き、三百四十七年死に至るまで育英の業に従事せり。

氏は其の著「共和國」に於て、國家を人間に比し、人の精神に理性氣力欲望の三要素ある如く、國家にも亦理性に相當する支配者氣力に相當する軍人、欲望に相當する生産的職業を營むもの、三階級あり。而して個人には是等の三要素に應じて、睿智、勇氣、節制及び是等を統一する正義の四徳ある如く、國家にも亦各階級に相當する徳あり。又是等諸徳の調和する所に正義あり。小國家たる各個人は大個人たる國家に依存してのみ始めて其の生活の目的たる、眞の道徳と幸福とを實現し得るものなれば、教育は、個人をして、能く自己の利害を棄て、國家に従屬するを以て、其の最高本分となすに至らしめざる可からずと説き、以て國民主義の教育を主張したり。

三 アリストテレス (Aristoteles)

アリストテレスは紀元前三百八十四年希臘の一殖民地スタギラに生ま

アリストテレスの傳記及び學說

Platon
育英の業に於ける歴山大王と稱せらる。
氏に從へば、人生の目的は幸福にあり、而して幸福は人類に特有なる理性の活動によりて得らる。理性の合理的活動は即ち徳なり。されど人は本來社交的動物なるを以て、衆個人は社會に入り、互に相依り相助くるにあらざれば決して圓滿なる合理的活動をなすこと能はざるべし。されば社會の最高形式たる國家は個人を幸福ならしめんが爲に、諸般の施設をなし、之を教育し、延いて國家自體の幸福を進めざるべからずと。斯くて氏は教育の目的を以て個人及び國家の道徳的活動にありとなせり。

第二章 羅馬の教育

羅馬の特質

羅馬は紀元前七百五十三年伊太利のチベル河畔に國を建て、次第に版圖を擴め、終に一大帝國を成したるものにして、其の人民は愛國心と正義の精神とに富み、領土の安全と擴張とを以て自己の天職となし、頗る實際的の傾向を有したり。

羅馬の教育と希臘の教育

希臘より羅馬に入るは、例へば詩篇を閉ぢて散文を繙くが如し。羅馬の教育は、國の法律に従ひ、名譽を尊重し、愛國の精神に富み、能く公共の利益の爲に盡くし得る公民を作るを以て其の目的となしたれば、之を希臘の美的、理想的なるに比して、大いに實際的、現實的なるの特色を認めずんばならず。唯其の國家主義なるの點に於てのみ兩者相一致せり。羅馬の教育は王政時代、共和政時代及び帝政時代に於て、多少其の趣を異にせるものあり。殊に紀元前百四十六年希

羅馬各時代に於ける教育の特徵

王政時代
BC. 753. — BC. 510.
共和時代
BC. 510. — BC. 27.

初政時代
BC. 27. — 395

希臘文明輸入以前の教育

希臘を滅ぼすや、希臘の文明は懸河の勢を以て羅馬に侵入し、大いに教育の面目を改めたり。されど一言にして之を蔽へば、共和政時代は嚴格なる軍隊的組織に於て、スパルタに類するものあり。帝政時代は文學修辭を重んじて、アテネに髣髴たるものありと言ふを得べし。

希臘文明輸入以前に於ける羅馬の教育は、主として家庭に於て施されたり。羅馬の家庭は一夫一婦の制行はれ、其の婦人は氣品甚だ高く、家父は絶対の權力を有し、子女の生殺すら其の掌中にあり。斯かる家庭に於ては、其の勤勉、質素の美風を基礎とし、之に加ふるに母の慈愛及び貞淑の徳、父の嚴正謹肅を以てして、直接に羅馬固有の精神を子女に傳へ、從順謙遜廉耻忍耐正義等の諸徳を養成するに於て甚だ容易なるものあり。殊に父母は己が子女の愛國心を鼓舞せんが爲に、常に偉人の事蹟及び戰爭の物語をなし、宴會等の席に於ては長者偉人の傳記を演述し、兒童をして讚美の歌を誦はしむるを例とせり。教授は體操の外、讀書習字をも課し、羅馬最古の法典十二銅盤法を

BC. 451年、十二人
の法律を制定
する

希臘文明輸入
以後の教育

誦せしめたり。學校は紀元前五世紀頃より存在せしも、凡て私立にして、政府は毫も之に關せざりき。
希臘の文明は共和政時代の後半より侵入し來り、次第に羅馬固有の美風たる質素勤勉、公共的精神等の諸特質を腐蝕し、終には其の誇りとせる兒子の教育をもアテネに倣ふて乳母教僕等に托するに至れり。彼の大カトリの如きは、極力之に反對せるも、一世の風潮復た如何ともする能はず。唯徒に希臘的修養の益盛大に趣くあるのみ。ホーレスが「敗者希臘は其の文藝に於て羅馬を捕虜となせり。」と言へる亦宜なりと言ふべし。

當時學校は初等中等高等の三種あり。初等學校は六歳乃至七歳の兒童を收容し、頗る嚴格なる訓練の下に讀書習字及びアバクスと稱する算盤を用ひたる算術を學ばしむ。斯くて十二歳に至るや、中等學校(文典學校)に入りて、希臘語拉丁語修辭歴史數學等を學び、十六歳より高等學校に入りて哲學修辭法律等を研究せり。殊に修辭は政治法律の社會に活動するに於て必要の術なれば、其の實際的效果よりして、最も羅馬人に尊重せられ、羅馬第一の教育家たるクインチリアヌス(三五?一)は紀元六十八年頃羅馬に修辭學校

クインチリア
ヌス

Cato
おはみ屋敷
しんせいのしん

羅馬の教育家

を開き、ベスパシアヌス帝より一定の俸給を受くるに至れり。羅馬帝政時代の教育の理想は之を、修辭に巧みなる人を作るにありと言ふも可なり。
羅馬の教育家として有名なるは、クインチリアヌスの外キケロ(前一〇六—
ブルタルコス(五〇?—一〇?年?)セネカ(前三?—六五年?)等二三氏を數ふるに過ぎず。思
索を輕んずる國民に學者教育家の乏しきは固より其の所なりとす。

第三章 基督教の教育

教育家として
の基督

基督(Christ)は猶太の人紀元前四年を以てガリラヤ州の
ナザレに生まる。父をヨセフ、母をマリアと言ふ。始め預言者
ヨハネの教を受け、年大凡三十にして布教の途に上りしが、
其の高き人格と熱心とは到る處偉大なる感化を與へたり。
後三年ユダヤの僧侶の訴ふる所となり、年僅かに三十三(?)
にして十字架上の露と消えたり。基督は其の言行に於て、其
の全生活に於て實に人類の大教育者と稱すべき偉人にし

悔(ヤ)ハ
神(エホバ)神

基督教の教育に及ぼせる影響

て、單に薰陶的勢力に於てのみならず、其の教授法亦大いに巧妙を極めたり。シュミット曰く、基督は自己の實例と教訓とによりて、教育學の永遠の原理を與へたるものなりと。

人は凡て神の子にして、神は人類救済の爲に全世界を創造し、且之を攝理するものなり、されば、人は其の誠意を致して、神を敬し、同胞を愛し、自己の罪惡を悔い、以て永遠の救済を求むべし、とは基督教の中心思想なり。即ち教義の根柢を愛に置き、救済の方法を信仰に求め、愛と信仰とによりて、天國に於ける永劫の生活に入らんとするものにして、其の教や出世間的なり。斯かる思想は教育に對しても亦大なる影響を與へたるが、今其中主要なるものを擧ぐれば、(一)等しく神の子たる個人の權利を認め、從來の國家主義は個人主義に變じ、(二)階級の差を破碎し、奴隸の價値を認めて、四海同

基督教の發展

胞の人道主義、世界主義を現出し、(三)婦人の地位を高め、夫婦同權となして、古代の家長權を否認し、神の賜たる兒童を教育するを以て父母の神聖なる義務となして、著しく家庭の品位を高め、(四)從來の現世主義を改め、現世を以て未來の生活の準備となし、(五)靈と肉とを分かち、靈を尊び、肉を卑し、み精神を清淨にせんが爲に、却つて身體を苦しむるに至りしこと等是なり。而して以上の特質は實に中世の教育を貫ぬく大潮流にして、中世の教育は凡て是れ基督の信仰の爲に行れたるものと言ふも不可なし。歐洲に於ける基督教の感化は、之を支那に於ける儒教の影響にも比すべく、希臘、羅馬の思想と相竝んで近世文明の二大源泉たり。

基督教徒は種々の迫害にも屈せずして、次第に其の教義を擴めたりしかば、終に紀元三百十三年コンスタンチヌス

Catechetical School
問答=カテケチカル
若教7後3171013

北 沢定基著
海老名聖徳著
海老名聖徳著
海老名聖徳著
海老名聖徳著
海老名聖徳著

問答學校

帝は基督教を公認するに至れり。是より先、紀元二世紀に於てアレクサンドリアに問答學校カテケチカルなるもの起り、基督教の傳道に力めたりしが、パトリステス・クレメン、オリゲネス等の偉人相次いで立つに及び、次第に隆盛に赴き、以て四世紀の終に及べり。當時アレクサンドリアは希臘的文明の中心たりしかば、茲に基督教は希臘の思想と融合し、學者は基督教の信仰を希臘思想にて説明せんとするの傾向を生じ來れり。爾來多くの基督教の學校は其の範を問答學校に取りしを以て、問答學校は教育史上之を古代と中世とを結合するの橋梁なりと見ることを得べし。

第四章 中世の教育

第一節 中世の特徴

近世の準備期としての中世

中世教育の區分

中世とは、西羅馬帝國の滅亡より東羅馬帝國の没落に至る、大凡一千年間の總稱にして、史家の暗黒時代となすもの是なり。已に暗黒時代なり、故を以て此の時代に於て、教育上何等の進歩なきは、固より其の所なりと雖も、他方より之を觀察するとき、中世は實に近世の準備期にして、彼の力と自由とを好めるゲルマニ種族が、次第に希臘羅馬の文明、基督教の精神等の感化を受け、之れを同化して、近世文明の基礎を立てたる時代なり。即ち中世はゲルマニ種族が上古を師とせる學校期なり。されば中世の教育は之を(一)ゲルマニ種族が傳來の學術を修得するに繁忙なる時代、及び(二)十二世紀以後ゲルマニ種族が政治的、社會的各方面の新要求に應じ、教育改良の企圖を始めたる時代の二期に分かつことを得べし。中世に因りて古代の文明はゲルマニ種族に傳は

僧庵學校

り、ゲルマニ種族固有の活氣を加へ、以て近世に推移せり。

第二節 第一期の教育

第一期の暗黒時代に於て、教化の中心となりたるものは、僧庵學校なり。始め伊太利のベネチクト (Benedict) (四八〇—五四三年) は紀元五百二十九年カシノ山中に僧庵を建設し、閑散は精神の大敵なり。との原則に従ひ、寺院生活に於て、耕作・慈善事業及び少年教育等、諸種の作業を行ふべきを規定し、少年の教育を始めたりしが、是れ即ち僧庵學校の權輿なり。

僧庵學校の教育法

僧庵學校は始めは僧侶たるべきもののみの入學を許可したりしが、次第に隆盛に赴くに從ひ、内典・外典の制を分かち、外典に於ては一般俗人の教育を施すこととなせり。教師は凡て僧侶にして、學科は誦誦によりて、七自由科 (七術を授け、頗る嚴格なる訓練法を用ひ、罰は鞭撻を普通とし、監禁・絶食の如きも屢用ひられ、且生徒は常に僧庵内に起臥し、一切外界との交通を絶たれ

僧庵學校の隆盛

たり。第一期に於ける學校には、尙他に第八世紀の中葉メツの僧クロデガン
グによりて創始せられたる寺院學校カソドラル・スクーールあれども、其の方法僧庵學校と多く異なることなし。

カロロ大帝及びアルフレッドの功績

僧庵學校は次第に其の勢力を英佛獨塊の各地に擴め、第八世紀より第十世紀に至るの間に於て全盛を極めたり。殊に第八世紀に於て、カロロ大帝は、最も、寺院及び之に附屬せる學校を保護し、大いに宗教を奨め、有名なる英國の僧アルカイヌス (七三五—八〇四年) を聘して、普通教育及び貴族教育の進歩を計り、又第九世紀に於て英王アルフレッドは大いに島王國の教育を改良したれども、爾來是等帝王の業を紹ぐものなく、第十世紀に及んで、教育は再び著しく衰退せり。

第三節 第二期の教育

是より先き亞刺比亞に於て、教祖ムハメッド (Muhammed)

亞刺比亞の學術の影響

十字軍の影響

(五七〇—六三二年) 四隣を征服し、希臘及びアレクサンドリアの學術を輸入して、諸種の學科を研究したりしたため、教化大に擧がり、西班牙のユルドヴァ、小亞細亞のバクダード等の學校は一時文明の中心となるに至れり。是に於てか歐洲諸國より留學するもの甚だ多く、爲に宗教と離れたる世俗的科學の次第に北方に紹介せらるゝあり、加ふるに他方に於ては、十字軍の遠征により、歐洲人の眼光は著しく擴大せられたるを以て、彼等は最早從來の僧庵學校に於ける出世間的教育を以て満足すること能はず、次第に現世的傾向を加へ、茲に新氣運の曙光を認め、第十二世紀を以て歐洲の教育は一大革新をなせり。而して斯かる新氣運の重なるものは、(一)十字軍の精髓たる武士の教育、(二)農工業者に適切なる市民教育、(三)最高教化を與ふる大學教育等の興起なりとす。

新傾向

武士の教育

一、武士の教育 武士の教育は高尚勇敢なる人格を有し、神を敬ひ、君に仕へ、貴婦人に侍し、弱者を保護し、武士としての本務を盡くすに至らしむるを以て其の目的となし、婦人を尊び、武藝を重んずる點に於て、大いに從來の宗教的教育と異なれり。僧庵學校の七自由科に對して、騎馬・水泳・弓術・擊劍・狩獵・將棋及び作詩の七能を練磨し、王候の宮殿を以て是等技能の練習所に充て、其の教育は最も活潑にして、且社交的、世俗的なり。武士の教育は第十一、十二世紀に於て全盛を極めしが、十四世紀に至るに及びて漸次衰運に赴けり。

市民の教育

二、市民教育 十字軍の結果、商工業次第に發達し、市民の地位及び勢力揚がるに從ひ、自然に其の實際生活に必要な教育を施す市民學校の設立を促せり。市民學校に二種あり。一を國語學校と言ひ、他を拉丁語學校と言ふ。前者は讀書・習字・算術及び信書の往復等主として日常生活に必要な事項を授け、後者は拉丁語を主とし、加ふるに讀書・文法・宗教・讚美歌等を以てせり。

大學の起源及び教育

三、大學の勃興 大學は其の源を純粹に科學を研究せんとする學者の會合に發し、本來教會及び政府と何等の關係を有せざる自由の團體なりしが、次第に發達するに從ひ、王侯の保護を受け、十三世紀以後に及び、之が設立は

9-12 煥瑠哲學
13 煥瑠哲學
14 煥瑠哲學

共同生活の同胞團體

必ず法王の認可をも受けざる可からざるに至れり。教科は通常神學、法學及び醫學の三科に分かれ、其の下に七自由科及び哲學を教授する豫備科あり。サレルノ大學、ボロニア大學、パリ大學、オックスフォード大學以上十二世紀創立、ケンブリヂ大學十三世紀創立等は、最も早く建設せられしものなり。其の他、科學としての神學とも言はるゝ、煩瑣哲學が大學に於て研究せられ、ゲイルト、グロート(一三三四年)がネーデルランドのデフエンテルを中心として、下層の貧民に對する共同生活の同胞團體なる一の宗教的結社を組織せるが如き、亦中世の教育に於る重要な現象なり。

第五章 第十五、第十六世紀の教育

第一節 人文主義の教育

世人は今や中世の惰眠より覺めたり。新しき眼光を以て新しき研究をなさんとするの氣運は蔚然として興起せり。而して是等新氣運の先づ歴史上の大事實となりて表れし

文藝復興

ものは即ち文藝復興及び宗教改革なりとす。

文藝復興の中
心としての伊
太利

文藝復興 (Renaissance) は、直接に古語によりて、古代の理想及び教化を收得せんとする人文主義 (Humanism) の運動を以て生まれり。其の端緒を開きしは、上古羅馬の遺風最も多き伊太利人にして、ダントーニ ボカチオ (一三三一年) ベトルカ (一三三〇年) 及び人文學者の模範と言はるゝ ペトルカ (一三三〇年) 等は、夙に中世の煩瑣哲學に反抗して、古學の研究を唱へけるが、恰もよし、紀元一千四百五十三年東羅馬帝國はオスマンリトルコ人の爲に滅ぼされ、多くの古典學者の難を以太利に避くるあり、伊太利の都市亦能く其の保護に力めしかば、伊太利は終に古文藝復興の中心となり、英・佛・獨の各國より來り學ぶもの甚だ多きに至れり。

北歐に於ける
人文主義

北歐に於ける人文主義の擴張に與りて力ありしは和蘭

の「共同生活の同胞團體」にして、此の團體の人士は多く人文主義者にして、煩瑣哲學を排して、大いに古文學を尊重せり。彼の有名なるアグリコラ(一四四三—一四八五年) エラスムス(一四六七—一五三六年)等 は實に此の團體に屬せる人なり。

人文主義の特徵

人文主義は、古語を以て宗教の用に供したる中世の思潮に反し、全く新なる熱心と、新なる見解とを以て之に向ひ、煩瑣哲學を排し、古代精神の復興によりて、以て人の人たる價値を發揮せんとす。故を以て此の派の教育者は古語特に拉丁語を重んじ、言語の修練を尊びたる羅馬の思想を極端に繼承し、精巧優美の言語によりて美的趣味を養ひ、品性を高尚ならしむるを以て教育の理想をなせり。是より先、印刷術の發明(一四五〇年)あり、全く書寫の勞を省き、容易に廉價なる書籍を得るに至りしを以て、爾來學術の普

宗教改革

宗教改革の精神

宗教改革の精神は、ローマ法王を以て神と人との媒介者となすに反し、一人は信仰によりてのみ神の國

及は頗る迅速に、文藝の復興更に急速の進歩を加へたり。

第二節 宗教改革と新教の教育

寺院の腐敗、僧侶の墮落は中世に於て早く已に反抗の聲を擧げ、英國のウィックリフ(一三三二—一三八四年)の如きは夙に宗教改革を主張したりしも未だ成功するに至らざりしが、文藝の復興に伴なふ自由討究は、益ローマ教會の教權に對して疑を抱くに至らしめ、改革の氣運次第に熟し來れり。果然千五百十七年（一五二〇年）マルチン・ルーテル(Luther)(一四八三—一五四六年)が贖罪符を難ずる九十五箇條の檄文をウィッテンベルヒの寺門に掲ぐるや、宗教改革の火燄大いに擧がり、歴史は茲に回轉して眞の近世的生活に入れり。

宗教改革 (Reformation) の精神は、ローマ法王を以て神と人との媒介者となすに反し、一人は信仰によりてのみ神の國

十五九

ルイテルと普通教育

に生まるゝことを得、(二)聖書は直接に吾人に神の道を示すものなり、との二大主義に基づき、毫も羅馬教會の教權を認めざるにあり。即ち新教は人に許すに自由の討究を以てし、人に負はずに自治の責任を以てし、從來外面的なる信仰を以て、切實なる内面的のものとなせり。斯く人々、各自己の信仰に對して責任を有し、而して信仰の根原は聖書にありとせば、一般人民に對して最も必要なるは聖書の研究にあり。宗教改革は先づ一般人民の精神改造より始めざるべからず。教育を除いて復た他に神を求むるの道あらざるなり。

是に於てか、ルイテルは一般人民の爲に聖書を標準獨逸語に翻譯し、^{一五九一年}聖教問答を著し、又千五百二十四年書を當路者に致して、大いに公立學校の設備を全うすべきを説き、強制教育を主張して普通教育の基礎を定めたり。中世に於ける

ルイテルの教育に於ける自餘の功績

メランヒトン及び其他の新教育者

市民學校多く振はず、和蘭の「共同生活の同胞團體」の活動未だ一部に止まり、舊教は僧侶の養成に汲々とし、人文主義亦社會の上流にのみ注意するの時に當り、新教に於て始めて一般人民の教育を説けるは大いに注目し、價すべき事實ならざるばあらず。

ルイテルは又善良なる家庭教育の必要を唱へ、教師の地位の高尙なるべきを説き、教員傳習所を設けて良教師を養成せんことを計り、教科に於ては宗教を重んじ、古語を奨めしと共に又諸種の實質的教科、特に歴史の價值を認め、中世の嚴格なる訓練に反して、寛和なる主義を持し、彼の中世の僧侶が兒童を社會より隔離せるは綠草を庭園より移して狭き鉢に投ずるが如しとして痛く之を非難せり。

ルイテルの協力者には、有名なる獨逸の人文學者メラン

養護

直接に苛酷なる鞭を加ふることなかりき。教育の手段としては大いに生徒の名譽心及び競争心を刺戟し、優等生には嚴格なる儀式を以て賞品又は名譽の地位を與へ、又は教師を補助して他生徒監督の任に當らしめたり。

要約

養護に關しては、妄りに身體を苦しむる中世の思想を脱し、過度の勉學及び過度の節欲を禁じ、必要なる睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等を練習せしめたり。又寄宿舎の單調に倦まざらしめんが爲に時々遠足旅行を爲し、又は生徒をして演劇會を催さしむる等、努めて種々の娛樂に注意せり。以上述べたる如く、エスイタ派は兒童を父母の膝下より奪ひ、社會より離し、家庭及び國家に對する感情を冷却し、偏に宗教の爲に教育を施したれば、其の根本思想に於て已に誤れるものあり。且其の方法の一に兒童の從順を要求し、教

中世的傾向

權の下に之を束縛し、漸くにして贏ち得たる近世の自由精神を再び失墜し、又専ら力を中等以上の教育に用ひ、普通教育を顧みざるが如きは其の缺點なりと言はざるべからず。されど粉骨碎身一定の主義の下に、萬難を排して突進し、專心一意宗教の爲に奮闘せる功績は、又甚だ後世の模範となすに足るものなくんばあらず。
エスイタ派は千七百七十三年法王クレメンヌ十四世の時代に於て其の團體を解けり。

第六章 第十七世紀の教育

第一節 十六世紀以後に於ける教育の發達

教權より自由に、神學より科學に、超自然より自然に移るは近世教育の使命なり。されど斯かる變遷は固より一朝に

して成るべきにあらず。文藝復興及び宗教改革は上に述べたる如く、教育上幾多の貢献をなしたりと雖も、尙未だ完全に中世的傾向を脱すること能はず。其の教育は新教に於ても、將舊教に於ても、専ら古文藝を尊び、文法、修辭等を以て其の任務となし、教育は依然として僧侶の手にあり、傳説は依然として其の勢力を擅にせり。固よりルーテル、メランクトン・エラスムスの如きは事物の知識を必要としたれども、これ單に、古學者の著書の内容を理解するの方便たるに止まり、未だ眞に事物其の物の知識、自然其の物の研究を唱へしにあらず。故に十六世紀の教育は一般に之を近代精神に基づける中世の教育法と稱することを得べし。

十六世紀以後に於て學術は長足の進歩をなし、コペルニクス・ケプレルの天文學、ガリレオ・ニウトンの物理學、ハーベ

科學の進歩

學術の進歩の
教育に及ぼせる
影響

ーの生理學、デカルトの哲學、ベーコンの歸納的研究法、シエクスピア（英、先づ）、ルトン（英、先づ）、コルネイユ、モリエール（法、先づ）、ラシ（法、先づ）、シーヌ等の文學、相次いで起り、近世文化の地盤極めて鞏固となれり。殊に歸納的研究法及び地動説の唱道（一五三〇年）、亞米利加の發見（一四九二年）等は全く宇宙に關する中世の見解を破壊し、科學的、實學的傾向は終に一世を風靡せんとするに至れり。

學術の進歩は、引いて大なる影響を教育界に及ぼし、實學的傾向は次第に古學の壘を壓し、從來宗教の爲に施せる教育は全く現世的となるに至らんとす。名づけて新教育と云ふ。今新教育の主要なる特徴を擧ぐれば

一、抽象的、神學的なる教育を自然的、實際的ならしめたること。

二、中世に於て輕んぜられし身體に注意するに至りしこと。

Carpentaria
of Protestant
ラブレ
Robelin

と。
三、苛酷なる訓練を避けて、寛和なる方法を取るに至りしこと。

四、言語に代ふるに事物を以てし、語誦を棄て、直観及び理會を尊ぶに至りしこと。

五、古語を排して、國語を尊重せしこと。

等にして、其の率先者は佛のラブレ(一四八三)、モンテニー(一五五三)、(一五三三)・英のベーコン(一五六一)、獨のラトケ(一五七一)等(一五九二)なり。而して是等諸家の説を集めて、大成せし人を大教育家コメニウスとなす。

フランソアラブレラブレは其の著書に於て、ガルガンチュアなる舊教育を受けし人物と、ユイデモンなる新教育を受けし人物とを對照せしめ、銳利なる筆鋒を以て、諷刺的に大いに舊教育の弊を論じたり。氏は養護の必要を説き、

モンテニー
Montaigne

ベーコン
Bacon

ラトケ

之を以て心的發達の要件となし、學科に於ては古學特に希臘の學を尊重し、
たると共に、自然科學をも獎勵して、心の多方陶冶を主張し、能く神に仕へ、神を愛し、神を畏るゝに至らしむるを以て德育の目的となせり。

ミシエール、ド、モンテニーは從來の教育が一般に精神の教育に偏するを排し、身體養護の必要を認め、且大いに當時の注入教授に反して開發主義を主張し、古學よりは先づ自國語を學ぶべく、訓練は愛と威とを併せたる嚴格なる寛和によるべきを説けり。

フランシス、ベーコンの功績は、自然の研究に、歸納的方法を用ひ、觀察及び實驗を重んじ、從來の演繹的方法以外に研究の新生面を開きたるにあり。

以上の三氏は共に教育家にあらずして、單に教育上の意見を述べたるに止まりたれば、實地の教育家としては始めてウオルフ、ガング、ラトケ、ラチキウスを推すべし。氏は一千六百十二年教育に關する意見を當路者に獻じ、アウグスブルグ及びケッテンに於て學校を經營せしが、何れも大なる成功を見ること能はざりき。氏は教授に於ては心理的順序に従ひて、凡ての強迫を避け、一時に一種の學科を授け、多く學科を併せ課することを爲さず、且常に

敬神の念を鼓吹すべきことを唱へたり。

第二節 第十七世紀の教育家

一 コメニウス (J. A. Comenius)

コメニウスの
傳記

ペーコンの哲學を實地教育に應用し、十七世紀の最大教育家として數へらるゝヨハン、アモス、コメニウスは千五百九十二年奥國モラヴィア州のニウニツに生まる。幼にして父母を失ひ、家庭の不幸に遭遇せしかば、當時最も尊重せられたる拉丁語の如きも、十六歳にして始めて之を學ぶことを得たり。後ヘルボルン・ハイデルベルヒ兩大學に於て神學及び哲學を修め、學成りて後和蘭に遊び大いに得る所あり。歸國の後ブレラウの學校長となる、時に千六百十四年なり。居ること五年、フルネ、クに赴き、新設の一學校長となり、傍ら牧師の職を兼ね、極めて平和の生活をなしたりしが、偶三十

語學入門及び
大教授論

世界圖解

年戦争の起るあり、千六百二十一年フルネ、クは西班牙軍の爲に蹂躪せられしかば、氏は悉く家財を失ひ、且新教徒たるの故を以て、宗教上の迫害を受け、國外に放逐せられたり。コメニウスは爾來諸方に流寓し、遂に波蘭のリ、サに入り、文科中學校の教師となれり。當時氏はラトケ及びペーコンの書を読み、大いに刺戟せられ、有名なる「語學入門」及び「大教授論」を著せり。是に於てか教育家としての氏の名聲は、忽にして四方に轟き、千六百四十一年先づ英國政府に聘せられ、教育制度の改革に従事せるが、不幸内亂の爲に其の志を得ず、後再び瑞典に招かれ、居ること七年、千六百五十年匈牙利の教育改革を委託せられ、バタク市に止まる事四年、名著「世界圖解」(Orbis pictus) (千六百五十一年刊行) は此の地に成れり。千六百五十四年再びリ、サに歸りしが、時に瑞典と波蘭との間平和を失

し、リッサは兵燹にかかり、氏は再び其の産を失へり。後獨逸を
 經て和蘭に入り、アムステルダムに於て靜に晩年を送り、千
 六百七十年八十歳の高齡を以て逝けり。氏の一生は斯く諸
 種の迫害と困厄とに充ちたれども、氏は之が爲に少しも屈
 することを爲さず、其の偉大なる性格、不撓不屈の大精神は
 氏の學說と共に永く史上に異彩を放てり。

氏の教育説
 教育の目的

氏に従へば、人生に三個の住所あり、母體、地球及び天國是
 なり。母體生活に於ては、人は唯運動と感覺とを有するに過
 ぎざれども、地球の生活に於ては、之に加ふるに理想を以て
 し、取捨選擇の作用を生ずるに至る。されど、此の如きは凡て
 之れ第三の天國生活に入り、神と共に永久の幸福を受けん
 が爲の準備たるに外ならずして、人生の最終最高目的は其
 の天國生活にあり。されど最も完全なる天國生活の準備は、

少年時代と教
 育

最も完全なる地球上の生活を措いて他に之を求む可から
 ず。而して完全なる地球上の生活は(一)知識を開發して道理
 を辨別し、(二)道德を實踐して萬物及び自己を支配し、(三)宗教
 を信仰して神の肖像となり、神の完全を代表するにありて
 存す。此の三者は天稟として何人も具有する所の者なれど
 も、之を充分に、正當に、發達せしめんには、其の少年時代に於
 て、一に自然の法則に適合せる教育を施さざるべからず。蓋
 し少年時代は、其の性質軟弱にして、外部の影響に動かされ
 易く、且此の時代に於ては未だ一定の事業を取ることを得
 ざれば、此の際教育を受けしめ、以て壯年時代に於ける活動
 の素地を作るは、最も機宜に適する方法なればなり。

教育の方法
 直觀主義

教育の方法につきては、氏は全くベイヤコンの科學的方法
 を應用したること、氏が「近世教育界のベイヤコン」と言はるる

によりても明らかかなり。故に教授に於ては、言語よりも寧ろ事物を重んじ、生きたる自然を觀察せしめて、知識を擴張す

べきを説けり。曰く「……

何ぞ死せる書籍に代ふる

に生きたる自然を以てせ

ざる、……凡ての知識の

根柢は事物其の物を覺官

に訴へて、其の收得を容易

ならしむるにあり。覺官に

訴へざるものにして眞に

理解し、眞に語り得るもの

一もこれあることなし。故

に凡ての知識能辯善美等

VIII. Terra. — Die Erde.



世界圖解の一例
第八圖
土地
1 山
2 谷
3 丘
4 高原
5 原野
6 森
(世界圖解に於ては以上の名稱を拉したる語と對照して説明せり)

客觀的自然主義

の基礎は一に覺官を練習して自然物を鋭敏に感得せしむるにあり」と。而して斯く事物の影よりも「事物其の物」を示さんとする氏の直觀主義は其の著世界圖解に應用せられ、後世幾多の繪入教科書の先驅を成せり。

氏の教授の方法は、何れも皆自然界の觀察よりして得來りし所のものにして、其の第一原則たる「自然の法則に従へ」とは、能く自然界に行はるゝ法則を研究し、之を模倣して教育を施すべしとの意なり。是れ氏の主義が客觀的自然主義と稱せらるゝ所以にして、彼の兒童の性情を基礎とせる主觀的自然主義と相對す。曰く「技術は自然を模倣するにあらずば何事をもなすこと能はず」と。氏が確實に教育の効果を擧ぐべき方法として擧げたる自然の法則は左の如し。

一、自然は事を爲すに適當なる時を擇ぶ。

二、自然は先づ材料を供し、然る後之に形式を附與す。
 三、自然は其の働きに適合したる事物を選択するか、或は少くとも之に適合する如く準備を爲す。
 四、自然は其の働きに於て混亂せず、一個一個を完成す。
 五、自然は其の全活動を内部より始む。
 六、自然は其の構成作用に於て、最も普通なるものを以て始め、最も特別なるものに於て終る。
 七、自然は飛躍せず、歩々前進す。
 八、自然は其の始めたる事業を完成するまで停止せず。
 九、自然は深き注意を以て反對物及び有害物を拒斥す。
 氏は又訓練を以て教育上最も必要なる手段となし、訓練なき學校は猶水なき水車の如し。と言へる古諺を以て、能く其の眞を穿つものとなせり。謂へらく凡そ訓練の目的は兒

訓練

學校系統

童をして其の將來の生活に於て失行なからしむるにあれば、之を施すには激情なく、憤怒なく、誠實の精神を以て一貫し、兒童をして其の眞に自己の改善の爲にせらるゝことを悟らしむべし。教育者と被教育者との關係は猶太陽の萬物に於けるが如し。教育者は太陽が(一)常に光と溫とを與ふる如く、自ら兒童の模範となり、溫情を以て之を導き、(二)時に風の威ある如く、教訓及び忠告を與へ、(三)稀に雷霆を加ふる如く不良なる性質には一層強き矯正法を用ふべし。固より事情により、多少寬嚴の度を異にすべきも、必ず慈愛の精神に基づき、兒童を屈服せしむるよりも、寧ろ之を鼓舞し、自ら進んで教師の意に従ひ、熱心に自己の改善を圖るに至らしめ、體罰の如き苛酷なる取扱は之を禁止せざるべからずと。氏は又人をして知能あり、徳あり、信仰深きものたらしめ

んには、幼児期より成年期に至る迄絶えず之を教育せざるべからずとなし、之を幼児期・少年期・青年期及び成年前期の四期に分ち、各期を六ヶ年宛となし、之に各種の學校を配當して一の學校系統を組織せり。

一、母親學校(一歳—六歳) 各家庭に存すべきものにして、其の教育は兩親之を掌る。

二、國語學校(六歳—十二歳) 各町村に設置せらるべきものにして、國語・算術・測量・初步・唱歌・宗教問答・歴史・地理及び諸般の技術を授く。

三、拉丁學校(十二歳—十八歳) 各市に設置せらるべきものにして

國語・羅典語・希臘語・希伯來語の四國語及び凡ての學術につきて深き知識を附與す。

四、大學校(アカデミー) 各州又は各國に設置さるべきものにして學

要約

術の蘊奥を極む。

之を要するに、氏は教育の目的に關しては未だ中世以來の宗教的傾向を脱すること能はざりしと雖も、其の方法に於ては能くベーコンの主義を應用して、教育界を刺戟したる效果甚だ大なり。近世の教育は凡て之をコメニウスの築ける基礎の上に立てられたるものなりと言ふも敢へて過言にあらざるなり。

二、ロック (J. Locke)

ロックの傳記

ジョン・ロックは千六百三十二年(益軒に後る)英國プリストルの近傍ウリントン(いこと二年)に生まる。父は法律家にして革命戦争の時には議會軍の士官たりき。千六百四十六年ロンドンのウエストミンスター學校に入り、拉丁語及び希臘語を學び、千六百五十二年オックスフォード大學に入り秀才の譽れ頗

る高し。氏は其の學校期に於て、當時の教育が機械的記憶を重んじて、悟性を練ることなく、鞭撻を亂用せるに對し、甚だしく嫌惡の念を抱き、且大學教育の極めて保守的に、中世の方法を用ふるに慊らざりき。大學卒業の後、自己の身體の薄弱なるを救はんが爲に醫術を學び、後獨逸駐劄英國公使の書記となり、ベルリンに止まること一年。再び英國に歸りて醫を業とせり。偶シヤフツペリー伯の創を治療せしより、伯の知る所となり、家庭顧問及び其の嗣子の家庭教師として聘せられ、伯の知遇最も深かりしかば、氏も亦其の恩に感じ、政界に於ても能く伯と進退を共にせり。千六百八十二年伯は舊教徒の追窮する所となり、和蘭に逃れしかば、氏は翌年同國に赴き、止まること六年、ウイリヤム三世位に即くに及び漸く歸國することを得たり。千六百九十年有名なる人間

健全 *Mens Sana in Corpore Sano.* — Juvenalis
 A sound mind in a sound body.

教育思想

氏の教育説の
根據

悟性論を著し、千六百九十三年「教育思想」を出だせり。此の書は氏が家庭教師たる間に於て得たる經驗に基づき、一貴公子の教育法を示したるものに過ぎざれども、有益なる意見に富みたるを以て、大いに歡迎せられたり。千六百九十五年ウイリヤム王より商業並びに殖民事業に關する委員を命ぜられしが、數年の後病のために之を辭し、晩年をエセックスのオーツに送り、千七百四年(益軒に先だつ十年)此の地に歿せり。氏の教育説は、其の哲學説たる經驗論に基づく所のもの甚だ多し。謂へらく、心は白紙の如く本來何等の先天的觀念を有せざるものなれば、一切の知識は凡て外部及び内部の經驗より得らるゝものなりと。其の「教育思想開卷第一」に於て述べて曰く「健全なる身體に於ける健全なる精神」とは語簡なれども能く人世の幸福を言ひ盡くせり。此の二者を有

教育の萬能

すれば他に望むべき所なけれども、二者其の一を缺かば決して之を補ふに道なし。而して身心の健否は主として其の教育如何によるものにして、教育の力は、能く欲するがまゝに兒童を發達せしむることを得、兒童の精神は例へば水の如し、任意に之を導くことを得べしと。斯くて氏は大いに教育の必要を唱へけるが、是れ皆其の哲學說の當然の歸結に外ならず。

ロックの教育
體說
體育

體育に關して、ロックは鍛鍊主義を主張し、其の教育思想の前半に於て諸種の衛生上の注意を述べたる後、曰く、余が身體及び健康に關して論じ來れる所は、之を次ぎの數則に約することを得、即ち空氣運動及び睡眠を充分にし、淡泊なる食物を與へ、酒類等の劇しき刺戟性の飲料を禁じ、衣服は狹窄若しくは溫暖に失せず、頭部及び脚部を冷かにし、特に足

は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべしと。實に當時の風俗徒に放縱華美にして、流行を追へるに反抗して立てる氏の方法は、勢ひ鍛鍊的ならざるを得ざりしなり。

德育は氏の最も尊重せる所のものにして、其の所說大要左の如し。

訓練

精神の健全は徳の完成によりて得らる。而して徳の完成には意志の鍛鍊最も必要なること猶身體に於けるが如し。即ち、凡ての徳の基礎は自己の欲望を否定して、理想の命ずる所に従ふにあり。されど所謂克己制欲は決して之を屈服、怯懦と同一視すべきにあらず。克己の徳を養はんが爲に、却つて兒童を怯懦ならしむる如きことあるべからず。故に懲罰は成るべく之を輕減し、殊に體罰は全く奴隸的方法なれば、極めて非常の場合に於てのみ之を用ふべし。

克己

名譽衝動

名譽

個性の觀察

凡そ道徳的行為の眞正なる動機は、一に名譽を愛し、不名譽を恐るゝにあれば、教育者は常に兒童の名譽心を刺戟して、之を指導せざるべからず。一たび名譽衝動の刺戟あらんか、煩瑣なる法則及び作法の如きは多く其の要を見ず。又學校教育は同年輩の兒童との交際により、多少兒童をして活潑熱心ならしむるの效あれども、同時に惡友の感化により、野鄙無耻の弊風を得ること多きを以て、其の效果家庭教育に及ばざること甚だ遠し。

訓練上次に注意すべきは、能く兒童の個性を觀察して充分に之を發展せしむるにあり。而して個性の觀察は自由なる遊戯の際に於て最も自然に之を爲すことを得るものなれば、この點に於て亦家庭の個人教育は學校教育に優る所ありと言ふを得べし。

知育

遊戯的教授

知育は氏の最も輕視せる所のものにして、其の目的たる能く社會に立ちて、自己の利益を計り、財産を處理し、職業を營み、市民としての義務を盡くし得べき實用的人物を作るにあり。斯くて氏は其の功利主義を以て、大いに、當時の教育が修辭・詩歌等の修飾的修養を過重するに反抗し、處世上の知識の必要を鼓吹せり。即ち諸種の語學中先づ自國語を教へ、之に次ぎて佛語を教へ、拉丁語は紳士として最後に學習すべく、希臘語の如きは、學者にあらざるよりは毫も其の要なしとなし。其の他の諸教科に次ぎては、最も算術及び地理を重んじ、天文・幾何・歴史・自然科學之に次ぎ、舞踏・園藝・手工等は休養娛樂の目的を以て之を課すべしとなせり。

氏は又學習作用を以て課業なりと感ぜしめず、極めて自由、何等の強迫なく、全く遊戯的に教授すべしと主張せり。

曰く「児童をして讀書を遊戯と感ぜしめよ。從來の児童が鞭撻によりて得たる所のものを、遊戯によりて得しめよ」と。彼の二十四又は二十五の面を有する賽の各面に各一字母を書し、之を玩具として用ひ、児童をして不知不識の間に、字母及び其の綴りを知らしむべしと言へる如きは所謂遊戯的教授の一例なりとす。

要約

ロツクの學説は、史家ラウメルの言の如く、多くは其の經歷より來れるものにして、氏が醫師としての素養は大いに體育に注意し、始めて秩序ある體育論を爲し、政治家としての公生活及び幾多知名の士との交際は、術學的の學者よりは、寧ろ實用的にして、且體面を重んずるの紳士を養成せんとするに至れり。氏は其の經歷、人物學説等に於て、我が國の貝原益軒に似たる所甚だ多し。

ヤンゼン派の起原

ヤンゼン派の起原

ヤンゼン派の教育法

第三節 第十七世紀に於ける宗教教育

一 ヤンゼン派

十七世紀に於ける宗教教育上の新傾向として、ヤンゼン主義及び敬虔主義を數へ得べし。ヤンゼン主義(Jansenism)は和蘭人ヤンゼン(一五八五—一六三八年)の創唱したるものにして、エスイタ派と同じく基督舊教の革新を目的としたるものなり。されど其の宗教觀及び教育觀に於てエスイタ派に反するもの多かりしを以て、エスイタ派の烈しき反對を受け、終に國王の壓迫により、寺院團體として繼續するを得ざるに至れり。此の派の運動の中心は巴里のポール、ロアイヤールにありしを以て、又之をポール、ロアイヤール派と稱す。

ヤンゼン派は、専ら着實・靜肅を旨とせしかば、エスイタ派の如く毫も人目を驚かすに足るの事業なしと雖も、此の派

小學校
教授

の教師には知名の文學者多く、教育の効果は却つて之に勝るものあり。其の教育法は小なる校舎に六名以下の少數の兒童を收容し、自ら之を小學校と名づけ、凡て已知より未知に進むの原則によりて教授せり。即ち始めに國語を授け、次に外國語に移り、外國語に於ては近代語を先にして、古語を後にし、是が爲に多くの拉丁の書を翻譯し、以て語學教授の改良をなせり。又常に遊戯と授業とを關聯せしめ、拾二歳以下は全く遊戯の形に於て學ばしめ、十二歳以後に至るも郊外に於て且つ遊び且つ學び、頗る愉快に學習せしめたり。ヤンゼン主義の人々は、元來人は罪障深きものなれば、兒童は自然に惡に陥るの傾向を有すとの非觀説を有したり。されば、訓練に於ては、充分兒童を監視し、溫和親切の情を以て其の精神上の疾病を醫し、惡の種子を壓伏するに力め、且

訓練

ヤンゼン派の
教育學者

(一)訓戒の言を減じ、(二)多く寛容し、(三)常に祈るを以て、訓練の三原則となせり。

ヤンゼン主義の教育學者中最も有名なるは、女子教育論を著して、女子の教育を説けるフエネロンParabon(一七六一—一七五一年)及びロルランRobin(一七六一—一七四一年)なり。而してフエネロンの意見に従ひ、サン、Just Cygに學校を設け、女子教育に従事したる有名の女流教育家をマンテンMaubert夫人(一七三九—一七九九年)となす。共に佛國人なり。

二 敬虔派—フランケ

敬虔主義の起
原
フランケの傳
記

シ、ヘーネルHeinrich(一七〇五—一七六三年)によりて唱道せられ、獨逸新教徒の精神生活を革新せんとする基督教の一派を敬虔派(信念派(Pietism))となす。而して此の派の教育家中最も有名なる代表者はアウグスト、ヘルマン、フランケAugust Hermann Franke(A. H. Franke)なり。氏は千六百六十三年獨逸リューベックに生まる。十三歳にしてゴー

々の中學校に入り、後エルフルト・キール・ハンブルグ・ライプツィヒ諸大學にて哲學、神學等を修め、業成りて後ドレスデンに於てシュペーネルに親炙し、其の感化を受けたり。千六百九十二年當時新に設けられたるハルレ大學の希臘語及び東洋語の教授に擧げられ、同時に隣市グラウカークに於ける牧師となりしが、是より以後氏は死に至る迄ハルレ市に滞在し、教育上不朽の大事業をなせり。

氏がハルレに於て創設せる多くの學校中、最初のものは貧民學校なりき。始め多くの貧民相集ひ、木曜毎に寺院の前に立ちて恵みを乞へるを見て、氏は好機逸すべからずとなし、一日彼等を導きて己が家に入らしめ、精神上の糧を與へけるが、此の際貧民に對して強き同情心を起し、奮つて之を救濟せんと決心せり。是に於てか之が費用を得んが爲に、慈

貧民學校の設立

善函を門前に掲げたるに、一日其の内に四ターレル十六文の喜捨あるを見て、大いに喜び、曰く「是れ好資本、有益なる事業を起するに足るべし。余は是を以て貧民學校を起さん」と。即ち必要なる書籍を購ひ、大學の貧學生を雇ひ、僅少の報酬を與へて一日貳時間宛教授せしめ、茲に貧民學校の濫觴を成せり。時に千六百九十五年なり。爾來氏の事業は益盛大に赴き、千六百九十八年には有名なるハルレ孤兒院の基礎亦成れり。斯くて千七百二十七年氏の歿する頃には、其の構内にヘダゴキウム（貴族の子弟教育所）拉丁學校（中學校）市民學校、貧民學校、孤兒院其の他多くの附屬建築物を有し、生徒の數總計二千二百七十人の多數に達せりと言ふ。

フランケは教育を以て主として意志に及ぼす影響なりとなし、基督教教育の本體を以て神意に従ひて生活し得る

フランケの教育説
教育の目的

如く、意志を決定するにありとせり。而して斯かる教育は(一)信仰心の指導(二)基督教的才智の收得の二要素より成れり。氏曰く、眞の信念を有する人のみ、能く社會の良員たることを得べし。若し正しき信念なければ凡ての知識、凡ての思慮、凡ての世俗的教化は寧ろ害ありて益なし。……兒童は多少腐敗の種子を有するものなれば、之を救ふの道は、偏に心情の根本的改良にあり。と。是れ氏の教育主義が敬虔派と稱せらるゝ所以なり。

訓練

氏に従へば信仰心の指導は教師・父母等の感化、基督教教義の訓示並に祈禱、社會の悪影響よりの離脱、及び眞實従順、勤勉等の諸徳の養成によりてなる。懲罰は絶対に禁止すべきにあらざれども、彼の多くの青年教育家が嚴格なる懲罰によりて兒童を訓練せんと欲する如きは、大なる誤解にし

教授

て、教師は忍耐寛和及び父母の如き愛情を以て兒童を感化せんことを力め、體罰の如きは之を嚴禁せざるべからずと。基督教的才智の收得は、能く神の意志を體して、人世に處し得るに至らしむるを以て其の目的となす。故に氏の學校に於ては、一方に於て宗教的要求に注意し、聖書の理解の爲に、古語を學習せしに拘らず、他方に於ては實地生活に必要な實科を重んじ、歴史、理科、地理等の教科を課し、植物園、理科實驗室等の設備をなして、獨逸に於ける實科學校の基礎を定めたり。

教育養成

其の他氏は重きを教師の人と爲りに置き、ハルレ學校内に教育研究所を設けて、神學生中の教員志望者を修學せしめて、茲に師範教育の開祖となり、大學教授としては學生の尊崇を受け、其の偉大なる精力と強き信念とは兩々相待ち

フランクの功績

て、教育史上殆ど比類なき大事業を成就せり。されど、一度氏の歿するや、敬虔主義には種々の弊害を生じ、徒に形式の末に馳せ、教授は鞭撻と機械的方法とによりて行はれ、次第に其の勢力を失墜するに至れり。氏の後継中最も有名なるを *Ringer*、*マイエル* とす。

1854

第七章 第十八世紀の教育

第一節 啓蒙思潮と第十八世紀の教育

宗教に代ふるに科學を以てし、古學を輕んじて、實學を重んずるの傾向は前章に於て已に之を見たり。而して此の傾向の最も高潮に達したるは、第十七世紀の末葉より第十八世紀に互れる時代にして、此の時代において政治・教育・宗教の各方面に於て、悉く從來の傳説を排し、盲從・盲信を厭ひ、

啓蒙時代の意義

啓蒙時代の特徵

全く新思想によりて、自由に考察し、批評的に討究するの精神に充ちたれば、學者は此の時代を稱して**啓蒙時代**、或は一洗時代と言ふ。若し文藝復興期を以て古代に學ぶ少年期なりとせば、啓蒙時代は之を從來の思想を疑ひ、之を一洗し、自ら獨立して思考する青年時代に比することを得べし。今啓蒙時代の特徵を擧ぐれば左の如し。

一、**合理的傾向** 理性を以て人の人たる所以のものとなし、凡て傳來の信仰及び意見に對して、悉く其の理由と證明とを求め、自己の理會し、知得したるもの以外に於て、毫も實在を認めず、大いに個人の獨立的考察及び良心の自由を主張す。

二、**個人的傾向** 國家・社會及び宗教團體に對して、個人の權利を主張し、社會に於ける階級的區別を破壊し、國家の諸

啓蒙思潮と教育

制度を以て個人の自由を束縛するものとなし、自然に世界主義の思想に合致す。

三、實利的傾向 個人主義當然の結果として、自己の利益を増し、幸福を増進するを以て凡ての活動の目的となし、世界を以て單に自己の幸福の爲に存在せるものとなす。

而して斯かる思潮は十八世紀の教育に大なる影響を及ぼし、其の結果、さしも全盛を極めしエスイタ派の壘を破り、教育は、始めて全く、教權より理性に、超自然より自然に移ることを得たり。ルソー及び汎愛派は此の時代の代表的教育家なり。されど啓蒙思潮は、又一方に於て、知識主義、感覺主義に馳せ、美術、文藝等を疎んじ、人生を没趣味ならしめたるの罪を免る可からず。是れ即ち十八世紀の末葉に於て新人文主義の反動ある所以なり。

ブレデリキ大王の功績

次ぎに十八世紀の教育に於て特に記憶せざるべからざるは、**ブレデリキ大王**の教育上に於ける功績なりとす。王は啓蒙思潮に對して大なる同情を有し、且フランケの弟子ヘッケル(一七〇七—一七六八年)に命じて、小學校令を編せしめ、千七百六十三年之を發布し、以て近世普國小學校の基礎を定め、他國に其の範を示したり。

第二節 第十八世紀の教育家

一 ルソー (J. J. Rousseau)

ルソーの傳

ジャンジャク、ルソーは千七百十二年瑞西のジュネーブに生まる。父は時計師なり。生まるゝや直ちに母を失ひ、専ら教育に冷淡なる父の手に養はれければ、幼より稗史、小説等を耽讀せり。九歳のとき父は佛國士官と争を生じ、氏を捨て、逃亡したるを以て、爾來氏は叔父の手に養はれたり。後或は

銅版師の徒弟（逆修）となり、或は一婦人の家に養はれ、或は音楽師となり、或は家庭教師となり、四方に流寓し、幾多の辛酸を嘗め、其の間常に、極めて放縱の生活をなしたり。されど氏は非常の勉強家にして、感情に鋭く、特に小説を好み、音楽に巧みに、文章亦雄健にして、思想卓拔なり。氏曰く、余は一物も知る所なしと雖も、能く凡ての物を感じず」と。千七百四十九年デジョン大學の懸賞論文に第一等を得て、先づ其の名聲を博し、次いで千七百六十二年民約論を著して政治上の革命を促し、同年又教育小説エミール(Emile)を出版して教育界に新生命を鼓吹せり。されど、此の書エスイタ派の宗教思想に反對せしを以て、國會は書を焼き氏亦逮捕せられんとせしかば逃れて瑞西に入りしも、尙安んずること能はず、爾來數年間英佛の各地に匿れ、其の間に於て「懺悔録」を著せり。後許さ

エミールは、
その幼少の
生活の苦難を
叙し、その
教育の理想を
示す。此の書は
教育界に新
生命を鼓吹せり。

エミール

エミールは、
その幼少の
生活の苦難を
叙し、その
教育の理想を
示す。此の書は
教育界に新
生命を鼓吹せり。

れて歸國し、巴里の近郊に居を定めたりしが、千七百七十八年頓死せり。（情修）

教育小説エミールは、教育の理法を系統的に敘述せるものにあらず、されど其の鋭利なる筆鋒、奇警なる著眼、豊富な思想は到る處讀者を魅し、大哲カントすら此の書に耽つて其の規律ある生活を破りしと言ふ。氏はエミールの劈頭に於て曰く「萬物造物者の手より出づるときは善なれども、人の手に於て悉く墮落す」と。即ち兒童は其の性本來善なれども社會の惡風は之を腐敗せしめ、人の自然を消滅せしむるものなれば、教育の要は凡ての社會的習慣に反對し、開化事業に反對し、當時の佛國に於けるが如き浮華的、人工的文明より離れ、専ら兒童の自然に従つて之が發達を計るにあり。而して斯かる教育は自然、人及び物の三教育者を要すれ

ルソーの教育
自然主義

ども、此の中後の二者は其の影響を自然の向ふ所に一致せしめ、之を助長するに力めざるべからず。自然的、消極的の二語は實に氏の教育全般を貫ぬく所の最高原理なり。

ルソーは教育の目的を以て社會の一員即ち市民を養成するにあらずして、完全なる個人即ち自然人を作るにありとし、自然を賊ふ公共教育よりも家庭の教育を尊べり。氏は又教育を以て未來の爲に、未來の特殊的職業の爲に施さるべきにあらずとなし、務めて一般的陶冶を施し、且兒童現在の自由と幸福とを重んじ、兒童には兒童たることを要求し、其の大人たらんことを望むべからずとなせり。而して、氏は斯かる自然主義、個人主義の權化をロビンソンに見たり。今エミールの順序を追ひ、更に詳細に氏の意見を窺はん。

エミールは、一孤兒エミールの出生より結婚に至るまで、

一般的陶冶

エミールの組織

第一篇
幼兒の教育

一 家庭教師によりて教育せられたる徑路を描きたるものにして、分かつて五篇となす。第一篇は教育の總論及び幼兒の教育法を論ぜり。凡て幼兒の教育は全く兒童の自由に任じ、其の自然的活動を妨ぐべからず。氏に従へば自然は兒童を取扱ふに寧ろ嚴なるものにして、幼兒に死亡率の多きが如きは其の適例なり。されば自然に従ふ體育は常に兒童の身體を鍛鍊し、平生洗足なるべく、疾病あるも醫藥を與へず、寒暑飢渴に慣れしむべし。母の子に乳を與ふる亦自然なり。決して乳母の手を藉る可からず。母子の愛は相互的なり、母の愛なくば子の情なく従つて家庭の樂あることなしと。

第二篇は兒童の談話し得る時期に始まり、十二歳に終る。主として言語の收得及び五官の練習を以て其の目的とせり。而して此の兩者は常に相並行すべきものにして、兒童は

第二篇
言語の收得
五官の練習

自然的賞罰

自ら事物を経験し、自然其の物につきて直觀的に學ぶと同時、言語を練習す。故に讀書は凡て之を禁ず。エミールの談話は單純なれども明瞭なり、思想は豊富ならざれども確實なり。又此の時期は成るべく之を兒童の自由に放任し、兒童をして、命令及び從順の何たるかを解するに至らしむべからず。命令從順義務等の語は須らく之を兒童の辭書より抹殺すべし。賞罰の如きも、凡て自然に一任して可なり、例へば一兒童窓硝子を破るときは、之を繕はずして、寒冷の空氣に觸れしめ、自然に自己の非行を改むるに至らしむべしと。

第三篇
知力修練
功利主義

第三篇は十二歳より十五歳に至る知力修練の時期なり。氏は知育に於ては功利主義を採り、物理・地理・天文等の自然科學及び凡ての職業に必要な手工を重んじたり。教授の方法は専ら事實の觀察及び經驗に基づき、先づ理解あり、然

第四篇
道德教育

る後に言語あり、事實を離れて復た教授あることなく、科學は教ふべきものにあらずして發見せしむべきものなりとせり。氏は斯く世界を以て生きたる書籍となし、極端に讀書を排し、古語・文法等の教授を斥けたれば、エミールは多くの書籍中、唯、代表的自然人を寫せる一個のロビンソン漂流記を讀むことを得たるのみなりき。

第四篇は道德教育及び宗教教育を論ぜるものにして、エミール全篇中最も光彩ある部分なりとす。エミールは、今や社會に入るの準備として、社會を熟知せざる可からず。されど現今の假面を蒙れる社會は、何等の教ふる所なければ、エミールは去つて毫も事實を曲説せざる、彼の古きブルタルユス英雄傳を讀み、之によりて人性の自然を解し、社會の害惡を憐み、社會に同情を寄するに至らざる可からず。蓋し同

宗教及び趣味

情は凡ての道德の根原なればなり。宗教は十八歳にて始めて之を學ぶ。其の他エミールは又古語の學習、劇場の觀覽等によりて其の趣味を養成し、二十五歳に至りて、理想の妻ソフイーを娶れり。

第五篇
女子の教育

第五篇はソフイーの教育法を説けり。凡て女子は男子を樂ましむるを以て天職となす。されば其の教育は、從順、謙讓の美德を養ひ、手藝に堪能ならしめ、能く夫を喜悅せしめ、幼者を養育し、老人を保護し、以て一家を整理し得るの良妻を作るを以て其の目的とせざる可からずと。

要約

ルソ一の教育説は其の根本思想をロクに得て、更に之に新生命を與へ、大いに當時の弊風に反抗し、世人の迷夢を破りたるものにして、其の説時としては奇矯に互るものあれども、甚だ有益なる思想に富み、バセドウ・カント・ベスタロチ

合理主義
幸福主義
博愛主義

バセドウの傳記

等幾多の教育家をして、氏の影響を受けて奮起するに至らしめたる功績は、實に偉大なりと言はざる可からず。ルソ一の思想は常に之を時代の背景と共に理解せんことを要す。

二 汎愛派—バセドウ

最も能く啓蒙時代の精神を代表し、ルソ一の意見を實地教育に應用して、十八世紀に於ける教育改良運動の中心たりし汎愛派 (Philanthropinists) はヨハン、ベルンハルド、バセドウ (J. B. Basedow) によりて開始せられたり。バセドウは千七百二十三年獨逸のハンブルグに生まる。鬻師の子なり。父は其の性粗暴にして教育の法を知らず、母亦極めて憂鬱なりしかば氏は毫も慈愛の情を感じず、却つて其の苛酷なる取扱に堪へずして、逃れて一醫師の僕となれり。後此の醫師の仲裁によりて、家に歸り、郷里の中學及びライプツヒヒ大學に學び、

汎愛學校

業成りて後ホルスタイン州の一貴族の家庭教師となり、居ること三年、ユメニウスの方法により、大いに教授上の伎倆を顯せり。千七百五十三年、丁抹政府に仕へ、一専門學校の教師となり、千七百六十一年アルトナの中學校長に轉じたり。當時氏はルソトのエミールを讀みて感奮措く能はず、深く教育改良の必要を感じ、諸種の教育上の著述をなし、又ユメニウスに倣つて銅版の插畫を附せる初歩の教科書を出版せり。千七百七十一年、デッサウ侯レオポルド、フリードリッヒ、フランツに聘せられて其の教育上の顧問となり、千七百七十四年、侯の補助の下に同地に一の模範學校を立て寄宿制を用ひ、六才より十八歳までの生徒を收容し、始めて汎愛主義によりて教育を施せり。揚言して曰く、汝の子弟を我が校に送れ、彼等は怡然として其の業につき、幸福なる學齡を送ら

パセドウの後繼者

ん。我が主義は舊教にも新教にも將何れの改革派にも屬せず、唯基督教の主義なり。……吾人は汎愛主義なり」と。汎愛學校は其の教育法の卓拔なると、多くの良教師を得たるとにより、忽ちにして全歐洲の注意を惹起するに至れり。されど氏は氣質の圓滿を缺き、人を御するの才に乏しく、且教育法の全く宗教趣味を脱せるがため、永く其の盛況を維持すること能はず、數年の後、氏は全く學校との關係を絶ち、爾來専ら著述に従事し、千七百九十年、マゲデブルグに歿せり。遺言して遺骸を同胞の爲に解剖に附せしむ。汎愛の精神死して尙滅せずと言ふべし。

パセドウの後繼者には、カンペ（一七四六—一八一八年）、ロヒョウ（一七三五年）等多くの教育家を出だしたるが、就中、最も有名なるをシネプフェンタールに學校を創設し、且諸種の有益なる

身子の健康、
お子のまは、
お母様の教育

説 汎愛派の教育
教育の目的

體育

著書を公にしたるザルツマン(一七四四—一八一一年)となす。
 汎愛派の教育者は、児童をして現世に於て幸福なる生活を爲し、能く國家及び社會の利益の爲に盡くし得るに至らしむるを以て教育の目的となし、其の方法は専らルソーの思想に基づき「自然に従へ」の一語を以て第一原則となせり。従つて児童を取扱ふにも凡て寛大の法を用ひ、多く拘束を加へず、勉めて彼等の苦痛を軽減せんと勉めたり。而して是れ實に其の汎愛派の名を負ふ所以なり。
 體育は精神發達の必然的基礎なれば、最も之に注意せざるべからず。されど自然に従ふ體育は軟弱なる方法を排す。衣服は軽く且寛に、食物は極めて質素に、冷水に浴し、擊劍・水泳等活潑なる運動に従事すべし。特に一ヶ月の中一日を以て特別鍛鍊日となし、唯少量の食物と飲料とを取り、地上又

知育

は藁上に眠り、能く困苦に耐へ、非常の場合に處する抵抗力を養成せざる可からずとなせり。彼の獨逸體操を始めたるグーツ、ムーツ(一七五九—一八三九年)は此の派の教育者なり。
 自然に従ふの教授は、凡ての強迫を斥け、児童をして自由に、愉快に學ばしめざるべからず。曰く「唯愉快に學ばしむることを勉めよ、教ふることを多くせずして、能く初歩教授の順序により、易より難に、近より遠に進むべし」と。斯くて遊ぶことによりて學ばしむるロックの主義は、汎愛派によりて一層極端に實行せられたり。教授の方法は常に遊戯を利用し、直觀に訴へ、事物と言語との知識を同時に與ふることを力め、教科に於ては實地生活の必要に應ずる近世語及び實科を重んじ、又生活の直接準備となるべき諸種の手工を必要とせり。カンベ曰く「馬鈴薯の栽培を始め、又は紡績車を發明

德育

したる人の功績は之をイリアド及びオデッセーの著者に比して優るとも決して劣ることなし。と。以て其の一般の傾向を知るに足るべし。

汎愛派の教育學者は德育に於ても亦自然主義を取り、従來行はれたるが如き苛酷なる方法を排斥せり。謂へらく兒童の性は本來善なり、抑壓は偶之を不善に陥らしむるに過ぎず。宗教・道德の如きも兒童をして、快く之を感じ、喜んで學ぶに至らしめざるべからず。最も善良なる訓練はルソウの言へる如く、(一)兒童をして惡風に遠ざからしめ、(二)善良の模範を示し、兒童をして之に倣はしめ、遂に自然に自己の欲望を統制し、義務を遂行し得るに至らしむるにあり、と。

要約

以上汎愛派の主張が、如何にルソウの説に負ふ所多きかは何人も直ちに之を看取することを得べし。其の教育法が

カントの傳記

從來の缺點を改良せし功績は甚だ大なるものありと雖も、又一方に於ては遊戯と學習とを混同し、意志の陶冶を忽にしたるの誤謬あるを免れず。故を以てヘルデルの如きは當時にありて已に汎愛派の教授法を以て、根を小にし、根に存する養分を幹及び枝に與へて、以て植物の生長を早めんとするに等しとなし、其の單に、實用的人物の養成に偏せるに對して大なる攻撃を加へたり。

三 カント (I. Kant)

十八世紀に於ける最大の哲學者インマニユエル・カントはバセドウに後るゝこと一年、獨逸のケーニヒスベルヒに生まる。鞍匠の子なり。家庭に於て嚴肅なる敬虔主義の感化を受け、十六歳にして郷里の大學に入り、夙に讀書思考を以て顯れたり。大學卒業の後九箇年間家庭教師となりて、上流

人士の間に入し、傍ら勉學怠りなかりしかば、千七百五十五年擧げられてケーニヒスベルヒ大學の私教授となり、論理學、純正哲學、物理學、數學等を講じ、千七百七十年正教授に進み、主として哲學及び論理學の講座を擔任せり。爾來此の職にあること二十六年、年老いて後復た校に登ること能はざるに及び、始めて之を辭せり。氏は終生娶らず。性旅行を嗜まざりしかば、常に一室に籠居して専ら思索に耽るを以て無上の樂となせり。生來蒲柳の質なりしも意を節制に用ひ、極めて規律ある生活を爲したるを以て、曾て病みたることなく、能く八十歳の高齡を保つことを得たり。其の著、純粹理性批判、實踐理性批判、及び判斷性の批判は哲學史上不朽の大著述なり。氏の教育説はルソーに負ふ所甚だ多し。左に其の大要を略述せん。

カントの教育
説の目的

教育の區分

教育は兒童をして人類の現今の状態に適せしむるに非ずして、未來に於ける其の最良の状態に適應せしめ、能く人類としての大目的に合し得るに至らしむるを以て、究竟の理想となさざるべからず。而して人は凡て理性を有し、自然に發展すべき萌芽を有するを以て、教育は此の理性に培ひ、兒童をして次第に如上の理想に近づかしむることを得べし。實に人は唯教育によりてのみ人となることを得るものにして、人は全く教育の作造に外ならず。

以上の目的を達せんが爲に教育は、(一)人の動物性を和げて、其の行爲を高尙ならしめ、(二)其の才能を進め、(三)人をして社會有用の材たらしめ、(四)更に進んで之を道德化し、自ら善を擇び、之に向つて猛進するに至らしめざるべからず。即ち教育の作用は之を分かちて、**養育・知育及び德育**の三となす。

一、訓練
二、教育
三、教化
四、徳化

養育

養育の第一原理はルソーと等しく消極的にして、始めはなるべく自然に従ひ、積極的、人爲的方法を用ふるべからず。而して積極的方法を用ふるに及んで後、最も推奨すべきは遊戯なり。蓋し遊戯は児童をして其の力を働かしむるの機會を與へ、能く己が欲望を制し、繼續的作業に慣れしむるの効果を有するものなればなり。

知育

知育は奴隸的強迫に失し、又は一時の愉快に耽らしむ可からず。自由なる遊戯によると共に、又規律的課業により、兩者相待つて其の精神を陶冶せざるべからず。而して諸種の精神作用中下等なるもの、即ち感覺、記憶、想像等は夫れ自身に於て價值なきものなれば、能く之をして、高等なる判斷理性等の基礎となり、補助となるに至らしむべし。凡て教授に尊ぶ所は其の形式的陶冶にあれば常に児童の發動を重ん

德育

ずべく、是が爲にはソクラテスの問答法最も有効なり。

德育の要は人の覺官的欲望を抑へ、其の動物的性向を排し、自愛及び幸福の動機を斥け、無上命令により、義務の爲に義務を行ふに至らしむるにあり。而して児童に最も必要な徳は(一)從順(二)誠實(三)社交性の三者なり。故に児童若し命令に反して不從順なるときは、罰を加ふるの要あれども、其の罰たる體罰の如く身體的なることなく、人爲的のものよりも寧ろ自然的のものを尊ぶべし。

要約

氏の教育説は啓蒙時代の功利主義に反抗せるものにして、道德の標準を外部の利益及び快不快の情に置かざりしは、教育の嚴肅を保つに於て大いに貢獻する所ありと謂はざるべからず。ニーマイエル(一七五四—一八二八年)シュワルツ(一七六六—一八三七年)等の學者は氏の説を繼承せるものなり。

啓蒙思潮と新
人文主義

第三節 新人文主義の教育

啓蒙時代の思潮は一般に、利益・幸福を以て凡ての價值判定の標準となし、世を擧げて之を物質主義の中に葬り、人をして無趣味・没情操のものたらしめんとせり。而して此の實利的傾向に對する反動として起れるものは實に十八世紀の後半に於ける新人文主義の運動なり。新人文主義は啓蒙思潮の如く價值判定の標準を利益又は實地的目的に置かず、夫れ自身に於て價值あるものを尊び、古代希臘の思想を模範となし、古典の學習によりて人の圓滿なる美的發展を求めんとす。謂へらく人は理性に使役せらるゝ機械にあらず、將生活の爲に生活するにあらずして、實に理想の爲に生活するものなり。されば教育は、兒童の凡ての能力を暢發し、人間固有の價值を發揮せざる可からずと。斯くて、新人文主

新人文主義の
教育主義

新人文主義の
創唱者

義は、猶十六世紀に於ける人文主義の如く、古典を以て凡ての修養の基礎となし、多く古學者によりて唱導せられたり。其の創唱者は獨逸ゲッティンゲン大學教授ゲスネル（一七六一—一七九一年）にして、氏は古文學の研究によりて、古代の偉大なる思想に感通し、以て自己の思想・感情を高雅ならしめ、言語の形式的學習によりて、心の多方陶冶を施さんとせり。エルネスチー・ハイネ、ゲーテ、シルレル等、皆新人文主義を以て著れたれども、其の中特に有名なるをヘルデル及びウオルフなりとす。ヘルデル（Herder）（一七四四—一八〇三年）は、人の本來有する心身の諸能力を調和的に發展せしむるを以て教育の目的となし、古典の研究を尊べり。されど所謂古典の研究や、十六世紀に於ける人文主義の如く、古典を其の儘に模倣せんとするにあらず、因りて以て十八世紀國民の思想感情を古典的に養成せ

ヘルデルの教
育説

人道教育

んとしたりしなり。而して氏は自ら此の新理想を名づけて人道教育と呼べり。

ツオルフ(一七五九—一八二四年)はヘルデルの思想を更に發展し、古典の中、特に希臘を重んじたり。

新人文主義は始め主として、其の勢力を中等以上の學校に振ひしが、次第に普通人民の教育をも此の理想に應じて改良せんとするの企圖を生じ、ベスタロチは其の精神を小學教育に導き、十九世紀に至りて始めて教育上の一大勢力となれり。

新人文主義の發展

第八章 第十九世紀の教育

第一節 十九世紀教育の概説

十九世紀に於ける教育の發達

十九世紀の教育は、概して之を、前數世紀に於ける教育事

業を綜合し、大成したるものと見ることを得べし。今其の進歩の跡を略述するときは、(一)教育の全く寺院及び僧侶の手を離れ、國家及び俗人の掌中に歸せしこと、(二)從來教育は單に上流の一部に限られ、ロタルソーの如きすら、尙下層社會の教育を不必要となせしに拘らず、佛國革命に於ける國民の自意識の發達、カントの人格に關する思想、ベスタロチの貧民に對する同情等は相合して、社會の各階級其に教育の恩恵に浴することを得るに至りしこと、從つて教育が次第に社會問題、國家問題となり、強制教育を勵行するに至りしこと、(三)宗教は其の勢力を減じ、科學は次第に優位を占め、從來の宗教的若しくは文學的の一方的陶冶に代ふるに人間諸性能の多方的陶冶を以てするに至りしこと、(四)教授に於ては、鞭撻によりて注入し、受動的に記憶せしものを、事物に

よりて經驗し、發動的に心性を開發し、服從の教授より自由の教授に進みしこと、(五)嘗て未來の生活を以て教育の目的となせし遺風を脱却して、現世に於ける心性の圓滿なる發達を企圖するに至りしこと、(六)心理的方法に基づき、教育の合理的定案を立てんとするの傾向を増加したること等なり而して、是等の進歩に與つて特に力あるを、ルソー・カント・ヘスタロチ等の諸氏となす。

以上述べたる所は、凡て是れ前世紀の事業を繼承し、完成したる所のものなるが、十九世紀に於て亦其の特色なくんばあらず。思ふに佛國革命は社會の組織を破壊し、ナポレオン一世の雄略は歐洲の國家制度に大打撃を與へ、人心恐懼措く所を知らず。今や意志の强健と、共同生活の確乎たる團體とは、最も尊重すべきものとなれり。乃ち十八世紀の偏知

十九世紀の特徵

國家主義

諸種の教育説の興起

主義・個人主義・世界主義の教育は、一轉して茲に意志の強固と國家の繁榮とを以て其の目的となし、再び歴史を重んじ、秩序を尊び、中世の武士的精神を敬慕するに至れり。實に國家主義は十九世紀の一大特徴にして、彼のフィヒテ(一七六二—一八一四年)が、敵軍の占領地に在りて、有名なる「獨乙國民に告ぐ」なる大演説をなし、大いに國家主義の教育を鼓吹せるが如きは、能く當時の人心を代表したるものと見るを得べし。

十九世紀の第二の特徴は、諸種の教育學説の勃興せるにあり。ヘルバルト一度起つて、コメニウス・ヘスタロチ等の説を紹介し、自家の創見によりて、科學的教育學を立つるや、所謂ヘルバルト派の學者、踵を接して起れり。他方にはヘルバルトの學風天下を風靡するの間に立ちて、獨り超然として、ヘルバルト派に對抗して之を攻撃せるものに、ベネケ(一七九八—一八五四年)

及びヂッテス(一八二九—一八九六年)あり。又は進化論・社會學等に促されて、**社會的教育學**を説き、十九世紀の國家主義に學理上の根據を與ふるあり。最近に於て個人主義と社會主義とを調和せんとするものあり。スベンサーは進化論の基礎の上に、實利主義を唱導し、フレイベルは自然研究に基づきて、幼稚園の教育を説けるなど、教育學説の盛なる前古其の比を見ず。

第二節 第十九世紀の教育家

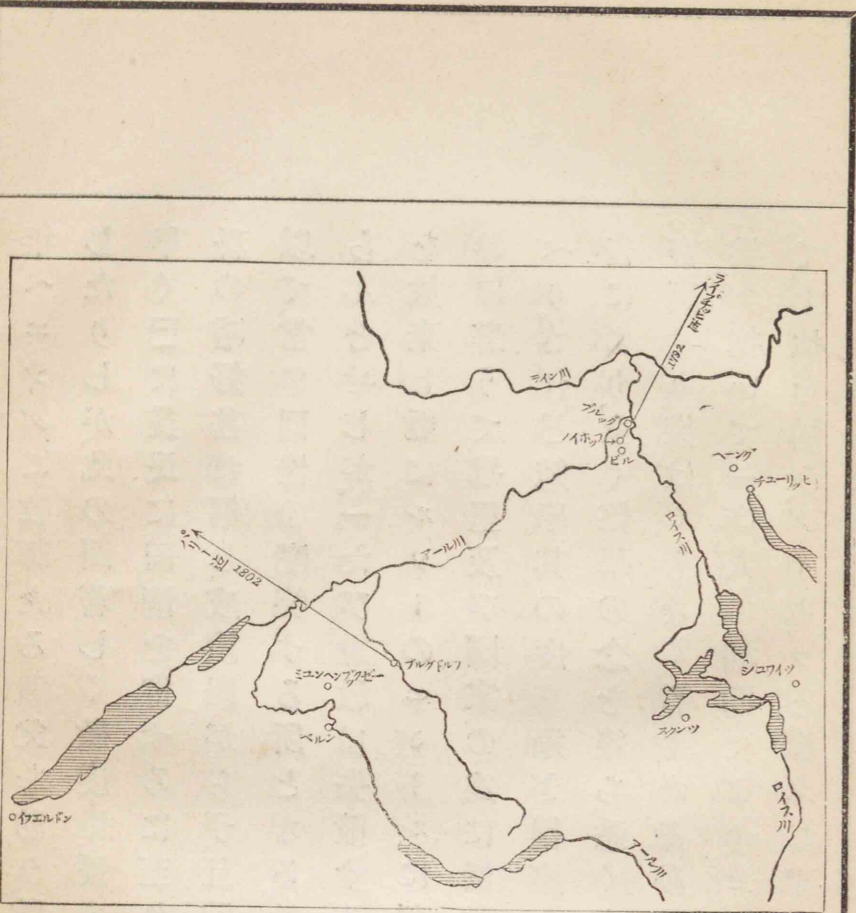
一 ペスタロチ

(J. H. Pestalozzi)

貧民の父ヨハン、ハインリッヒペスタロチは千七百四十六年瑞西のチーリッヒツェーリヒに生まる。父は同市に於ける醫師にして、母は



ペスタロチの傳記



埃國一將軍の姪なり。六才にして父を失ひ、母と忠實なる一家婢バベリとの教育せられしが、其の教育法女子的にして、氏をして常に室内に蟄居せしめしかば、氏は次第に其の生來の感情的性質を強くし、益剛健の氣風を缺くに至れり。九歳より毎

年へエングに牧師たる祖父を訪ひ、數ヶ月滞在するを常としたりしが、此の間著しく敬虔博愛なる祖父の感化を受け、早く已に貧民に同情を寄するに至れり。小學校に於ては學科の嗜好甚だ偏し、成績舉がらず、且遊戯の術に拙かりしを以て、常に同僚の嘲笑する所となる。始め神學を修め、牧師たらんとせしが、一たび説教に失敗するや、忽ちにして其の志を放棄し、更にルソーのエミールに刺戟せられ、其の自由主義に酔うて、郷里及び國家の爲に活動せんとして、法律を學べり。されど勉學其の度を過ぎ、健康を損せしかば、醫師の勸告により、全く修學の念を絶ち、悉く書を燒きて、叔父の家に寄寓せり。幾はくもなく、靜平なる農業生活を爲さんとの希望を抱いて、一商人の補助によりベルと稱する村の近傍にて、土地を購ひ、ノイホッフと命名し、専ら耕耘を事とす。千七百

六十九年チーリッヒの一富豪の女アンナ、シユルテスを娶り、始めて幸福なる新生活に入れり。新夫人心情頗る高潔、ペスタロチをして、其の大事業を成さしむるに於て内助の功甚だ大なり。

ノイホッフ

ノイホッフに於ける農業は氣候の不順なりしと、氏が經濟的手腕に乏しかりしとにより、失敗に終り、氏は一時非常の困難に陥りしも、意義尙沮喪せず、農場に一の貧民學校を設け、ノイホッフを以て、農業と教育事業との中心たらしめんとし、千七百七十五年始めて茲に學校を開始するや、忽ち五十人の兒童を收容せり。氏は是等の兒童を使役して、夏は野に出でて勞働せしめ、冬は紡績業に従事せしめ、傍ら初歩の教授を爲したりしが、兒童は多く惡習を有し、新衣を得るや直ちに逃亡し、さなくとも貧苦の中にある氏を窮迫し、千七百

リエン
バルト
及び
ゲルト
ド

八十年、氏は大なる教育的經驗と多くの負債とを得て、困厄の中に終に學校を閉鎖するの止むなきに至れり。爾後十八年間、氏はノイホッフに於ける經驗を基礎として、専ら教育的著述に従事し、千七百八十年「隱者の夕暮」を出だし、千七百八十一年有名なる教育小説「リエンバルト及びゲルトド」第一巻を出版せり。此の書は下層人民の爲に書かれたるものにして、ゲルトドを主人公となし、氏が教育の根本的思想即ち教育及び教授を母の手に委ねんとするの意を潤色せるものにして、ヂーステルウエッヒは之を以て氏の著述中最も價值あるものとなせり。次いで「クリストフ及びエリゼ」人間の發展に於ける自然の道の研究等を著せり。

千七百九十八年、瑞西は佛軍の侵入する所となり、従來の制度を破壊し、共和政府を立つるに及び、政府の上官中氏に



(一七二—一七三)

スタンツ

同情を寄するものあり、氏を聘して當時兵燹に罹り、慘害最も甚だしきスタンツ市の孤兒教育に當らしむ。氏乃ち奮つて之に赴き、一寺院を借り、八十の孤兒を收容し、毎日午前六時より十時、午後四時より八時に至るの間、教授をなし、其の他は種々の作業に従事せしめ、僅かに一婢の助を受くるの外、獨力以て事に當り、スタンツをして家庭教育の模範たらしめんことを期せり。教授は主としてベル（一八七五—一八七七年）及びラシカスター（一八七七年—一八七八年）の英國に於て主張せる相互教授法の如きものを用ひ、多く齊唱を行ひ、直觀教授を重んじたり。然るに是等の孤兒多くは諸種の惡習及び傳染的疾患を有し、加ふるに政府に反對なる人士は氏を以て政府の間諜なりとなすなど、困難言語に絶せしが、氏の愛情と熱心と、及び犠牲的精神とは、能く是等の凡てを醇化して、著々其の效を擧

余の心は常に兒童の上にある。彼等の幸福は余の幸福にして、彼等の喜は亦余の喜なり。……余は朝夕常に彼等と共にあり。彼等の心身の慰藉は一として余の手を経ざるものなく、凡ての補助、凡ての教育一として直接に余の手を下したるものならざるはなし。……余は常に彼等と共に泣き、彼等と共に笑ひ、食は相推し、飲は相分つ。彼等は世界を離れ、スタンツを離れて余と共にあり、余亦一の友人なく一の家僕なく、唯彼等と共にあり。彼等の健康なるときは余は其の間に交りて談笑し、病めるときは、其の側を離れずして看護に當る。朝は最も早く起き、夜は最も遅く彼等の間に眠り、其の眠り終る迄、祈り且教へたり。……遂に彼等は余に不正あるを感ずるも之が爲に却つて益余を愛するに至れり。

（ペスタロチ書信中的一部）

ブルグドルフ

げたり。斯くて氏の事業漸く順潮に向へるの時に當り、千七百九十九年佛兵再びスタンツに來り、氏の孤兒院を奪つて病院となせり。是に於てか、氏は止むを得ず、スタンツを去り、孤兒院は終に鎖さるるに至れり。されど、氏のスタンツに於ける事業は永く其の光輝を放ち、スタンツをして十九世紀に於ける獨逸國民學校の搖籃となるに至らしめたり。

數週の後、ブルグドルフの一學校の補助教師となり、スタンツに於ける經驗に基づき、専心教授の方法を研究したりしが、校長其の成功を妬み遂に職を退かしむ。氏乃ち當時知名の教師クリュジと協力し、政府に乞ひて舊城の貸與を得、千八百年城中に一の私立の小學校を起せり。ゲルトルド**兒子教育法**（千八百一年出版）は此の地に於ける經驗に基づきて成れるものなり。千八百四年政府はブルクドルフ舊城を政府

イフエルテン

の一長官の官宅となし、更にミュンヘンブクゼーの一僧庵を貸與せしが、氏は學校の監理方につきて多少嫌らざる所あり、偶イフエルテン市より學校の監理を託せられたるを好機とし、千八百五年數名の教師を率ゐて同市に到れり。當時氏が教育家としての伎倆は益圓熟の域に達し、其の指導の下にあるイフエルテンの學校は、忽ち隆盛に赴きしかば諸國の貴族・學者・教育家の氏の學校を參觀し、又は教授法を學ばんとするもの跡を絶たず、氏は今や成功の頂點に達せり。されど多數の參觀人は職員を忙殺すること甚だしく、各國より集まれる生徒の國語の不統一は著しく教授を困難ならしめ、且氏は統御の才に乏しく、職員間の不和を馴致するなど、校運次第に衰へたり。千八百十五年ベスタロチ夫人逝くや、職員の軋轢は遂に爆發して、復た收拾すべからず。千

八百二十五年氏は失望の中にイフェルテンの學校を閉ぢて、ノイホッフに退隱せり。時に年七十九、老齡尙倦むことを知らざる氏は是より、相次いで「鶯鳥の歌」及び「己が運命」を著せり。千八百二十七年病んでブルグに歿す。ノイホッフの近傍ピルの一寺院に葬りしが、千八百四十七年氏の一百年祭に當り、更にピル村新築學校の門前に改め葬り、壯大なる墓表を立てたり。誌に曰く、茲にハインリッヒ、ベスタロチ眠る。千七百四十六年一月十二日、チーリッヒに生まれ、千八百二十七年二月十七日ブルグに逝く。ノイホッフに於ける貧民の救助者、リエンハルド及びゲルトルドに於ける國民の宣教師、スタンツに於ける孤兒の父、ブルグドルフ及びミュンヘンブクゼーに於ける新國民學校の創設者、イフェルテンに於ける人類の教育者、眞の人、眞の基督教徒、眞の市民として、凡て人の

ベスタロチの教育説
教育の目的

爲に計り毫も己を省みず、彼の名に祝福あれ」と。

氏に従へば、教育の目的は人をして人たらしむること、換言すれば人間天賦の諸能力を自然的、調和的に發展せしむるにあり。而して人間固有の諸能力は本來發達すべき傾向を有するを以て、教育は、能く是等の能力に適當なる刺戟を與へて、其の勢力を助長發展せしむべく、決して外部より注入するを以て足れりとすべからず。教育の事たる開發にして注入にあらず。されば教育は之を彼の園藝家が植物を培養して、其の種子中に潜在せる素質を發展せしめ、能く花を開き、實を結ぶに至らしむるに譬ふることを得べし。

諸能力を内部より開發せんには、教育者は兒童心意の發達状態を研究して、其の自然が指示する所に適應せざる可からず。斯くて氏は凡ての教育法を一定の心理的原則より

主觀的自然主義

開發主義

認識の基礎としての直観

演繹し、何人も之を實行し得るに至らしめんことを力め、氏の友人が言へる如く、教育を機械的ならしめんとせり。史家は之を名づけて**主觀的自然主義**と言ひ、以てコニエウスの客觀的自然主義と相對立せしむ。而して氏の心理的根本原則となせるもの、中、重なるものは左の如し。

一、直観は凡ての認識の絶對的基礎なり。換言すれば、各認識は直観を以て始まり、且之に歸著せしめ得らるゝものなり。所謂直観とは外物の印象によりて意識の醒覺したる状態を指すものにして、單に受動的なるに止まらず、我より進みて印象を受納する作用なり。而して教育は是等直観によりて得たるものを、兒童自己の努力を以て、次第に抽象せる概念に陶成せしめざるべからず。されば氏の直観に於ては、其の實質的方面よりは、寧ろ觀察力及び言語を練習し、其の

認識の三要素

思考を發達せしむべき形式的陶冶を重んじたりき。

二、認識の根本的三要素を**數・形及び名**となす。是等三要素は凡ての知識の基礎となり、之に應ずる三要素的能力は凡ての能力の源泉となるものなれば、凡そ直觀的練習は、此の三點に於て物體を明確に知得し、教授は(一)意識に入る各個體を他のものと區別して知覺することを學ばしめ、(二)各物體の形狀及び輪廓を學び、形の觀念を得しめ、(三)且又成るべく早く其の物體の名を知らしむるに力めざるべからず。各教科を是等の要素に従つて排列するとき、算術は數の概念に、幾何・圖畫及び習字は形の概念に、言語教授及び唱歌は名の概念に屬せり。

知識と行爲との結合

三、**知識と行爲とを結合し**、爲すことにより學ばしむべし。信仰は「信ずること」により、思想は「思考すること」により、知識

德育の根柢

は「研究すること」によりて得られざるべからず。知識と作業とは相待つことなくして決して其の完全を期し得ざるのみならず、各心力は使用によりて始めて發達することを得るものなり。斯くて爲すことによりて學ばしむる「ユメニウ」の原則は氏に至りて一層有力に主張せられたり。

四、母子の愛は德育の根柢を爲す。母の子に對する犠牲的精神は、兒童の心中に愛・信賴・感謝及び從順の念を發せしめ、是等の念は、やがて、他人及び神に對する愛・信賴・感謝及び從順の基礎となり、母の適當なる教育によりて、次第に擴充して完全なる道德心及び宗教心となることを得べし。凡て學校教育は此の母子的關係を以て其の德育の理想となし、最も力を道德的感情の養成に注ぐべし。されど道德は本來感情の事にして、認識の事にあらざれば、多くの知識及び言語

要約

ペスタロチの功績

は往々にして高尚なる感情を阻害するに至ることあり。眞の陶冶は、黙して感じ、實行するにあるのみ。

以上之を要約するに直觀を以て知的陶冶の出發點となし、愛・信賴・感謝及び從順を以て感情生活の基礎となし、身體の練習によりて活力を發表せしめ、易より難に、近より遠に、間斷なき有機的、自然的發展をなさしむるは、我が偉大なる教育家の計畫たりしなり。氏曰く「余の方法は自然の過程の精練に過ぎず」と。

思ふに氏は、其の思想に於て、動もすれば論理的明晰を缺き、往々にして思想の一貫せざるものあれども、其の熱愛と、犠牲的精神と、鋭き直觀力とは、氏の八十餘年の生活をして能く至大至高の教育的精神を體現し、實地的教育改良者として、古今獨歩の地位を占むるに至らしめたり。加之嘗てフ

レデリキ一世・マリア、テレサ等によりて基礎を置かれたる貧民學校は氏によりて始めて新生命を得、貧民は茲に始めて教育の光に浴することを得、社會の下層に對する同情の次第に盛なるに至りしが如き、其の功績の偉大なる、遠く範を後世に垂れ、百世の下尙常に教育者を奮起せしむるに足る。氏の後繼者中最も有名なるものはハルニッシュ(一七八七年)及び獨逸に於けるベスタロチの名あるヂーステルウエ(一七八六年)の二人なり。

二 ヂーステルウエ(A. W. Diesterweg)

アドルフ、ウイルヘルム、ヂーステルウエ(一七九九年)獨逸のジーゲンに生まる。ヘルボルン・チュービンゲン等の大學に修め、卒業の後一時マンハイムに於て家庭教師たりしが、千八百十一年ウオルムス中學の教師となり、次いでフ

主柄教後氏
最りウエ

ヂーステルウエ
の教育

ランクフルトの模範學校に轉じ、始めてベスタロチの新教育を知り、大いに感ずる所あり、千八百二十年モールの師範學校長となり、在職十二年、千八百三十二年柏林師範學校長となるや、始めて師範學校に練習學校を設け、教育法の研究を開始せり。千八百四十四年スイスに遊び、深くベスタロチを追慕し、歸國の後、多數の贊助を得てベスタロチ百年祭を舉行せり。氏は常に宗教と教育とを分離せんとせしが行はれず、却つて休職を命ぜられたれば、千八百五十年退職し、千八百六十六年病歿せり。同年十月氏の門人相謀りて盛なる追悼會を催し、且柏林市の教員は醵金して、氏の主義を擴張するの計畫を立てたり。ベスタロチ以後の教育者にして、氏の如く尊敬せられたる人は未だ曾て見ざる所なりとす。氏は人間固有の活力を眞・善・美の各方面に調和的に發展

教育の目的

教授

せしむるを以て教育の目的となし、其の自發的衝動を兒童の天性に應じて適宜に誘導するを以て教育の作業となし、或特定の宗教に囚はれたる、宗教的人物の養成に對して、極力反對せり。教授の方法に關しては、一に自然の法則に従ひ、直觀と言語の練習とを重んじ、自發活動の催進を主張するなど、主としてヘスタロチの主義を祖述し、其の足らざる部分を補ひ、之に附加するに自己の經驗より得たる結果を以てし、教授上に關する種々の精細なる法則を立たり。實にチーステルウエ、ヒの使命は、一方には學校をして寺院の監督を脱せしめ、他方にはヘスタロチの主義に基づきて、合理的に教育の方法を求むるに存したりしなり。

三 フレーベル(F. Froebel)

幼稚園の創設者フリードリッヒ、フレーベルは、千七百八十

フレイベルの傳記

二年獨逸チューリンゲン地方のオーベルライスバッハに生まる。牧師の子なり。生まれて九ヶ月母を失ひ、一家婢の手に養はる。後數年父の繼母を娶るに及び、氏は、家庭の冷酷を感じ、常に郊外に出て、チューリンゲン地方の森林原野を逍遙して、其の勝景を樂み、以て自ら慰めたり。十歳にして、スタ、チルムに住せる外叔父の家に寓し、其の地の小學校に入りしが、學校の成績は佳良と稱するに足らず。十五歳家に歸り、一林務官の徒弟となり、餘暇を以て植物學及び數學を學び、且常に自然に親しみ、益之に對する趣味を養へり。千七百九十九年自然科學研究の目的を以てエナ大學に入りしも、



學資缺乏の爲、中途にして退學し、千八百五年フランクフルトに赴き建築技師たらんとせしが、同市の模範學校長グルーネルは、氏の教育的天才あるを見て、説いて己が學校に於ける一教師たらしむ。是に於てか氏は、終に、漸くにして自己の天職を發見せり。曰く「余は無限の幸福を得たり、恰も魚の水を得たるが如し」と。

グルーネルの學校にて、氏はヘスタロチの教育法を知り、之を研究せんと志を抱き、千八百八年イフェルテンに赴き滞在二年、得る所甚だ多し。されど氏は尙深く己が素養の足らざるを患ひ、年三十に垂としてゲッティンゲン・伯林等の大學に學べり。偶ナポレオンの獨逸を犯せるに逢ひしかば、乃ち學を廢し、普魯西義勇軍に投じ、千八百十四年戰の終る迄、兵馬倥傯の間にあり、陣中ミッデンドルフ及びランゲタール

の二學友を得たり、共に後年熱心に氏の事業を補佐せるの人なり。

カイルハウ

千八百十六年學校をグリース、ハイムに起し、兄の遺兒五人を教育す。翌年該學校をカイルハウに移し、始めて獨立に自己の思想を實行し得るに至り、此の經驗に基づきて千八百二十六年、人類の教育を出だせり。されど此の間氏は財政上の困難甚だしく、加ふるに種々の惡評を爲すものありしため、一友に同校の管理を譲り、瑞西政府の聘に應じ、千八百三十五年、嘗て三十餘年前ヘスタロチの教育を施せし地なるブルグドルフの孤兒院長となり、四歳より六歳に至る兒童を集めて教育せり。幼稚園の思想は實に氏が此の地に滞在せる間に成りしものなり。千八百三十六年、偶妻の病めるに際し、伯林に歸り、翌千八百三十七年始めて地をブランケ

ブルグドルフ

ブランケンブ
ブルグ

Kindergarten
幼稚園

ンブルグに卜して一^{幼稚園}教育所を立て、傍ら雑誌を發行して其の主義を擴めたり。越えて千八百四十年該教育所を幼稚園と命名す。蓋し幼兒を以て植物に、教師を以て園丁に擬せるものなり。氏の事業は種々の困厄の中にも多大の同情を得、次第に其の價値を認められたるにも拘らず、政府は全く氏の事業と精神とを誤解し、千八百五十一年時の普國文部大臣は命じて幼稚園の設立を禁ぜり。爾來フレイベルは極力其の禁を解かんことを力めたれども、未だ成功を見るに至らず。千八百五十二年リベンスタインに歿せり。されど、氏の精神的相續者^{Martha Binion}マールテンホルツ夫人等の力により、千八百六十年始めて幼稚園設立の禁令は撤回せられ、千八百七十六年更に幼稚園を以て國民學校の初等の階段となすことを許され、幼稚園の存在は始めて確實に保證せられたり。氏の

汎神論

フレイベルの
教育説

教育の目的

活動性

教育に關する意見は大要左の如し。

萬有悉く神より來る。自然界の物體は何れも^{神的活動の}表現にして、神は凡ての物に存し、且之を支配せり。されば萬有の目的は其の中に存する神性即ち本體を發展せしむるにありて存す。此の見地より見るときは、教育は本來善良なる人の神性を發展し、之を導きて自然と和し、神と一致せしむるに至らしむるを以て、其の任務とせざるべからず。

人性の發展に當り利用すべき第一の方便は、其の活動性にあり。自然及び人類は本來常に活動せるものなれば、所謂發展とは此の活動を適當に指導し、正當なる發達を遂げしむるの謂に外ならず。乃ちベスタロチの直觀は更に自己活動の原理に鑄成せられざるべからず。而して小兒の活動は最も多く遊戯に於て表れ、遊戯によりて兒童は其の本性を

最もよく現示し、遊戯の中に其の將來の運命を藏するものなれば、教育は此の遊戯を指導して次第に業務に至らしむることによりて始めて完成せらるべし。

幼稚園の原理

幼稚園の教育は斯かる原理の下に成れり。幼稚園は單に幼兒を監護するに止まらず、遊戯を以て能く幼兒の性質に應じたる活動をなさしめ、活動性の満足と共に、手指及び覺官を練り、觀察力、構成力等を高めざるべからず。遊戯を分かつて(一)運動的遊戯、(二)作業的遊戯の二種となす。前者は戶外に於て、行進、飛行、舞踏等をなし、之に結合して唱歌を練習せしむるものにして、後者は更に(一)庭園等にて草木を培養するものと、(二)卓上にて恩物を用ひ、種々の形を構成せしむるものとの二種に分かる。而して恩物はフレールに從へば、宇宙間に於ける萬物を表徴せるものにして、幼兒は之を玩

恩物

恩物
恩物

ぶことによりて、自然界の法則及び神を意識し得るものなり。フレールの用ひたる恩物は(一)彩色したる六個の毬を入れたる箱、(二)球體立方體及び圓錐、(三)八個の小立方體に分かたれたる立方體、(四)八個の小長方體に分かたれたる立方體、(五)二十七個の小方體に分ち、更に其の中六個を小三角形に分ちたる立方體、(六)二十七個の長板形體に分ち、更に其の中九個を種々に分ちたる立方體の六種なり。

幼稚園設立の動機は、(一)氏が幼時に於ける家庭の不幸、(二)當時の家庭の教育的思想に乏しかりしこと、及び(三)氏の兒童に對する熱愛等に歸するを得べし。而して氏は又幼稚園に保姆養成所を附設し、始めて教育者としての女子の價値を認めたり。固より幼稚園の思想は遠く之をコメニウスに見るを得べきも、フレールが毫も家庭の價値を認めざり

要約

宇宙を以て
恩物とする
ものにして

しは、大いにユニウス及び其の師ベスタロチと趣を異にせり。氏の方法亦動もすれば神秘に互り、遊戯は理智に偏して遊戯固有の性質を損ふの譏を免れずと雖も、其の自然に對する興味と、兒童に對する愛情とは、能く氏の全生活をして崇高偉大のものたらしめたり。氏曰く、余の中學校は自然、余の校長は木、余の大學は兒童室、余の教師は兒童なり。」と。

四 ヘルバルト(J. F. Herbart)

科學的教育學の建設者、ヨハン、フリードリッヒ、ヘルバルトは千七百七十六年、獨逸のオルデンブルグに生まれ、幼にして嚴格なる母の手に教育せられたり。氏生まれて虚



ヘルバルトの傳記

弱なりしかば學校に入らず、専ら家庭教師につきて、初等教育を受け、十二歳にして始めて郷里の文科中學に入り、成績頗る秀拔、卒業の後エナ大學に遊び、フイヒテ・シラー等の講筵に侍し、大いに其の感化を受けたり。千七百九十七年瑞西の貴族フォン、スタイゲル家の家庭教師に聘せられ、千八百一年に至る迄、其の三兒を教育し、千七百九十九年ベスタロチをブルグドルフに訪ひ、氏の教育法を學びたり。其の後プレーメンの友人の家に寓して哲學を研究し、千八百二年、始めてゲッティンゲン大學の私教授となれり。時に年二十六。千八百九年ケーニヒスベルヒ大學にて、カントの後任者クルーグに代りて、哲學及び教育學の講座を開き、名聲大いに揚がる。同時に氏は教育練習所を設け、學生をして、教育の學理を實地に應用せしめたりしが、是れ實に大學附屬教育演習所の

正史以下私撰
私撰以下正史
私撰以下正史
私撰以下正史

權輿なり。在職二十五年にして再びゲッチンゲン大學に歸り千八百四十一年急病に罹りて歿せり。多くの著書中「普通教育學」教育學講義綱要「心理學教科書」等最も有名なり。

ヘルバルトの教育説
教育の目的

氏は教育の目的を倫理學に求め、其の方法を心理學に求め、此の二大科學を基礎として、始めて教育學を科學的に建設せるの人なりと稱せらる。氏に従へば、教育究竟の目的は實利にあらず、幸福にあらず、實に鞏固なる道德的品性の陶冶にあり。凡ての教育的施設は此の道德的品性の陶冶と交渉を有するの度に於て、始めて其の價值を定め得べし。されど所謂道德的品性の何たるかは更に之を氏の倫理學に求めざるべからず。

動機論

苟も道德的判斷の對象となるものは、有意的の行爲なるべく、無意的の行爲は其の結果の如何に論なく、之に善惡の

五道念

名を附すること能はず。換言すれば行爲の善惡は之を動機にのみ求むべし。又善惡の判斷は一種の美的判斷なり。美醜が多くの美的要素の形式的關係によりて定まる如く、善惡亦二個以上の意志の相互關係を直覺的に判斷するによりて定まる。而して是等意志の關係は(一)意志と知見との一致に基づく内心自由、(二)意志活動の強く、其の集中の固く、變化の多方にして、然かも相調和せる完全、(三)自他の意志を調和し、己を忘れて、他の意志の成功を希ふ好意、(四)二個以上の意志同一物に向へるとき、各其の分を守りて、紛争せざる正義及び(五)有意的に加へられたる利害共に報ゆる衡平の五種にして名づけて五道念と言ふ。五道念の養成確立は是れやがて教育終局の目的たり。

主知説

氏は其の心理學に於ては、從來の能力説を打破し、精神現

Christian Wolff 能力説

主知説
主知説
主知説

教育手段

教授
管理
訓練

教授

経験
實際

教授が教育
の目的を
達成する

目的の直接
的教授より

興味

象を表象の一元に歸せんと力め、主知説を立せり。氏に従へば一切の精神現象は、記憶、想像等より感情、欲望に至るまで、悉く表象相互の關係より派生するものなれば、教育の任務は兒童が經驗と交際とによりて得たる、自然界及び人事界に關する表象群を整理し、且之を擴張し、表象の有力なる系統を立つるにあり。換言すれば教育の任務は兒童の思想界を陶冶するにあり。されど思想界の陶冶は、如何にして教育終局の目的たる道德的品性に關し得べきか。如何にして常に教授によりて意志を陶冶するする教育的教授たるを得べきか。曰く唯興味あるのみ。興味は實に思想をして能く意志活動を惹起するに至らしむるものにして、教授の直接目的なり。而して斯かる興味は單に受動的なるに止まらずして追求的なるべく、直接に事件其の物に對して生じ、永久に

被教育者を刺戟し、且一方に偏せずして多方なるを要す。多方興味には(一)事物の經驗によりて生ずる經驗的興味、(二)事物間の關係を繹ぬる推究的興味、(三)善惡・美醜の評價に關する審美的興味、(四)個人の快苦に關する同情的興味、(五)社會の幸不幸に對する社交的興味、(六)神に對する宗教的興味の六種あり。是等六種の興味中前の三者は主として經驗に關し、後の三者は主として交際に關す。

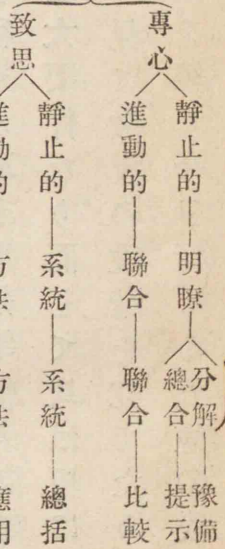
専心及び致思
教授の段階

興味は心理的に之を説明すれば、舊表象群が新表象を類化するとき生ずる無意注意に伴ふ作用にして、個々の事物を明瞭に收得する専心と、是等個々の事物を連結する致思とは其の二大要件なり。而して氏は更に此の二要件を靜動兩方面より見て、教授の段階を立てたり。此の段階は其の後多少の修正を経て今日行はる五種の段階を形成せり。

ケラーが此の目的を述べた

道徳的品性

多方興味



ヘルバルト—チャ—ライン

管理

管理の手段

完全なる教育は以上述べたる教授の外、尚管理及び訓練の二作用を必要とす。管理は兒童の身體的、覺官的、欲望を抑へ、能く靜肅にして、秩序を守るに至らしむるを以て其の目的となし、教育の豫備的條件なり。故を以て常に教授に先だちて行はれ、兒童の秩序を維持する外、何等教育的意義を有せず。之が手段として(一)課業、(二)監視、(三)命令及び禁止、(四)威嚇及び懲罰の四種あり。其の何れの場合を問はず、管理は簡單にして且鋭く、愛と威嚴とを以て之を貫ぬかざる可からず。

訓練

要約

訓練は直接に兒童の情操に作用し、教授によりて得たる知見と一致せる意志を養成するものにして、教授の後に來り、教授の事業を完成す。兒童の行爲は其の始め概ね任意的にして、統一を有せざれども、同一意志を反復するに従ひ、意志の記憶を生じ、次第に普遍的意志を形成するに至る。而して此の普遍的意志はヘルバルトの所謂品性の主觀的方面の端緒をなすものにして、種々の欲望より生ずる所の單獨意志、即ち品性の客觀的方面を或は類化し、或は拒斥し、以て之を限定す。主觀的品性確立し、兒童が能く自己決定をなし、自律的に行動し得るに至りて、訓練の事業は完成せらる。

ヘルバルトの學説は、身體の養護を省みず、實用的知識を輕視し、強て管理と訓練とを區別し、且其の心理說に於て多くの缺點を含む等、多少の非難を免る能はずと雖も、能く自

ヘルバルト派の學者

家獨特の創見を以て所謂科學的教育學を建設したる、理論的教育改良家としての氏の功績は、實に之を實地的教育改良家としてのベスタロチに比するを得べし。されば氏の歿後教育學の發達は、恰も衆星の北辰に共ふが如く、一に氏を中心として勃興せり。今其の重なるものを擧ぐれば、*Pillen* (一八一七—) は科學的教育學會、即ちヘルバルト會の會長となり、ライプツェヒ大學に附屬教育研究所を起し、大いにヘルバルト學風の鼓吹に努めて、中心湊合法及び開化史的段階説を首唱し、*Steph* (一八一五—) は現今ラインによりて經營せらるるエナ大學教育研究所を設立し、力めてヘルバルトの教育學を實際に應用したり。其他 *Witz* (一八二一—) *Conrad* (一八二四—) *Rindner* (一八二八—) 及びヘルバルト派現時の驍將たる *Rein* (一八四七—) 等は何れも知名の教育學者たり。

スペンサーの傳記

五 スペンサー (H. Spencer)

Herbert Spencer

ハイバート、スペンサーは千八百二十年英國ダービーに生まる。父は高等學校の教師たり。氏の兄弟は悉く夭折し、氏も亦身體虛弱なりしかば、父は氏に教育を施さず、専ら家庭に於て其の養護に注意せり。年甫めて十三、叔父の家に寓し、古語、數學等を學べり。叔父は氏を大學に入れんとせしも、父の許可を得ること能はず。十七歳にして鐵道技手となり、其の職にあること前後十年、其の間常に自修を怠らず、學業大いに進む。千八百四十八年より千八百五十三年に至る間雜誌 *エノミスト* の記者となり、傍ら學術の研究に従事せり。千八百六十年「教育論」を出せしが、非常の高評を得、英國のみにも發賣高四萬部に及びたりと言ふ。千八百六十二年始めて綜合哲學第一編を著し、爾來幾多の困難を排し、獨力之

教育論
 千八百六十年
 千八百六十二年
 千八百六十二年
 千八百六十二年

知識の源泉

元氣論
心強論
社會論
倫理論

千餘年要

教育の目的

が經營に任じ、千八百九十六年始めて此の稀有の大著述の成功を見るに至れり。毫も學校教育を受けずして、しかも世界第一流の大學者となれる氏の如きは實に偉なりと言ふべし。千九百三年病を以て逝けり。
氏に従へば、教育の目的は人をして生活の各方面に於ける完全なる準備をなさしむるにあり。所謂完全なる生活とは即ち幸福なる生活にして、實用を以て其の主眼となす。彼の徒に古語及び古典を尊重し、實用を棄てて虚飾を先にする如きは、本末顛倒の怪事なりと言はざる可からず。古語の研究は例へばオリノコ印度人が文身を爲すが如し、單に紳士たるの裝飾に過ぎず。故を以て教育上の問題は、先づ完全なる生活を分解し、系統的に之を研究するを以て、其の端緒を開かざるべからず。

由ノコト
不可知論
現象論
理想論

完全なる生活

知育

完全なる生活活動を分類し、之を其の重要な度により順次列擧するときは、(一)直接に自己を保存する活動、(二)間接に自己を保存する職業的活動、(三)子孫の教養を目的とせる活動、(四)政治上及び社會上の適當なる關係を維持すべき活動、(五)心情を慰むる美的活動の五種となる。而して、是等諸種の活動の基礎となるべき知識は科學なり。科學は實に、判斷・推理・記憶等の諸能力を練り、忍耐・誠實・謙讓・敬虔等の道德心、宗教心を振起せしむるに足るものにして、人生の幸福は科學を措いて他に之を求むべからず。實用を目的とし、科學を以て之を貫ぬくは、氏の教育に於ける一大特色なり。
氏は知育に於て、教授の方法は進化の理法に學ぶ所あるべしとなし、進化論的に兒童精神の發達を研究し、之に基づきて左の諸原則を立てたり。

正生理學
教育學
心理學
社會學
倫理學
政治學
經濟學
地理學
生物學
衛生學
體育學
音樂學
美術學
宗教學
宗教學

教授の原則

- 一、單純より複雑に進まざる可からず。
 - 二、有形より無形に、具體的事物より抽象的原理に進まざる可からず。
 - 三、兒童の發達は人類進化の順序を反復すものなるが故に、教育の方法は之を人類の歴史に學ばざる可からず。
 - 四、經驗より理論に進まざる可からず。
 - 五、巧みに兒童を誘導し、兒童をして自ら觀察し、自ら推理し、自ら發展し得るに至らしめざる可からず。
 - 六、兒童に與へたる興味の多少は教育法の良否を判斷するの尺度なり。不快感は精神の發達に害あり。
- 而して氏は特に兒童の自己教育を重んじ、教師はなるべく少しく語り、なるべく多く兒童に發見せしむべきことを極言せり。

德育

氏はルソーの如く兒童の性善なりと信ずるものにあらず、寧ろ之を以て野蠻人に類すること多しとなせり。されば其の德育に於て、當然抑壓主義を取るに似たれども、當時の英國の粗暴なる教育法は、氏をしてルソーに等しく、自然主義を取り、人爲的の懲罰を諷ふに至らしめたり。自然的懲罰によるときは、能く、正不正に關する合理的知識を兒童に與へ、兒童をして責罰の正當なるを自認せしめ、教育者に對する悪感を起さしむることなく、薰化の效圓滿に行はるゝも、人爲的の罰は之に反し、一時の激情に動かされ、師弟の情誼を害すること頗る多し。唯夫れ自然なり、故を以て急激の變化を忌む。道德的早熟は知的早熟と同じく有害なり。されば初より兒童に望むに高きを以てせず、單に通常の行爲より始めて、徐々に之を誘導し、終に完全の自治に至ること、恰も

體育

野蠻人の道德より文明人の道德に進むが如くなるべし。自然に返れ」とは、氏が知育及び德育に於る一貫の主義なり。氏は又種々の方面より體育の必要を説けり。曰く「現時の教育は食物の不足、衣服の不足、運動の不足、心的活動の過重等種々の點に於て缺點を有せり」と。又曰く「教育第一着の任務は、人の身體的勢力を強め、之をして強健なる動物たらしむるにあり」と。而して其の方法は一に自然に放任するにありとし、過去の少食及び現時の暴食を難じ、自然的なる遊戯を以て其の効果遙に體操に優るものなりとせり。

スベンサーの意見は、實利主義・自然主義の好典型にして、多くの點に於てロック及びルソーの所説と酷似せり。されど氏は固より系統ある教育學を説けるにあらずして、其の教育論は氏自身も言へる如く、當時の英國教育を改良せんと

明治十三年
尺松八譯教育論
後學深談
明治十六年
添田身之次
明治十七年
古崎長梅訳
教育論
宮本正太郎
如女教育新論

Alexander Bain (1818-1867)
James Johannot (1823-)

米國教育の發達

せる一個の主張に過ぎざれば、所説動もすれば偏する所あり。直ちに取りて以て現時の法となすべからず。氏の後繼者には英國に於ては有名なる「科學としての教育」の著者ベインあり。米國にはジョホントあり。其の學風夙に我が國に傳來し、一時我が思想界を風靡したり。

六 ホーレスマン—米國の教育

始め北亞米利加に移住せし歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響を受け、宗教心に富み、學術に對する趣味深かりしを以て、學校を設くること亦甚だ早く、千六百三十五年にはボストンの拉丁學校、千六百三十六年にはハーバード大學起り、千六百四十二年には強制教育令のマサチューセツ州に布かるるあり。文化漸く洽からんとするに當り、所謂米國の暗黒時代起り、幾多の戰爭を重ね、遂に獨立の宣言

となれり。爾來國內の組織漸く定まるに及び、十九世紀に至り、再び多くの學者及び政治家出て、教育革新の聲を擧げたりしが、就中最も有名なるをホーレスマンとなす。パーカー曰くホーレスマンはウシントン・リンカーンに次ぎて、米國建設の第三位に立つべき勇敢才智愛國の最大代表的人物なりと。

ホーレスマン
の傳記

ホーレスマン(Horace Mann)は千七百九十六年、マサチューセツ州のフランクリンに生まる。家貧にして幼時學校教育を受くる能はず。十三歳の時、父は肺病にて死したりしかば、氏は家道を支へんが爲に種々の困難に遭遇したれども、未だ曾て一日も學を廢せず。千八百十六年ブラウン大學に入り、拔群の成績を得て、千八百十九年卒業の後は同大學の古典教授となり、更に法律を研究して、千八百二十三年辯護士とな

教育説

れり、其の後州會議員を経て、千八百三十七年マサチューセツ州新設の教育局長となり、爾後ベストロチの主義に基づき、萬艱を排して、種々の教育上の施設をなし、傍ら雜誌により所信を公にす。職に在ること十二年、效果大いに見るべきものあり、各州之に倣ひ、争ふて教育局を新設し、米國の教育爲に一新せり。後國會議員、アンチオク大學總長等の榮職にありしが、千八百五十九年歿せり。アンチオク大學の校庭に葬らる。

氏の教育意見は有名なる氏の「第十二年報」中にあり。デービッドソンは左の十項を以て、其の主眼點となしたり。

一、教育は社會の各階級を通じ同様に普及せしむべし。階級によりて教育を異にすべからず。

二、教育は教權を離れて、科學の上に建設せらるべし。而し

て其の教育はヘスタロチの方法に據るべし。
 三、教育は眞の宗教を奨むべく、決して特定の宗派に偏すべからず。
 四、教育は生活の各方面の準備たるべし。而して其の終局の目的は道徳的、社會的人格の確立にあり。
 五、教育は寛和を旨とし、兒童の個性に應ずべし。體罰はなるべく之を避くべし。
 六、校舍は構造通氣共に完全にして、圖書館、博物館等、新教育に必要な凡ての設備を爲すべし。
 七、教育は教育を職業とせる優良なる教師によりて行はるべし。是が爲には師範學校を必要となす。
 八、教育は男兒のみならず、女兒にも普及せしむべく、教育者亦男子のみならず、女子を必要とす。

九、教育者は屢會議を開き、教育上の意見を交換すべし。
 一〇、國家は教育を完成せんが爲に、決して費用を惜しむべからず。

米國教育現時の特徴は、其の平民的、自由的なるにあり。幼稚園の隆盛にあり。兒童研究の盛なるにあり。女子の教育機關完備し、女子教育家の多きにあり。教育の爲に費用を惜しまざるにあり。而して凡て是等の長所はホールレスマンの事業に負ふ所尠からず。

第三節 社會的教育學の發達

以上の諸教育家は何れも個人に重きを置き個人を教育して、以て人たる所以のものを發揮せしめんとしたるものにして、天賦人權、自由平等等は實に十八世紀以後の常套語たりしなり。されど近時ユムト(一七九八—一八五七年)が社會學を唱へ

社會的教育學
發達の狀況

出してより、社會に關する研究は漸く盛大に赴き、ダーウキ
 シ(一八八〇九)は千八百五十九年種の起原を著して、大いに従
 來の世界觀、人生觀を改め、其の他スタインター・ラツアル
 ス等の民族心理學の起るあり次第に、個人は、社會の有機的
 團體を離れて、全く意義を有せざるものなりとの信仰を高
 め、漸く**社會的教育學**(Social pedagogy)の唱導せらるゝに至れ
 り。社會的教育學は、社會の一の有機的存在なることを認め
 個人は此の社會に入りてのみ、此の社會によりてのみ、始め
 て人たることを得となすものにして、彼等に從へば、個人は
 恰も物理學上の原子の如く、單に抽象の結果たるに過ぎず。
 されば教育に於て個人を完成するが如きは、畢竟するに、社
 會の進歩を助くるの手段にして、教育究竟の目的は、被教育
 者に社會的意識を與へ、之をして能く社會の進歩に貢獻し

教育の目的

得るに至らしむるにあり。固より斯かる思想は古代のスパ
 ルタ及び中世の寺院團體に於ける教育等に於ても之を見
 ることを得れども、是等は、概ね毫も個人の價値を認めざり
 し點に於て、近時に於けるものと大いに其の趣を異にせり。
 今左に社會的教育學者中主要なる代表者を擧げん。

社會的教育學
 者の代表者
 シユライエル
 マッヘル

シユライエルマッヘル(一七六八—一八三四年)は獨逸のプレスラウに生
 まる。伯林大學の創立委員にして且其の教授たり。宗教學者
 教育學者として甚だ有名なり。氏は教育の目的を以て社會
 の前進者が後進者に自己の有する心的財産を傳へ、彼等を
 して、(一)之を尊重して其の現に屬する諸種の團體に適應し、
 (二)是等の團體の不完全なる状態を補充し、前代よりの遺風
 を改良するに足るべき個性を保持せしむるにありとせり。
 斯く氏は個人と團體との關係を重んぜし點に於て永く社

會的教育學者の先驅としての名譽を負ひ得べし。

otto willmann
ウイルマン

ウイلمان(一八三九年)は波蘭のリッサに生まる。チルレルの門人にして、プラーグ大學の教授たり。始めヘルバルト派に屬せしが、其の著敎化學出づるに及び、世人は彼を目して社會的教育學者となすに至れり。氏は著しく宗教的傾向を帶び、社會を神の支配の下に置き、社會的、倫理的活動を以て、神意に従ふ所以のものとせり。

Deering
デーリング

デーリング(一八三四年)は獨逸に生まる、伯林文科中學校長にして、兼て伯林大學の講師たり。氏は教育終局の目的を以て、將來の理想的社會に於て、能く其の社會の道德に従つて活動し、自己及び社會の幸福を増進し得る人物を養成するにありとせり。

ナトルプ(一八五四年)は獨逸新カント派の人にして、其の著へ

Natorp
ナトルプ

ルバルト、ベスタロチと現時の教育問題及び社會的教育學に於て、ヘルバルトを攻撃して、大いにベスタロチを祖述せり。氏は心理學に於ては主意説を奉ずる人にして、教育を以て意志の陶冶にありとし、意志の陶冶には、自然に知識及び感情の陶冶を伴ふべきものとなせり。而して意志の陶冶は自他の意志の相互關係に基づくものなれば、苟も完全の人たらんが爲には、狹隘なる主觀を超絶して客觀と合一し、個性を離れて社會に合體し、以て理性的意志の完成を圖らざるべからず。換言すれば、人は人類社會に頼りてのみ人となることを得るものにして、社會の共同生活を離れては到底自己擴張なるものあることなし。斯くて氏は、社會的人格の理想的發展を以て教育終局の目的となせり。

ベルゲマン

ベルゲマン(一八六二年)は獨逸の人。始めエナ大學教育研究所

大まかには、オーストリア、普魯シヤ、フランス、プロシヤ、近世教育史

Bergemann.

にありしが、ヘルバルト派に嫌らざるものありて、之を去れり。氏はナトルプの哲學的、演繹的なるとは全く論述の方法を異にし、經驗的、歸納的に其の學說を建設せんとせり。凡そ個人は其の身體・精神共に、悉く、社會の產物なれば、人は其の當然の責務として、社會を維持し、且之を發展せしめざるべからず。即ち氏は教育の目的を以て、被教育者をして自ら社會の一分子たることを自覺せしめ、之をして、能く獻身的に社會の文化に貢獻するに至らしむるにありとせり。

第九章 歐米現時の學制及び教育の趨勢

第一節 獨逸

獨逸は二十六の聯邦より成り、教育制度の如きも、各聯邦により多少其の趣を異にせり。今之が代表者として各聯邦

普國學制の發達

の模範と見るべき普魯西につきて述べん。

普魯西はフレデリキ、ウイルヘルム一世意を學制に用ひ、千七百十七年に令を發して、五歳乃至十二歳の兒童の就學義務を定め、始めて學制確立の端緒を開けるが、フレデリキ大王(一七一二—一七八六年)は前に述べたる如く、千七百六十三年、ヘッテルを顧問として小學校令を出し、就學義務年限を五才より十三四歳に至る期間となし、以て現今普國小學制度の基礎を定めたり。次いでフレデリキ、ウイルヘルム二世は千七百七十四年に普通國法を制定し、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに蹂躪せられたる國力の恢復は教育の力を措きて、他に之を求むべからずとなし、留學生を瑞西に派してヘスタロチの新教育法を學ばしめ、大いに普通教育を振興し、以て今日の盛況を見るに至れり。

現時の學制

現時普魯西には、文部大臣ありて、全國の學事を總攬す。全國を十三州に分ち、各州に州學務局あり。而して十三州又三十六縣に分かたれ、各縣に學務課及び縣視學官あり。縣の下に郡、郡の下に町村あり。各郡視學、町村視學を置く。

國民學校

兒童は滿六才にして國民學校に入り、八ヶ年の義務教育を受く。國民學校は無謝儀にして、多級小學校、單級小學校、半日學校の三種あり。學科は宗教、國語、直觀科、算術、幾何、地理、歴史、理科、唱歌、圖畫、體操、男及び裁縫、女となし、別に劣等生の爲に補助學級又は補助學校を置くものあり。獨逸に於ける補助學級は千八百六十七年ドレスデンの小學教員ストイエルの設置せしものに始まり、國民學校の卒業生は補習學校に入る。補習學校は修業年限二年乃至三年にして、多くは強迫の制を取り、授業時間一週二時間乃至六時間なり。

授業料の無教育
= free education.

補助學校

幼稚園

幼稚園は多く中流以下の子女を收容し、業務に忙殺せらるゝ父母に代り、家族的に、勤勞主義によりて兒童を保育するものにして、中流以上の爲にするもの甚だ少し。

中學校

中學校の多くは、國民學校と連絡を有せずして、其の下に三ヶ年の豫備科を置く。故に獨逸中流以下の子弟は國民學校に入り、中流以上の子弟は始めより三年課程の中學豫備科に入り、社會の階級により學校の種類を異にす。此の如きは果して國民教育の本義に合するや、否や、大いに論争のある所なり。中學校は分かれて、文科中學校、實科中學校、高等實科學校の三種となる。文科中學校は古語を重んじ、希臘語、拉丁語及び近世語の英語、佛語を課し、高等實科學校は古語を全廢し、佛英二外國語を加ふ。斯く獨逸に於ける中學校の種類は、全

中學校
文科
理科
九年

女學校

く語學によりて區別せるものにして、古語の衰退と、近世語及び實科の興起とは、直接に是等中學校の盛衰に關し、古語の效果に關する爭論は現今獨逸の教育界に於ける最大問題の一に數へらる。中學校の修業年限は共に九ヶ年にして、九歳より十八歳に至る。中學校の外に副文科中學校、副實科中學校、實科學校あり。修業年限何れも六ヶ年にして、其の下に三ヶ年の豫備科あり。卒業生專門學校に入る

高等女學校は千九百八年の改正令によれば、滿六歳にて入學し、修業年限十ヶ年にして、其の上に女子専門學校及び男子の中學校に相當する女子中學校あり。

大學

中學校の卒業生は大學又は高等専門學校に入る。大學は神學、醫學、法學、哲學の四分科に分かれ、修業年限一定せず、唯三ヶ年在學せるものはドクトルの試験を受くるの資格を

教員養成機關

得。獨逸に於ける各種高等専門學校は我が國のものと同なり、略大學と同一に取扱はる。

小學校教員を養成する爲に師範學校あり。修業年限は豫科三年、本科三年にして、豫科に入學するものは八ヶ年の小學校を卒業せるの學力を要す。師範學校卒業生は准教員となり、二ヶ年乃至五ヶ年の後に第二回の試験を受けて、始めて正教員となる。校長たらんとするものは之に加ふるに尙特殊の試験を経ざるべからず。故を以て獨逸の小學校教員の學力は一般に優秀なり。中等學校教員は大學に於て之を養成す。

其の他獨逸に於ては林間學校、休日殖民、少年保護所、幼兒保護所、孤兒院、白痴院、感化院、勞働者夜間教育、圖書館等種々の教育上の施設完備せり。

第二節 佛蘭西

佛國教育の發達の狀況

佛國に於ける國民教育は、十八世紀の始めに於けるエヌイタ派の排斥に始まる。ラ、シャロッテ(一七〇一—一七八五年)は千七百六十二年始めて教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教教育排斥の先鞭を著けたりしが、偶佛國大革命のあるあり、自由平等に關する國民の意識著しく發達して、國民教育の必要は革命家によりて、盛に唱導せられたり。次いでナポレオン一世位に即くや、フランス大學寮を創設し、全國の教育を統轄するの方針を立てしも、小學校は依然として、宗教團體の手にありき。越えて千八百三十三年ルイス、フィリポは時の文部大臣ギソー(一七八七—一八七四年)をして、小學校令を發布せしめ、公立小學校を設け、教育を以て國家の事業をなせしが、千八百七十年獨逸と戰ふて大敗するや、益教育の必要を感じ、千八

現時の學制
文部省

百八十二年義務教育制度を確立し、愈教育の權を僧侶の手より奪ひ、強制無謝儀、宗教に獨立なることを以て其の教育の三總領となせり。

佛國の學制は畫一主義により、幼稚園より大學に至る迄整然たる秩序を爲せり。文部省は全國の學事を掌り、文部大臣は同時に巴里大學の總長たり。其の下に高等教育會議ありて之を補佐す。全國を十七大學區に別ち、各大學區に各一大學あり。大學總長は同時に該學區内の中等教育及び初等教育を監理す。文部省には視學官あり、各郡各村亦視學官ありて視學制度能く整へり。

初等教育を施すべき學校は(一)幼稚園(二)尋常小學校及び補習學校(三)高等小學校(四)徒弟學校及び實業補習學校等なり。幼稚園は多く都會地又は工業地にあり。主として、滿二才

幼稚園

尋常小學校

より六歳に至る労働者の子女を保育す。幼稚園若しくは小學校に附屬して、幼稚科なるものあり。四歳より七歳に至る兒童を教育す。尋常小學校は七歳より十三歳に至る兒童に義務教育を施す所にして、教科目は修身・公民科・讀方・書方・佛文學・初步・地理・歴史・理科・數學・初步及び其の應用・圖畫・手工・唱歌・體操・裁縫(女子)等なり。學校に於ける宗教科を廢して之に代ふるに修身及び公民科を以てし、日曜以外一週一日を以て休業となし、此の日に於て宗教教育を受けしむること、及び教育上實業的方面を重んずるは佛國初等教育の大なる特徴なりとす。兒童十一歳以後に達するときは、初等教育の試験を受け、及第せるものに限り義務を免除せらる。

補習科及び高等小學校

高等小學校の課程の尋常小學校に附設せらるるものを補習科と稱し、獨立せるものを高等小學校と稱す。前者は修

女子科

中學校

業年限一ケ年若くは二ケ年、後者は三ケ年を本體とし、多少の伸縮を許せり。

中學校は八歳にして入學を許し、十八歳にて卒業せしむ。之を初等科・中等科・高等科の三部に分ち、其の中等科及び高等科は更に之を古典科と近世語科との二個に區分し、中學初等科を終りし後各其の好む所によりて學習せしむ。中學には通常幼稚科及び小學科を附設して、其の連絡を計れり。故を以て小學校が主として中流以下の子弟を教育し、上流の子弟は始めより中學附設の小學校に入ること獨逸に等し。女子の中學は小學卒業後五ケ年の修業年限を有す。大學は神學部・文學部・理學部・法學部・醫學部の五分科に分かれ、別に各種の専門學校あり。

教員養成機關

女子中學

大學

師範學校は各縣に男女一校づゝありて、初等教育の教員

を養成し、中等教育の教員は高等師範學校に於て之を養成す。巴里の高等師範學校はナポレオン一世の創立に係り、數多の學者及び政治家を出し、最も有名なりしが、現今巴里大學の附屬となれり。

第三節 英吉利

英國教育發達の狀況

英國は始めより畫一の學制を立つることを爲さず。教育は、永く個人又は宗教團體の手に委したりき。即ち、ロバート・レークス(一七三五—一八一一年)は千七百八十年に日曜學校を起し、主として宗教及び簡易なる讀書教授を施し、次いでベル・ランカスターの二人時を同じくして出て、年長者を助手とせる相互教授法を創めて、大いに普通教育の振興を計りしが、千八百八年には英國教會千八百十一年には、國民協會起り、ベル・ランカスターの趣旨により、相競ふて、學校を設立し、普通教

現時の學制
小學校

育の普及を計れり。是に於てか政府は千八百三十三年以來、兩協會に補助金を支出せしが、千八百七十年始めて小學校令を出して、就學強制の法を定め、中央政府に教育局を設け、且全國を幾多の學區に分ち、各學區に學務局を設け、學區内の學事を掌らしめたり。爾來幾多の改良を経て千九百二年には新教育令を出して、初等中等及び工藝の諸教育の統一を計れり。

英國の學校は、凡て自由の發達をなし、私立學校主義なりしを以て、小學校にても私立のもの多く、公立のもの甚だ少し。學齡は三歳より十四歳に至り、之を收容する小學校は幼稚科及び小學部に分かれ、幼稚科は三歳より七歳に至り、小學校は七歳より十四歳に至る。學科は地方により異なれども國語・算術・圖畫(男子)・裁縫(女子)・地理・歴史・事物教授・唱歌・體操

を以て小學部の普通科となし、特別科として、代數幾何・衛生・家事・農業・園藝・外國語等を適宜に附設し、大いに實際生活の方面を重んぜり。小學校に於て宗教教授をなすべきや、否やにつきては議論區々にして未だ一定する所なければども、公立小學校に於ては特定の宗教を教授せざるを以て本體となせり。兒童中學力優等なるものは自由に累次進級せしめ、十一歳以上に達して最高級を卒業したるものは就學義務を免除せらる。小學校の上に補習科あり、又劣等兒若しくは秀俊なる兒童の爲に設けられたる特別學級あり。

中學校及び大學

中學校及び大學は凡て私立にして、極めて自由なる歴史的發達をなし。政府は之に干渉せず、従つて教科目・修業年限等一定せず。其の教育は知識に重きを置かず、所謂紳士を養成するを以て特色となし、専ら學者を作らんとする獨逸の

學風に比して、著しき對照をなせり。中學校にては、イートン・ハーロー、大學にてはオクスフォード・ケンブリヂ最も有名なり。

教員養成機關

教員の養成につきては、今尙相互教授法の遺風存し、年齢十三歳以上、十六歳以下の男女子にして、教員たらんと志望を有するものは、視學官の認許を得て、先づ見習生となり、授業を爲すと共に又正教員に就きて教授を受く。十五歳以上となれば教生となり、教授の傍ら中等の學校に學び、毎年試験を受け、第三回の試験を経て、或は助教員となり、或は師範學校に入る。師範學校に入るものは更に二ヶ年の後、試験によりて始めて正教員となる。

彼の英米・獨佛等に行はる、大學擴張ユニヴァーシティー・エクスパンションの運動は千八百六十六年其の起原を英國に發したるものにして、目下同國に

於て最も盛に行はる。

第四節 米 國

現時の學制

米國教育の發達及びホーレスマンの功績につきては已に之を述べたり。米國は最も自由を尊ぶの國なるを以て、教育は之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局専ら其の州の教育事務を取り、全國統一の制度あることなし。千八百六十七年内務省に教育事務局を設けたれども、こは唯學事に對する諸般の調査報告を爲すに止まり、何等教育上の指揮監督を爲すことなし。従つて強制教育の採否、修業年限の長短、就學の年齢等州に従つて異同あり。

小學校

されど現今多くの地方に於ては強制教育を施し、小學校の修業年限を八ヶ年となすもの最も普通なり。即ち紐育市の如きは千九百六年強制教育法を發布し、八歳より十四歳

までを義務教育年限となし、父兄の希望により六歳より獨就學せしむ。小學校を通常二部に分かち、一尋常小學校は六歳より九歳に至り、(二)高等小學校は九歳より十四歳に至る。兒童は貴賤貧富の別なく悉く同一小學校に就學すること佛と全く其の選を異にせり。宗教科は、擧げて、之を家庭に委ね、學校は國民教育を施すを以て其の本義となし、著しく實利的、自治的の傾向を有す。教師の大多數は女子にして、學校教師と言へば、直ちに女子を聯想せしむ。

中學校

中學校は通常修業年限四ヶ年にして、月謝を徴せず、其の教育は常に社會の實際的方面に着眼し、常識の養成を主として、知識の高遠を銜はず、専ら社會に活動し得べき堅實なる品性を陶冶するに注意せり。大學は修業年限三ヶ年のもの多く、ハーバート大學及びエール大學最も有名なり。

大學

男女共學

米國は、女子の爲に學校を特設することなし。されど、下、小學より、上、大學に至るまで男女共學の制行はるゝを以て、女子にして高等教育を受くもの甚だ多く、従つて女子の社會上に於る地位一般に高し。而して、此の如き男女共學の可否に關する議論は、今や教育上の一大問題となれり。

教員養成機關

教員養成の爲には、師範學校及び大學の教育部あり。師範學校は通常修業年限二ヶ年にして、多く中學卒業生を入る。年齢十八歳以上なり。生徒は男子の數よりも女子の數遙に多し。

第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 維新以後教育の概説

明治の進運

明治茲に四十有餘年、其の間に於ける國運の發展は振古未曾有の現象にして、誠に是れ東西文化の粹を集めて、渾然大成したるの時期なり。我が國民が、最も同化の力に富み、一たび儒教を同化し、再び佛教を同化し、常に尊王愛國の大精神を以て、之を貫ぬけるは、上來屢縷説せし所のものなるが、明治の聖代に入るや、更に之に加ふるに一の大なる新要素を以てし、然も僅少の年月を以て能く之を同化するを得たり。斯く他の長を採りて國本を培養し、他邦文明の精粹を吸収して自國の發展に資するは、是れ我が國の特長にして、國運の日に隆盛に赴く所以實に此に存す。

明治教育の精神

明治元年三月十四日天皇紫宸殿に臨御し、天神地祇を祭りて五個條の御誓文を宣せらるるや、維新の國是は確立して復た動かす可からず。殊に其の第四條及び第五條は明治教育の精神を遺憾なく表明せるものにして、明治の教育は一として「舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク」智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス」の精神に出でざるはなし。固より教育に於ける個々の事業に就きては二三の消長得失あるを免れずと雖も、其の大勢を總觀するときは教育の制度、諸般の設備、教育の方法等一年に發達し、今や世界の教育國を以て自ら居るに至れり。左に其の發達の跡を略述せん

教育發達の概況

始め廢藩置縣の後、學制を頒布し、大いに教育を奨勵し、泰西學術の輸入に力むるや、教育は一に歐米の模倣を事とし、

明治教育史の區分

動もすれば、我が國固有の國民道德を閑却し、偏知主義（一）に陥らんとするの傾ありしは、猶王朝時代の初期唐制に模倣したる時の如く、歐化主義の流れは次第に氾濫し、西洋崇拜の熱度極めて高く、以て明治二十年前後に及べり。されど此の如きは畢竟一時の變調たるに過ぎざれば、國粹保存主義は早く已に識者の間に起りて、歐化主義に對峙し、兩々相争へり。斯くて國運の發展と共に國民の自覺は次第に熟し來り、憲法發布、帝國議會開會に次いで、明治二十三年教育勅語を下賜せらる。爾來教育は一に勅語を以て其の中心となし、此の確固たる基礎の上に著々として歩武を進め、之に加ふるに清國及び露國との戦役より得たる大なる刺戟を以てし、益改良發達を加へて、以て今日に至れり。

明治の教育は、之を（一）模倣期（二）反省期（三）自覺期（四）發展期

に分かち得ること、上來の所説によりて明らかなるべし。されど、本書は小學校に於ける教育の變遷を以て其の主題となせるが故に、小學校に關する法令の變遷を以て時期を劃し、之れを(一)學制時代(二)教育令時代(三)學校令時代の三期に分かたんとす。而して斯かる三分法の前の四分法に對する關係に至りて敘述の間自ら明瞭なるべし。

第二章 明治五年以前の教育

此の時期に於ける教育は、主として幕府並びに諸藩の設立せる學校を繼續し、之に加ふるに維新の國是に従ひ、社會の要求に應ずべき多少の改革を以てしたるに過ぎず。而して此の改革の最大なるものは、固より洋學の獎勵にして各藩の學校は争うて洋學を加へ、又は外國の教師を雇聘し

明治五年以前の教育

て、一意泰西思想の吸收に力めたり。洋學輸入の淵源は遠く徳川時代の中葉にあれども、其の學習は單に二三の先覺者に止まりたれば、廣く講究を始めたるは實に維新以後の事に屬す。

政府の教育事業

明治元年政府は仁孝天皇の建て給ひし京都學習院を再興して大學寮代となし、先づ公卿教育の端緒を開き、江戸の昌平黌、醫學所、開成所を復興し、四方の碩學を徵して之が教授に任ぜり。次いで京都に皇學所を開き、大學寮代を漢學所に改め、國體を辨明し、名分を正し、「漢土西洋の學を以て共に皇道の羽翼」たらしむるの趣旨に基づきて教育を施せり。一方に於て泰西の學術に心酔し、他方に於て舊幕時代を夢想するものある間に於て、新政府が能く國體を明らかにし、神道を振作し、大いに尊王愛國の精神を鼓吹せんとしたる

は、頗る注目に價せずんばあらず。

明治二年昌平黌を改めて**大學校**となし、後、之を大學と改稱し、皇漢兩學所を廢し、開成所を大學南校、醫學所を大學東校と改稱す。三年二月大、中、小學規則を定め、又諸藩に令して十六歳以上二十歳以下の人材を選び、貢進生として大學南校に送らしめ、及び同校に於ける優秀の生徒數名を選抜して海外に留學せしめたり。小學校は明治二年始めて京都に設け、同三年東京に六校を開き、又東京に中學校を興したれども、未だ大いに普及するに至らず。明治四年貢進生を止め、始めて東京府下に共立女學校を開く、又大學を廢して、新に**文部省**を置き、教育事務を總判し、大、中、小學校を管掌せしむることとなし、同時に大木喬任を以て文部卿に任ぜり。是れ我が國に於て教育專問の官省を置きし始めなり。次いで田

文部省の設置

中不二磨を理事官となし、歐米に派遣して、學事を調査せしめたり。

私立學校

私立學校にては安政五年の設立に係る福澤諭吉の慶應義塾、鳥羽藩士近藤眞琴の**攻玉社**海軍少佐、文久三年創立、中村正直の**同人社**明治五年創立等最も有名にして共に、明治の文運に貢獻すること大なり。

新島襄先生同社(同八年)を名譽の幹事の一人たりしり。大隈伯(同四年)も(同五年)。

第三章 學制時代の教育

學制の頒布

明治五年八月太政官の布告を以て、學制を頒布せり。學制は實に大寶令以來、教育に關する法令の嚆矢とも言ふべく、概ね其の範を彼のナポレオン一世の立案に係る佛國の制度に取り、之に多少の改變を加へたるものなり。是れ蓋し佛國の畫一制度は之を英米の自由主義に比して、遙に能く我が國中央集權の要求に合すればなるべし。今其の大要を擧

學制の大要

ぐれば、全國の學制は之を文部省一省に統べ、全國を大分して八大學區とし、每區に大學校一箇所を置き、一大學區を三十二中學區に區分し、區毎に中學校を置き、一中學區は更に小分して二百十小學區となり、區毎に小學校一校を置く、即ち小學校は全國を通じて其の數實に五萬三千七百六十校にして、當時の人口約六百に對して小學校一校の割合なりき。

大學區には督學局あり、中學區には區取締十名乃至十二名あり、學區取締は區内一般人民の子弟の就學勸誘・督勵等をなし、學校の設立・保護其の他一切の學務を擔任す。而して小學校は尋常小學(上下二等)・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學及び廢人學校に、中學校は上下二等に、大學の學科は理學・文學・法學・醫學の四科に分かる。其の他、學制に

學制の主旨

は師範教育・教員・生徒及び試業・海外留學生・學費等に至る迄悉く規定し、章を重ねる二百十三、頗る周密老大を極めたり。學制の主旨を明らかにせるものは、學制と同時に仰せ出されたる布告にして、實學の獎勵と普通教育の普及とは其の二大綱領たり。要に曰く、人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を盛にして、以て其生を遂ぐるゆゑんものは、他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行・言語・書算を初め、士官・農商・百工・技藝及び法律・政治・天文・醫療等に至る迄、凡、人の營むところの事、學にあらざるはなし。人能く其才のある所に應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て、生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本

ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。……自今以後一般の人民華士族農工商及び婦女子必ず、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして、必ず學に従事せしめざるべからざるなり」と。

學制の實施につき當局者の最も力を致したるは、教員養成と小學兒童就學督勵とにあり。教員養成につきては明治五年舊昌平黌跡に東京師範學校を起し、米人スコットを聘して教師となし、六年大阪宮城に、七年愛知廣島長崎新潟に各官立の師範學校を置き、同年東京女子師範學校を開き、又短期の教員傳習所、教員講習所等を各地に設置せり。其の後各府縣に於ける公立師範學校次第に整頓するに及び、十年愛知廣島新潟に於ける官立師範學校を廢し、十一年更に大阪

師範學校起る

大學の設置

中學程度の私立學校

長崎宮城に於ける官立師範學校を廢し、府縣師範學校補助金を分與して其の發達を促せり。就學につきては明治八年學齡を定めて滿六歳より十四歳に至る期間とし、督勵怠らざりしかば、漸く其の効果を奏し、明治十一年には學齡兒童中就學歩合四一、二六に達するに至れり。大學は明治十年元の大學南校及び大學東校を合せて東京大學と稱し、法學醫學理學文學の四學部を置けり。其の他明治七年學校を官立公立私立の三種に分ち、九年東京女子師範學校に幼稚園を開設せし如きは、何れも此の期に於ける重要な事件なり。此の期間に於て最も隆盛を極めたるは、東京府下に於ける中學程度の私立學校にして、明治十一年には其の數六百に上れりと云ふ。此の種の學校は主として英語漢學及び數學を授け、高等専門教育の豫備課程を修めしめ、以て小學教

育と専門教育との連鎖を成し、未だ多く振はざる地方の中学校に代はるを以て其の目的とせり。されば、公立中学校の發達と共に次第に勢力を減じ、或は其の目的を變じ、或は純粹の中學校となり、或は全く閉鎖の止むなきに至れり。

學制時代の學風

學風は一般にスペンサーの思想を紹げる米國の實利主義に影響せられ、科學を尊び、實物教授を重んじ、米國人ヘーヘージの「教授論」、ルゼントの「小學教育論」、カルギンの「庶物示教」等最も多く愛讀せられたり。従つて當時の理想として、重きを知力の啓發に置き、實利的に馳せ、國民道德の涵養は寧ろ之を第二位に置きたるの感なくんばならず。而してこは獨り官立學校のみならず、私立學校に於ても慶應義塾の如きは大いに實利主義の鼓吹に力めたり。次ぎに普通教育につきては國民尙未だ學を以て仕官の準備となすの傳習を脱

せず、官尊民卑の念深く人心を支配せしを以て、その普及頗る難く、女子教育の如きは殆ど全く不振の域にありき。されど羅馬の成るは一日の業にあらず、學制の改革が我が教育界に一新紀元を劃し、先づ教育の大基礎を立て、次第に建設完成の緒をなしたるは教育史上特筆すべき事實に屬せざんばあらず。

第四章 教育令時代の教育

教育令の發布

學制は之を制度として見るときは秩序整然、規模宏大の大觀あれども、餘りに翻譯的にして畫一急進に失し、且我が國經濟事情の未だ此の大理想に副はざるものあり。加ふるに西南戦争は其の實施に一大打撃を與へたれば、明治十二年九月を以て學制を廢して新に教育令を出だせり。

教育令の大要

教育令は大、中、小學區の制を廢し、學區取締に代ふるに町村人民の選舉に係る學務委員を以てし、義務教育年限を十六個月と定め、兒童に體罰を加ふるを禁じ、其の他諸種の規程は單に大綱を示すに止まりて、毫も細節に及ばず、大いに町村の自治に一任せり。此の如きは是れ實に學制時代の干渉に對する反動にして、又一時民間に流布せし佛國自由主義の反響に外ならず。されど、當時の人心尙未だ幼稚にして充分に自治の精神を體し得るに及ばず、爲に教育令は放任に失したるの感あり、再び明治十三年十二月改正教育令の發布となる。

改正教育令の發布

改正教育令に於ける改正の要點は(一)各町村は府知事縣令の指定に従ひ、獨立に或は聯合して其の學齡兒童を教育するに足るべき一個若しくは數個の學校を設置すべきを

教則大綱

定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且該委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の設置廢止は府縣立のものは文部省の認可を、町村立のものは府知事縣令の認可を受くるに至らしめ、(五)師範學校の設置を強制したる等にして、法令は漸く密となり翻譯的ならざるを得るに至れり。越えて十四年小學校教則綱領、中學校教則大綱、師範學校教則大綱を定め、小學校を初等、中等、高等の三科に分ち、中學校を初等、高等の二等、師範學校を、小學校に準じて、初等、中等、高等の三科とし、以て教育令實施の方法を示せり。小學校以外の學校にありては、中學校は小學校の發達に伴なひて増設せられしも、管理の嚴ならざるが爲に、其の施設甚だ區々なりしを、中學校教則大綱によりて整頓し、女學校は明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設

高等女學校

け、從來東京共立女學校等に行はれし如き歐風の女子教育を刷新し、始めて我が國情に適したる教育を施せり、而して是れ實に本邦に於て高等女學校なる名稱を用ひたる嚆矢なりとす。教員養成機關は明治十六年府縣立師範學校通則を定め、各府縣師範學校次第に整頓し、之と同時に中等教員養成の機關たる東京師範學校亦漸く發達し、且體操傳習所(一明治十一年)音樂取調掛(二明治十二年)を置きて體操及び音樂の教師を養成せり。改正教育令の效果は一時甚だ顯著なるものありしが、明治十七年前後に於ける經濟界の不振は教育界に一大打撃を與へ、爲に政府は經費節減の趣旨に基づき、明治十八年八月再び教育令を改正し、土地の情況により小學教場の制を設け、小學校よりも一層簡易なる教授をなし得るの制を立てたり。されど、發布後僅かに八ヶ月にして、學校令之

再び教育令を改正す

盲啞教育

に代はるに至れり。

特殊の教育としては、盲啞教育始めて此の期に發達せり。是より先、明治四年山尾庸三太政官に建白して大いに盲啞教育の必要を述べしが、未だ容れられざるに當り、明治十一年京都に私立京都盲啞院なるもの起り、次いで明治十二年大阪府は模範盲啞學校を設立して盲啞教育を開始せり。東京に於ては明治十三年始めて私立の共立訓盲院を開きしが未だ盛大なるに至らざりき。訓盲院は明治十八年文部省の直轄となり、二十年始めて、東京盲啞學校(長谷川四郎)と改稱し、四十三年又盲學校と聾啞學校との二校に分かたるに至れり。

其他の教育事業

其の他、此の期間に於ける教育上の事業としては東京圖書館の擴張(三明治十三年)あり。前記の私立學校の外に早稻田專門學校(明治十五年)、濟生學舎(明治九年)、同志社(明治八年)及び明治十三

學校令の概観

大臣に任せられ、其の多年海外にありて得たる所の新知識と實務に於ける經驗とに基づきて、教育法令の大刷新を行へり。即ち明治十八年文部省に視學官を置き、十九年三月帝國大學令を、同四月師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通則を發布せり。世に稱して學校令と言ふもの是なり。

學校令によれば、小學校、中學校及び師範學校は各尋常高等の二等に分かれ、大學は大學院及び法・醫・工・文・理の五個の分科大學に分かれ、高等小學(修業年限四個年)を卒業せるものは次第に尋常中學校(修業年限五個年)、高等中學校(修業年限二個年)を経て帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四個年)を経て高等師範學校(修業年限四個年)に入るを得しめ、茲に整然たる一の學校系統を組織せり。

小學校

小學校令に於ては、小學校の設置區域及び位置等は凡て

師範學校

府縣知事之を定むることとし、就學義務年限を尋常小學校の四個年に延長し、土地の情況によりては修業年限三個年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代はるを得しめ、又六個月以上十二個月以内の溫習科を設くるを得しめたり。

小學校の經費は兒童の授業料を以て主要の財源となし、寄附金、其の他の收入にて之を補ひ、尙足らざる部分を町村費より出費することとし、大いに地方の經濟を顧慮し、其の負擔を過重ならざらしめんことを期せり。

公立師範學校は、從來其の數に規定なかりしも、師範學校令に於ては一府縣一個所に制限し、全力を此の一師範學校に集中せしむるの方針を取れり。蓋し、森文部大臣は國運發展の基礎を國民教育に置き、國民教育の消長を以て、師範教育の盛衰に依存するものとなしたるを以て、特に師範教育

に主力を注ぎ、生徒の訓育は順良・信愛・威重の三氣質を養成するを以て其の根本義となし、寄宿舎は宛然兵營の如く、又兵式體操を課して其の氣質を鍛鍊せり。是に於てか生徒の氣風頓に一變す。又尋常師範學校長をして其の府縣の學務課長を兼ねるを得しめ、尋常師範學校長及び教員は高等師範學校卒業生を以て、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを以て本體となし、明らかに師範學校を以て普通教育の根原と認めたり。

明治二十二年文科大學内に教育科特約生を置き、獨逸人ハウスクネロトハウスクネロトを聘して教育學を講ぜしむ。是より我が學風次第に英米を去つて獨逸に向ひ、ヘルバルトの學說盛に唱へらるるに至れり。

第二節 教育勅語の下賜

獨逸の學風

當時の狀態

我が國民の歐化主義に謳歌せることは前章に於て已に之を述べたり。而して此の歐化主義の最も盛大を極めたるは明治二十年前後にして、甚だしきは、悉く我が古來の文物制度を排し、衣食住の習慣を改め、國語に代ふるに英語を以てせんとするに至り、所謂文明の宗教たる基督教獨り其の勢を擅にせり。是に於てか明治十九年西村茂樹は「日本道徳論」を著し、明治二十年勝安房は書を當路に致して、其の反省を求め、三宅雪嶺等は明治廿一年を以て雜誌「日本」を出だし、井上圓了は哲學館を開きて新佛敎を説けるなど、國粹保存主義の反動亦甚だ高く互に相争へり。されど所謂歐化と言ひ國粹保存と言ふも、共に我が國運の發展を以て其の終局目的となせるに至つては、則ち一なれば兩者の思潮は次第に和熟し、思想界の歸著點將に明らかならんとするに際し、

明治二十二年二月十一日皇室典範及び帝國憲法の發布あり、同四月市町村制は實施せられ、越えて二十三年十月三十日教育に關する勅語を下賜せられ、時の文部大臣芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に頒布するに及び、政治思想倫理思想始めて統一の氣運に向へり。

教育勅語

教育勅語は、我が國固有の思想を發揮し、忠孝兩道を以て國體の精華となしたまひ、明らかに國家主義の精神を以て一貫せるものなり。勅語によりて、國民は茲に日常道德の標準を得、教育は其の最高理想を認め、爾來諸種の教育的施設は悉く之を中心として畫策せられ、新舊兩思想亦此の中心に向つて其の歩武を進めしかば、衝突は變じて調和となり、反省は進んで完全なる自覺に達するを得たり。

地方學事通則
小學校令改正

明治廿三年十月如上の新要求に應せんが爲に地方學事

小學校令第一條

通則を定め、同時に小學校令を改正し、其の第一條に於て範を獨逸に取り、小學校の目的を「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育及ビ國民教育ノ基礎、竝ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識、技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」と定めたり。又小學校簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を三箇年若しくは四箇年、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年若しくは四箇年となし、小學校に專修科、補習科を附設するを得しめ、從來授業科を以て小學校經費の本體となせるの制を廢し、經費は凡て市町村より支出し、授業料は之を市町村に屬する収入となし、其の他市町村制の實施に伴ふ諸般の改正を施せり。同年又小學校教員退隱料及び遺族扶助料を定め、明治廿四年獨逸の制に倣ひ、小學校教則大綱を發布し、各科の程度及び要旨を明らかにせり。

小學校教則大綱

國學の獎勵

明治二十六年井上毅(二五〇四年)文部大臣となるや、一方に於て國學漢學の研究を奨めて國家主義の教育を鼓吹すると共に、又他方に於ては國運の發展を以て専ら國力の充實にありとし、大いに實業教育を獎勵し、二十六年實業補習學校規程を定め、二十七年實業教育國庫補助法を初め、多くの實業教育に關する規程を定めたり。同年高等學校令を出し、從來の高等中學校を高等學校と改稱せり。

實業補習學校規程

第三節 教育の勃興

明治二十七八年清國と事あり。我が軍連戰連勝國威頓に擧がるや、我が國民は益自己の眞價を自覺し、且教育の戰勝に與ること甚だ大なるを悟り、おのづから教育勃興の氣運を開けり。乃ち政府は先づ議院の建議を容れ、教育基金を分賦して普通教育を獎勵し、國民亦爭うて教育の進歩を圖り

二十七八年戰役と教育

しかば、諸般の教育的施設は翕然として起り、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來多く省みられざりし女子教育及び實業教育も頗る長足の發達を爲したり。今左に明治二十八年以來發布せられたる法令の重なるものを擧げて其の一般を窺はん。

高等女學校及び中學校

明治二十八年高等女學校規程を發し、更に三十二年高等女學校令を定め、修業年限四ヶ年を以て本體となし、一ヶ年の伸縮をなすことを許し、補習科、技藝專習科及び專攻科を附設することを得しむ。同年中學校令を改正し、尋常中學校を中學校と改稱し、高等普通教育を施すを以て其の目的となし、且補習科を置くを得しむ。三十四年中學校令及び高等女學校令施行規則を定む。

各種の施設

明治二十九年高等教育會議規則を定め、教育上重要なる

施設に關し、豫め言を獻ずるを得しめ、同年學校衛生顧問及び學校衛生主事を置き、又小學校教員年功加俸國庫補助法を公布す。

三十年地方視學を置き、小學教育に關する學事を視察せしめ、三十一年公立學校に學校醫を置き、三十二年府縣に視學官及び視學を置き、郡に郡視學を置く。

師範學校

三十年師範學校令を改正し、尋常師範學校を師範學校と改稱し、各府縣師範學校を一校に制限したるを改めて、一校若くは數校となし、始めて私費生を置くことを認む。

小學校令改正

三十三年八月小學校令を改正し、同時に小學校令施行規則を發布す。改正の要點は(一)讀書作文・習字を合して國語の一科とし、(二)假名字體及び字音假名遣を一定し、尋常小學校に用ふる漢字の數を一千二百字内外に制限し、(三)試験を廢

實業教育

し、(四)義務教育年限を四ヶ年とし、(五)義務教育年限中は授業料を徴收せざるを以て本體となせる等なり、又三十六年小學校令の一部を改正して小學校教科用圖書を國定となす。實業教育に關しては三十年文部省に實業教育局を置き、三十二年實業學校令を定め、同時に各種實業學校規程を制定し、之を中學校程度の甲種及び高等小學校程度の乙種の二種に別つ。

專門教育

專門教育につきては、明治三十六年專門學校令を出して、公立又は私立の專門學校の設置及び廢止は文部大臣の認可を受くべく、修業年限は凡て三ヶ年以上、入學資格は中學校又は高等女學校卒業程度たるべきを定め、以て高等なる學術・技藝を教授する學校を整理せり。

大學

大學は明治十九年の改正以後、二十三年農科を置き、三十

年京都帝國大學を置き、三十六年福岡醫科大學を、四十年東北帝國大學を設け、私立のものは三十五年早稻田専門學校の早稻田大學と改稱せしに始まり、大學の名を附するもの甚だ多し。私立女子大學亦明治三十四年創立せらる。

三十七八年戰
役と教育

斯く内容の完成と共に諸種の形式亦整頓し、國家主義の教育、忠君愛國の思想愈貫徹せるの時に當り、偶露國と戰を宣して、空前の大捷を博し、我が國は一躍して世界の一等國の班に入れり。是れ固より今上陛下の御稜威、陸海軍人の忠勇無比なるによると雖も、亦教育普及の効果與りて大なるものあるを認めずんばあらず。是に於てか諸外國は争うて戰捷の原因を究め、教育勅語の精神は世界に其の光を放ち、新渡戸稻造著す所の武士道は諸外國語に翻譯せられ、菊池大麓は倫敦大學に我が國民の精神を説くに至れり、維新の

徳育の振興と
實業教育の奨
勵

始め、専ら外國に模倣せし日本が、僅々四十年の短日月に於て、却つて彼をして學ぶ所あらしむ、抑亦快心の事なりと謂はざるべからず。従つて日清平和後、清國及び朝鮮、印度、暹羅等より來りつゝありし留學生の數も、大いに増加し、又我が教育家の聘せられて是等東洋諸國に赴くもの日一日に増加し、我が國は今や、東洋諸國の教育を指導するの使命を帯ぶるに至れり。

されど翻て之を考ふるに、我が國民は其の實力の充實に於て、公共心の發達に於て、未だ充分ならざるものあるを免れず。故を以て當局者は常に此の點に注意し、一方に於て徳育の振興を説くと共に、他方に於て大いに實業教育を奨勵し、殊に明治四十一年十月には戊申詔書を下賜して、専ら勤儉自彊を奨め給へり。

現行小學校令

現行師範學校令

學校令時代の學風

明治四十年三月小學校令を改正し、義務教育年限を六箇年に延長し、尋常小學校の教科に地理・歴史及び理科を加へ、同四月師範學校規程を改正し、簡易科を廢し、本科を二部に分ち、女子の修業年限を男子と同一にし、且豫備科を設けたり。共に普通教育の發達に伴ふ必然の結果に外ならず。學校令時代に於ける學風の變遷は、嘗てハウスクネヒト教育學を大學に説きてより以來、ヘルバルトの説は天下を風靡し、教育勅語の精神と相待つて、茲に德育主義の教育となり、英佛の學は爲に一掃し去られたり。明治三十年以後、社會的教育學説大いに歡迎せられ、ヘルゲマン・ナトルプ・ウィルマン等の説はヘルバルト派個人主義の缺陷を補ひ、近時に於ては更に低能兒教育・實驗教育・犯罪兒童の救濟・社會教育等、教育上の特殊問題次第に注意せられ、我が學者亦徒に

現時の状態

外人の糟粕を嘗むるを以て屑しとせず、進んで自家獨特の學説を建設せんとするに至れり。今維新以來教育進歩の跡と、現時に於ける教育の一斑とを示さんが爲に、文部省年報より左記の統計を抄録せり。

學校種別	明治十九年	明治四十二年	明治十九年	明治四十二年	明治十九年	明治四十二年
學校數	學 校 數	教 員 數	生 徒 數	學 校 數	教 員 數	生 徒 數
官、公、私立 小學校	二六、五五六	二六、三六六	七九、六六六	一三四、三七七	二、八〇三、六三九	五、九六六、一三九
官、公、私立 幼稚園	三六	四〇五	八三	一、一六四	就學歩合四三三 就學歩合九八〇	二、五八五 三六、〇〇六
官、公、私立 中學校	五	二九六	六四四	五、七一九	一〇、三〇〇	一一五、〇三八
官、公、私立 高等女學校	七	一五九	七〇	二、三九五	八九六	四六、五八三
公立師範 學校	四六	七五	五九〇	一、三〇七	四、八三七	一九、六九六

附錄 教育史年表

(紀元年代は凡て我が國のものを用ふ)

- | 紀元年代 | 事蹟 |
|--------|-----------------------|
| 六七 | ソロン、アテネの憲法を定む。 |
| 九八(?) | 釋迦カピラバズツに生まる。 |
| 一一〇 | 孔子魯の昌平郷に生まる(周靈王二十一年)。 |
| 一七六(?) | 釋迦入寂。 |
| 一八二 | 孔子歿す(周敬王四十四年)。 |
| 一九二 | ソクラテス生まる。 |
| 二六二 | ソクラテス歿す。 |
| 三一四 | プラトン歿す。 |
| 三三九 | アリストテレス逝く。 |
| 六五七 | キリスト生まる(西紀前四十四年)。 |
| 六八九(?) | キリスト磔殺せらる。 |
| 六九五(?) | クインチリアヌス生まる。 |
| 八四一 | バンテヌス問答學校を起す。 |
| 九四五 | 儒教傳來(應神天皇十六年)。 |
| 一一八九 | 僧庵學校起る。 |
| 一二一二 | 佛教傳來(欽明天皇十三年)。 |
| 一二六四 | 聖德太子憲法を定む。 |
| 一二六八 | 留學生を隋に遣はす。 |
| 一二七〇 | ムハマド回々教を創む。 |
| 一二八一 | 聖德太子薨す。 |
| 一三〇五 | 太化の改新。 |
| 一三六一 | 太寶令を發布す。 |
| 一三七二 | 「古事記」成る。 |
| 一三八〇 | 「日本紀」成る。 |
| 一四〇一 | 諸國に國分寺を建つ。 |

一四一七	家々に「孝經」を備へしむ。	二二八八	王陽明卒す <small>(明世宗嘉靖七年)</small> 。
一四八二	最澄入寂。	二二九〇	コペルニクス地動説を唱ふ。
一四九五	空海入寂。	二二九六	人文主義大家エラスムス逝く。
一五六三	菅原道真薨す。	二二〇〇	エスイタ派法王の允許を受く。
一八五二	陸象山卒す。	二二〇九	フランソア、ザヴィエーリ来る。
一八六〇	朱熹卒す <small>(南宋寧宗慶元六年)</small> 。	二二一三	ラブレト死す。
一九二二	親鸞入寂。	二二一六	イグナチオ、ロヨラ死す。
一九三〇年代	金澤文庫起る。	二二五二	コメニウス、モラビアに生まる。
一九四二	日蓮入寂。		モンテニ死す。
二〇九九	足利學校起る。	二二六一	徳川家康學校を伏見に設く。
二一一〇	グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷す。	二二六八	中江藤樹近江に生まる。
二一一三	東羅馬帝國亡ぶ。	二二七九	熊澤蕃山生まる。
二一五二	コロンブス亞米利加を發見す。		藤原惺窩歿す。
二一七七	ルイテル宗教改革を唱ふ。	二二八二	山鹿素行生まる。
		二二八六	ペーコン歿す。

二二八七	伊藤仁齋生まる。	二三五〇	昌平覺起る。
二二九〇	貝原益軒福岡に生まる。	二三五一	熊澤蕃山歿す。
二二九二	ロック生まる。	二三五三	ロック「教育思想」を著す。
二二九五	ラトケ歿す。	二三五五	フランケ貧民學校を起す。
二二九八	ヤンゼン逝く。	二三五七	徳川光圀の「大日本史」成る。
二三〇八	中江藤樹逝く。	二三五八	木下順庵歿す。
二三一七	林羅山逝く。	二三六一	僧契仲逝く。
二三一八	コメニウスの「世界圖解」成る。	二三六二	中村惕齋歿す。
二三二三	フランケ生まる。	二三六四	ロック歿す。
二三二六	荻生徂徠生まる。	二三六五	伊藤仁齋歿す。
二三三〇	シユペーネル敬虔主義を唱ふ。	二三七二	ルソー、ジ・ネーブに生まる。
	コメニウス、アムステルダムに逝く。	二三七四	貝原益軒歿す。
二三四二	山崎闇齋歿す。	二三八〇	徳川吉宗禁書令を解く。
二三四五	山鹿素行歿す。	二三八三	バセドウ生まる。
		二三八四	カント生まる。

- 二三八五 新井白石歿す。
- 二三八八 荻生徂徠歿す。
- 二三八九 石田梅巖心學を創む。
- 二三九四 室鳩巢歿す。
- 二四〇四 石田梅巖卒す。
- 二四〇六 ペスタロチ、チューリッヒに生まる。
- 二四二一 新人文主義の唱道者ガスネル逝く。
- 二四二二 ルソトの「エミール」出づ。
- 二四二三 フレデリキ大王小學校令を出す。
- 二四二九 加茂真淵逝く。
- 二四三三 エスイタ派團體を解く。
- 二四三四 バセドゥ汎愛學校を設く。
- 二四三五 ペスタロチ、ノイホッフに學校を

- 二四三六 ヘルバルト、オルデンブルグに生まる。
- 二四三八 ルソー頓死す。
- 二四四二 フレーベル生まる。
- 二四四七 二宮尊徳相模に生まる。
- 二四五〇 バセドゥ逝く。
- 幕府異學の禁を布く。
- 二四五三 和學講習所起る。
- 二四五六 ホーレスマン生まる。
- 二四五八 本居宣長「古事記傳」成る。
- ペスタロチ、スタンツに赴く。
- 二四五九 ペスタロチ、ブルグドルフに赴く。
- 二四六一 本居宣長・細井平州歿す。

- 二四六三 新人文主義大家ヘルデル歿す。
- 二四六四 大哲カント逝く。
- 二四六五 ペスタロチ、イフェルテンに赴く。
- 二四六六 ヘルバルト其の大著「普通教育學」を出す。
- 二四六九 ダイウキン生まる。
- 二四七一 ザルツマン逝く。
- 變書和解方を置く(開成所の起原)。
- 二四八〇 スペンサー生まる。
- 二四九四 シュライエルマツヘル逝く。
- 二五〇一 ヘルバルト逝く。
- 二五〇三 平田篤胤逝く。
- 二五一一 フレーベル歿す。
- 二五一四 ベネケ變死す。

- 二五一六 二宮尊徳歿す。
- 二五一八 福澤諭吉慶應義塾を起す。
- 二五一九 ホーレスマン歿す。
- ダイウキンの「種の起原」出づ。
- 二五二〇 スペンサーの「教育論」出づ。
- 二五二三 近藤真琴攻玉社を起す。
- 二五二六 大學擴張運動英國に起る。
- ヂイステルウエヒ逝く。
- 二五二七 ストイエル補助學級を創む。
- 二五二八 京都の學習院を再興す。
- 昌平黌・醫學所・開成所を再興す。
(明治元年)
- 二五二九 昌平黌を大學と改む。
- 二五三〇 大、中、小學規則を定む。
- 二五三一 文部省を置く、大木喬任文部卿

- 二五三二 八月學制を頒布す。
東京に師範學校を置く。
中村正直同人社を起す。
- 二五三四 東京女子師範學校を置く。
- 二五三五 學齡を六歳より十四歳迄と定む。
同志社起る。
- 二五三六 東京女子師範學校に幼稚園を置く。
- 二五三七 大學の組織成る。
- 二五三八 京都に私立盲啞院起る。
- 二五三九 九月教育令を出す。
- 二五四〇 改正教育令を出す。
私立共立訓盲院を東京に開く。
- 二五四一 小學校教則綱領、中學校及び師範學校教則大綱を出す。
福岡文部卿小學校教員心得を出す。
- 二五四二 軍人への勅諭を下し給ふ。
チャロ、及びダーウキン逝く。
佛國義務教育の制を布く。
東京女子師範學校に附屬高等女學校を置く。
早稻田專門學校起る。
- 二五四三 大日本教育會起る。
- 二五四五 再び教育令を改正す。
雜誌教育時論出づ。
森有禮文部大臣となる。
- 二五四六 學校令を發布す。
- 二五四七 共立訓盲院を東京盲啞學校と改

- 二五四九 憲法發布。
帝國大學内に教育特約生を置く。
- 二五五〇 十月教育勅語を下賜せらる。
地方學事通則發布。
小學校令改正、農科大學を置く。
- 二五五一 小學校教則大綱を定む。
- 二五五三 井上毅文部大臣となる。
- 二五五四 實業教育國庫補助法を定む。
- 二五五六 高等教育會議規則を定む。
スペンサーの「綜合哲學」大成す。
- 二五五七 師範學校令改正。
地方視學を置く。
京都帝國大學を置く。
文部省に實業教育局を置く。
- 二五五八 公立學校に學校醫を置く。
- 二五五九 實業學校令を定む。
府縣視學官、視學及び郡視學を置く。
高等女學校令、中學校令改正。
教育基金特別會計法公布。
- 二五六〇 八月小學校令を改正す。
- 二五六三 スペンサー逝く。
專門學校令を出す。
福岡に醫科大學を置く。
- 二五六七 三月小學校令を改正し、義務年限を六ヶ年とす。
四月師範學校令改正。
東北帝國大學を置く。
- 二五六八 十月戊申詔書を下賜せらる。

巴羅歐部西圖附



一分万百五千日
 尺本
 50 10 0 50
 200 0 200 英
 哩

近世教育史終

近世教育史附圖西歐



近世教育史終

巴羅歐部西圖附史育教世近



一分万百五千度尺
尺本日
50 100 150 哩
200 400 600 哩

文部省檢定濟

明治四拾三年拾壹月拾日印刷
 明治四拾三年拾壹月拾五日發行

近世教育史

定價金七十五錢



著者	著者	著者	發行者	發行者	印刷者
篠原助市	佐藤熊治郎	小川正行	大葉久吉	吉岡平助	青木弘
<small>東京市日本橋區本石町三丁目十七番地</small>	<small>東京市日本橋區本石町三丁目十七番地</small>	<small>東京市日本橋區本石町三丁目十七番地</small>	<small>東京市日本橋區本石町三丁目十七番地</small>	<small>大阪市東區備後町四丁目三十七番地</small>	<small>東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地</small>

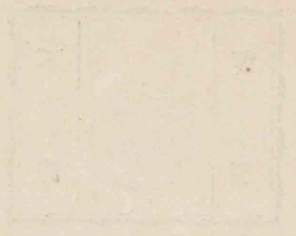
發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
 大阪市東區備後町四丁目

寶文館

六書

卷之三

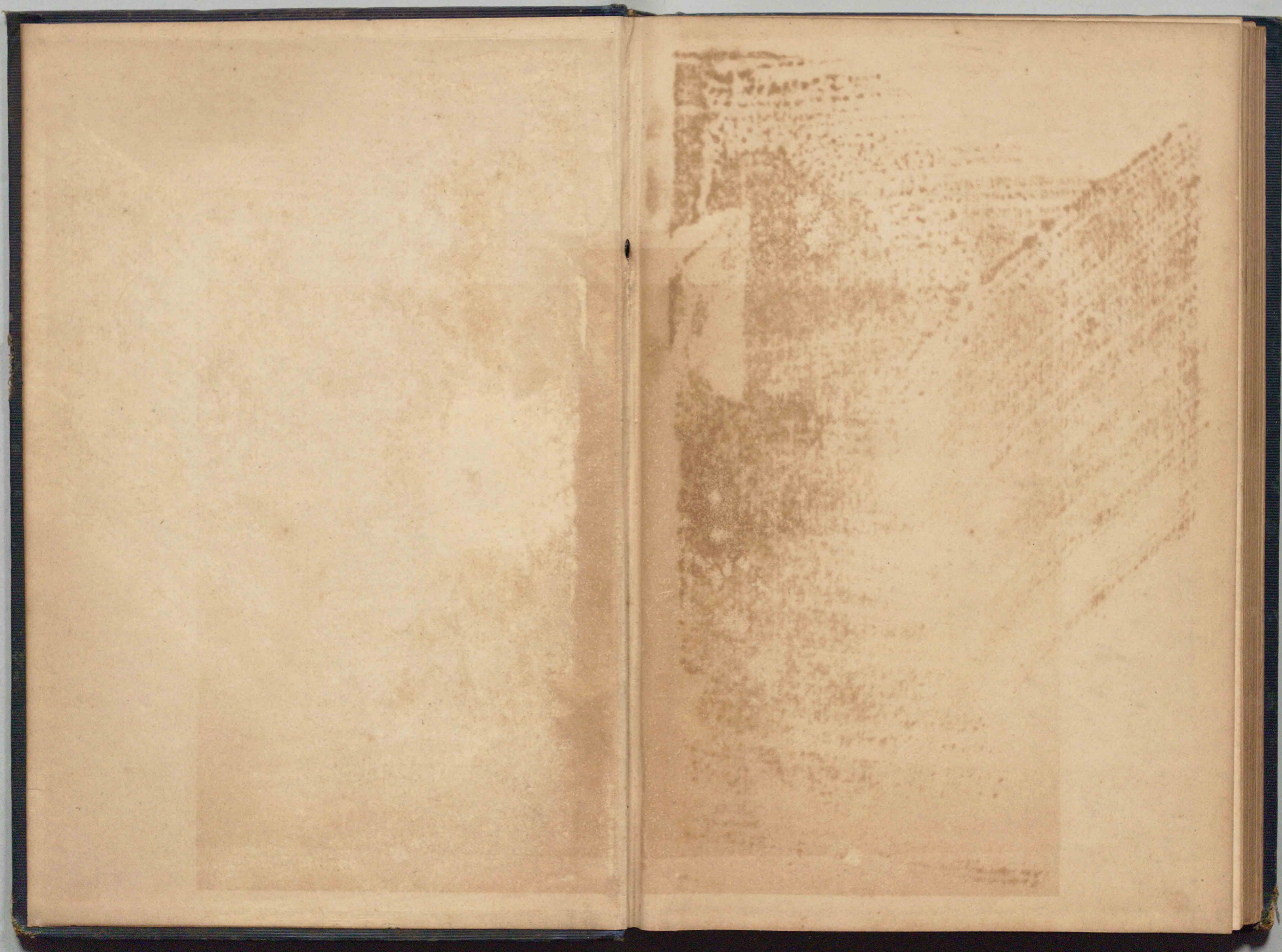


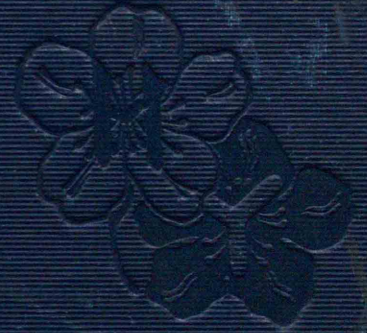
一 二 三 四 五 六 七 八 九
 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八
 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七
 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六
 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五
 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四
 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三
 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二
 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一
 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十
 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九
 一百

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

一

一





広島大学図書

2000030768

